

官報  
號外

平成十八年十二月八日

もつて原案どおり可決すべきものと決定をいたし

〔山内俊夫君登壇、拍手〕

ました。  
なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

平成十八年十二月八日(金曜日)  
午前十時二分開議

長伊達忠一君。 ます 委員長の報告を求めます。 経済産業委員

(議長・原千景君) これより採決をいたします。  
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い  
ます。

○議事日程 第十八号

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔投票終了〕

する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

投票結果  
贊成  
反對

**第三** 信託法案 第百六十四回国会内閣提出  
**第一百六十五回国会衆議院送付**

投票者氏名は本号末尾に掲載

○本日の会議に付した案件  
議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。  
日程第一 入札談合等関与行為の排除及び防止  
に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提  
出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山内俊夫君。

平成十八年十二月八日

参議院会議録第十八号(その二) 入札談合等闇与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案 地方分権改革推進法案

（審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載）	内俊夫君。	○議長（扇千景君）　日程第一　地方分権改革推進法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたしました。	○議長（扇千景君）　これより採決をいたします。	○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。	○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。	以上、御報告申し上げます。（拍手）	なあ、本法律案に対して附帯決議を行いました。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山	反対	投票終了	投票終了	投票終了	投票終了	〔投票開始〕	ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
内俊夫君。	賛成	二百二十五	八十二	百四十三	投票総数	〔投票開始〕	本法律案は、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、必要な体制を整備しようとするものであります。
よつて、本案は可決されました。（拍手）	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	（投票者氏名は本号末尾に掲載）					なお、衆議院におきまして、財政上の措置の在り方の検討については、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から行うものとするとともに、内閣総理大臣は地方分権改革推進委員会から勧告を受けたときはこれを国会に報告する旨の修正が行われております。
（投票者氏名は本号末尾に掲載）							委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、法案提出の意義と地方分権改革の目指すべき方向、前回の地方分権推進法と今回の法案との相違点、住民自治を重視した地方分権推進の取組、地方分権と道州制の改革を同時に進めることの必要性、地方の人材確保のための方策、地方分権改革を推進する際のナショナルミニマムの確保、新型交付税導入に伴う地方公共団体への影響と地方交付税の総額確保に向けた取組等について質疑が行われました。
（審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載）							質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より反対する旨の意見が述べられました。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山							討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十七  
二百十八  
九

賛成

反対

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(扇千景君) 日程第三 信託法案  
日程第四 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(いづれも第百六十四回国会内閣提出、第百五十五回国会衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山下栄一君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

〔山下栄一君登壇、拍手〕

○山下栄一君 大いま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、信託法案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、信託法制について、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託となる信託、受益者の表記によるものとするものであります。

次に、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、信託法の施行に伴い、旧信託法、信託業法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、信託法案のうち、公益信託以外の受益者の定めのない信託に関する経過措置について修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、受託者の義務が合理化された意義、受益者保護のための規定の実効性、自己信託及び目的の信託の活用方法と弊害防止措置、福祉型信託の望ましい在り方、事業信託に対する税制及び会計基準の在り方等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行い、また、財政金融委員会との連合審査会を開催いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の仁比委員より、両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十八  
二百十三  
十五

賛成

反対

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

よつて、両案は可決されました。(拍手)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。

午前十時十二分散会

出席者は左のとおり。

副議長 議長 扇千景君  
角田義一君

議員	近藤正道君	鰐淵洋子君
又市征治君	澤雄二君	谷合正明君
大田昌秀君	小池正勝君	小泉昭男君
浮島とも子君	渡辺孝男君	遠山清彦君
高野博師君	山本香苗君	山本保君
世耕弘成君	渕上貞雄君	福本潤一君
福島みづほ君	西田英夫君	鶴保庸介君
加藤修一君	中川義雄君	田弘友和夫君
松あきら君	山口那津男君	西田実仁君
山内俊夫君	荒木清寛君	鶴保庸介君
山下栄一君	浅野勝人君	田英夫君
魚住裕一郎君	国井正幸君	西田実仁君
林芳正君	吉村剛太郎君	鶴保庸介君
武見敬三君	山崎正昭君	田英夫君
浜四津敏子君	若林正俊君	西田実仁君
白浜一良君	河合常則君	鶴保庸介君
木庭健太郎君	樺名一保君	田英夫君
浜四津敏子君	末松信介君	西田実仁君
白浜一良君	川口二之湯智君	鶴保庸介君
木庭健太郎君	岡田順子君	田英夫君
山谷えり子君	岡田直樹君	西田実仁君
山本順三君	柏村武昭君	鶴保庸介君
小泉顯雄君	有村治子君	田英夫君
中村博彦君	秋元司君	西田実仁君

官 報 (号 外)

平成十八年十二月八日

参議院会議録第十八号(その一)

## 議長の報告事項

		官 報 (号 外)	
件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	経済産業委員会に付託有機農業の推進に関する法律案	外國為替及び外國貿易法第十一条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三号)
	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
	經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件	經濟上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件
	同日本院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。	同日本院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。	同日本院から、次の議案が提出された。
	観光立国推進基本法案 第百六十四回国会、爰知和男君外六名提出	同日本院から予備審査のため次の議案が送付された。	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三号)
	同日本院の質問主意書を内閣に転送した。	同日本院から予備審査のため次の議案が送付された。	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方
	教育の基本に関する質問主意書(荒井広幸君提出)(第二八号)	同日本院から予備審査のため次の議案が送付された。	問題に関する特別委員長提出)(衆第四号)
	独立行政法人都市再生機構の經營に関する質問主意書(尾立源幸君提出)(第二九号)	同日本院から予備審査のため次の議案が送付された。	一、公聴会の問題 教育基本法案、日本国教育基本法案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案について
	同日本院において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。	同日本院から予備審査のため次の議案が送付された。	一、公聴会の問題 教育基本法案、日本国教育基本法案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案について
	經濟上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	同日本院から予備審査のため次の議案が送付された。	二条により承認を求めます。
			平成十八年十二月七日
			教育基本法に関する特別委員長 中曾根弘文
			参議院議長 扇 千景殿
			入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法

官 報 (号 外)



官 報 (号 外)

平成十八年十二月八日 参議院会議録第十八号(その一) 投票者氏名

投票者氏名

官 報 (号 外)

明治  
三  
種  
郵  
便  
物  
認  
可  
日

平成十八年十二月八日 参議院会議録第十八号(その一)

# 官報号外

平成十八年十二月八日

## ○ 第百六十五回 参議院会議録第十八号（その一）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年十二月七日

参議院議長 扇 千景殿

経済産業委員長 伊達 忠一

要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における官製談合事件の発生に関する状況にかんがみ、官製談合の防止の徹底を図るため、公正取引委員会による改善措置要求等の対象となる特定法人の範囲の拡大、入札談合等関与行為の類型の追加及び当該行為を行った職員に対する損害賠償の請求等に係る調査結果の公表の義務付けを行うとともに、国等の職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

### 附帯決議

公共事業の発注や物品等の調達に発注者側の関与する官製談合は平成十四年の官製談合防止法制

定にもかかわらず後を絶たない。

官製談合は官公需における公正で自由な競争を阻害する不当な取引制限であり、予算の適正で効率的な執行を妨げ、納税者である国民の利益を阻害する悪質な行為である。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 改正法の施行状況を勘案し、必要に応じ入札談合等関与行為に当たる行為類型のさらなる範囲拡大等を検討すること。

二 公正取引委員会は会計検査院との相互の連携協力を通じ、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すこと。

三 国、地方公共団体等による公共調達については、予定価格の見直し、一般競争入札の一層の拡大、総合評価方式の拡充等一層の改革を図ること。

四、公共調達の在り方について、発注機関、公正取引委員会、財政当局、検査当局、関連業界の代表者及び有識者による幅広い見地から、入札談合が生じる制度的な要因を解明し、入札談合の抜本的な防止策を検討すること。

五、地方公共団体の長・幹部職員の不正行為に加えて、公務員の関連業界へのいわゆる天下りがあること。

六、公務員の意欲を高め、その能力が十分に發揮されるものとなるよう配慮すること。

官製談合事件の温床となってきたこれまでの経緯にかんがみ、早期退職慣行の是正や退職者の再就職の適正化など公務員の人事管理の在り方について、公務員制度改革全体の中で早急に検討すること。

なお、検討に当たっては、公共調達に従事する公務員の意欲を高め、その能力が十分に發揮されるものとなるよう配慮すること。

右決議する。

官製談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十八年十一月三十日

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

のいづれかに該当するものに改め、同項に次の各号を加える。

一、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人

二、特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）

三、第二条第四項中「方法」の下に「（以下「入札等」という。）」を加え、同条第五項に次の二号を加える。

四、特定の入札談合等に関する事項を規定する法律（平成十四年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五項の調査の結果の公表に係る部分に限る。」及び第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「限る。」の下に「第四項（第二項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）」を加え、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二号を加える。

4 各省各庁の長等は、第一項及び第二項の調査の結果を公表しなければならない。

第五条に次の二項を加える。

4 各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第一項本文又は第二項の調査の結果を公表しなければならない。

第五条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の二条を加える。

(職員による入札等の妨害)

第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に關し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 審査報告書

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成十八年十一月七日

総務委員長 山内 俊夫  
参議院議長 扇 千景殿

#### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、國民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことができる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権の推進に関する基本理念並びに國及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、そ

改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴い、平成十八年度に要する経費は、既定経費の範囲内でまかなうこととしている。

#### 附帯決議

地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、今回の地方分権改革が國と地方の関係の基本にわたる見直しを行うものであることを踏まえ、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することができるよう、國と地方の役割を新たに見直す場合には、地方への税源移譲等役割分担に応じた税財政上の措置を講ずること。

二、地方分権改革推進委員会における調査審議の充実が極めて重要であることにかんがみ、委員の人選に当たっては、地方公共団体の意見が十分反映するよう特に配慮するとともに、同委員会の権限が地方分権改革に関係するあらゆる事項に及ぶとの前提の下に、同委員会の要請に応じ最大限の協力をを行うよう、適切な事務局体制を構築する等、万全の措置を講ずること。

三、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するためには、地方公共団体との密接な連携と関係府省の誠意ある対応を確保し、國民の関心と理解を得ることが必要不可欠であることにかんがみ、地方分権改革推進委員会の調査審議の基本方針を可能な限り早期に示すことを同委員会に

対して要請すること。

四、地方分権改革推進計画の作成に当たつては、

地方公共団体の意見を幅広く、誠実に聽取するよう、常設の場を設ける等、最大限の配慮を払うとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を尊重してその実現を図ること。

五、本法に基づき地方分権改革推進計画が実施に移されるまでの間においても、地方分権改革のための措置を検討中であることを理由として、地方分権に向けた動きを停滞させることのないようにすること。また、この間において、地方に關係する制度の改正を行う場合には、本法に基づく地方分権改革と整合性がとれたものとなるよう、特段の配慮を払うこと。

#### 右決議する。

#### 地方分権改革推進法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年十一月二十八日

参議院議長 扇 千景殿  
衆議院議長 河野 洋平

(小字は衆議院修正)

#### 地方分権改革推進法案

#### 地方分権改革推進法

#### 目次

#### 第一章 総則(第一条～第四条)

#### 第二章 地方分権改革の推進に関する基本方針(第五条～第七条)

#### 第三章 地方分権改革推進計画(第八条)

#### 第四章 地方分権改革推進委員会(第九条～第十八条)

#### 附則

#### 第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、國民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現するとの緊要性にかんがみ、旧地方分権推進法(平成七年法律第九十六号)等に基づいて行われた地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革の規定に基づいて行われる地方分権に関する改革をいう。以下同じ。)の推進について、基本理念並びに國及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (地方分権改革の推進に関する基本理念)

第二条 地方分権改革の推進は、國及び地方公共団体が共通の目的である國民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることに

よつて、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もつて個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(國及び地方公共団体の責務)

第三条 國は、前条に定める地方分権改革の推進に関する基本理念にのつとり、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、國の地方分権改革の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、そ

# 官 報 (号 外)

の行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

(国と地方公共団体との連絡等)

第四条 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡するとともに、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

## 第二章 地方分権改革の推進に関する基本方針

(地方分権改革の推進に関する国の施策)

第五条 国は、国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政ができる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条に規定する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されるようになければならない。

(財政上の措置の在り方の検討)

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自

主的かつ自立的に執行できるよう、○前条第一項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する國の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。

(地方公共団体の行政体制の整備及び確立)

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分

権改革の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

## 第三章 地方分権改革推進計画

第八条 政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権改革の推進に関する基本方針に即し、講すべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、地方分権改革推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、地方分権改革推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(設置)

## 第四章 地方分権改革推進委員会

下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務○等)

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に規定する地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、地方分権改革の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第十一条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任命)

第十二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にいかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の罷免)

第十三条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は

委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

(委員の秘密保持義務)

第十四条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第十五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。  
(政令への委任)

この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十二条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。  
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

##### 第二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和

五十七年三月三十日法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

ため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期	間	事務
イ	ラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第二百三十七号)	同法第二条第一項に規定する対応措置(自衛隊が実施するものを除く。)の実施に関すること。
二	地方分権改革推進法(平成十八年法律第二号)がその効力を有する間	一 地方分権改革推進計画(同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。)の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第四条に次の二項を加える。

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

(この法律の失効)

第四条 この法律は、附則第一条の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

審査報告書  
信託法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

第一條第五十七号の二の次に次の二号を加える。

五十七の三 地方分権改革推進委員会委員

参議院議長 山下 栄一  
法務委員長 山下 栄一

要領書  
内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

ため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則第二条第三項を次のように改める。

第三条 内閣府は、第三条第二項の任務を達成する

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴ながみ、信託法制について、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信託等の新しい制度を導入するとともに、国民に理解しやすい法制度とするためこれらを現代用語の表記によるものとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議  
政府及び関係者は、法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 信託が、我が国社会において、今後とも広く利用が見込まれることにかんがみ、受託者の任務が適切に遂行されるよう、信託法、信託業法等に基づく受託者の義務について十分な周知を図るなど必要な方策を講ずること。

二 高齢者や障害者の生活を支援すること。

託については、特にきめ細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、その担当手として弁護士、社会福祉法人等の参入の取扱いなどを含め、幅広い観点から検討を行うこと。

三 自己信託については、委託者と受託者が同一人であるという制度の特質を踏まえて特例が設けられた趣旨にかんがみ、その適正な運用に資するよう、適用が凍結された一年間が経過するまでに、その周知を図るとともに、会計上及び税務上の取扱い等について十分な検討を行い、周知その他の必要な措置を講ずること。特に、公證人の関与が予定されていることを踏まえ、公證人の在り方についても検討すること。

四 受益者の定めのない信託が制度の本旨に反して濫用されることのないよう、その制度の趣旨及び内容の周知徹底に努めるとともに、その利用状況等を踏まえて、信託法附則第三項の取扱いその他受託者等の規制の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。

五 公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。

六 今般の信託法の改正が、従来の規制を大幅に緩和し、新たな制度を導入するものであることにかんがみ、その運用状況等を注視し、特に、制度の濫用等が行われていないかの把握に努めること。

右決議する。

信託法案(第百六十四回国会内閣提出、本院  
継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。  
よつてこれを送付する。

平成十八年十一月十六日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

(小字及び  
は衆議院修正)

信託法案

信託法

目次

第一章 総則(第一条—第十三条)

第二章 信託財産等(第十四条—第二十五条)

第三章 受託者等(第十六条—第二十一条)

第四節 受託者の権限(第二十六条—第二十  
八条)

第五節 受託者の義務等(第二十九条—第三  
十七条)

第六節 受託者の費用等及び信託報酬等(第  
四十八条—第五十五条)

第七節 受託者の責任等(第四十条—第四十  
九条)

第八節 受託者の変更等(第五十条—第五十  
九条)

第九節 前受託者の義務等(第五十九条—  
第六十一条)

第十節 新受託者の選任(第六十二条—  
第六十三条)

第十一節 信託財産管理者等(第六十三条—  
第六十四条)

第十二節 受託者の変更に伴う権利義務の承  
继等(第七十五条—第七十八条)

第六節 受託者が二人以上ある信託の特例  
(第七十九条—第八十七条)

第四章 受益者等  
(九十八条)

第一節 受益者の権利の取得及び行使(第八  
十一条—第九十二条)

第二節 受益権等  
(九十九条)

第三節 受益権の譲渡等(第九十三条—第  
一百四条)

第四節 受益権の放棄(第九十九条)

第五節 受益債権(第一百条—第一百二条)

第六節 受益権取得請求権(第一百三条—第  
一百四条)

第七節 二人以上の受益者による意思決定の  
方法の特例  
(第一百五条)

第八節 受益者集会(第一百六条—第一百二十  
二条)

第九節 信託管理人等  
(第一百五十三条)

第十節 信託監督人(第一百三十三条—第一百  
三十条)

第十一節 計算等の特例(第二百二十二条—第  
二百三十二条)

第十二節 限定責任信託の登記(第二百三十二  
条—第二百四十七条)

第十三節 受益証券発行限定責任信託の特例(第  
二百四十八条—第二百五十七条)

第十四節 信託の変更、併合及び分割  
(二百五十八条—第二百六十二条)

第十五節 信託の変更(第二百四十九条—第二百五  
十条)

第十六節 公告等(第二百六十五条—第二百六  
十六条)

第十七節 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第一款 新規信託分割(第二百五十九条—第  
一百六十二条)

第二章 総則  
(趣旨)

第七章 信託の終了及び清算  
(第一節 信託の終了(第二百六十三条—第二百七  
十四条))

第八章 受益証券発行信託の特例  
(第一節 総則(第二百八十五条—第二百九十三  
条))

第九章 限定責任信託の特例  
(第一節 総則(第二百六十六条—第二百七  
一条))

第十章 受益証券発行限定責任信託の特例(第  
二百四十七条—第二百四十七条)

第十一章 受益者の定めのない信託の特例(第  
二百四十八条—第二百五十七条)

第十二章 雜則  
(第一節 非証(第二百六十二条—第二百六十  
四条))

第十三章 委託者(第二百四十五条—第二百四十八  
条)

第十四章 信託の変更、併合及び分割  
(二百五十八条—第二百六十二条)

第十五章 信託の変更(第二百四十九条—第二百五  
十条)

第十六章 公告等(第二百六十五条—第二百六  
十六条)

第十七章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第十八章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第十九章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第二十章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第二十一章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第二十二章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第二十三章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第二十四章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第二十五章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第二十六章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第二十七章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第二十八章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第二十九章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第三十章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第三十一章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第三十二章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第三十三章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第三十四章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第三十五章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第三十六章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第三十七章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第三十八章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第三十九章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

第四十章 契約(第二百六十七条—第二百七  
一条)

5 この法律において「受託者」とは、信託行為の  
定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は  
処分及びその他の信託の目的の達成のために必  
要な行為をすべき義務を負う者をいう。

6 この法律において「受益者」とは、受益権を有  
する者をいう。

			7 この法律において「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であつて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(以下「受益債権」という。)及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に對し一定の行為を求めることができる権利をいふ。
			8 この法律において「固有財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託財産に属する財産でない一切の財産をいう。
			9 この法律において「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもつて履行する責任を負う債務をいう。
			10 この法律において「信託の併合」とは、受託者を同一とする二以上の信託の信託財産の全部を一の新たな信託の信託財産とすることをいう。
			11 この法律において「吸收信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、「新規信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいい、「信託の分割」とは、吸收信託分割又は新規信託分割をいい。
			12 この法律において「限定責任信託」とは、受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負う信託をいう。
			(信託の方法)
			第三条 信託は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。
			一 特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分
			2 前条第二号に掲げる方法によつてされる信託は、委託となるべき者と受託となるべき者との間の信託契約の締結によつてその効力を生ずる。
			3 前条第三号に掲げる方法によつてされる信託は、当該遺言の効力の発生によつてその効力を生ずる。
			(信託の方法)
			第三条 信託は、次に掲げる方法のいずれかによつてする。
			一 特定の者との間で、当該特定の者に対し財
			産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分
			2 前条第一号に掲げる方法によつてされる信託は、委託となるべき者と受託となるべき者との間の信託契約の締結によつてその効力を生ずる。
			3 前条第二号に掲げる方法によつてされる信託は、当該遺言の効力の発生によつてその効力を生ずる。
			(信託の効力の発生)
			第四条 前条第一号に掲げる方法によつてされる信託は、委託となるべき者と受託となるべき者の間に信託契約の締結によつてその効力を生ずる。
			第五条 第三条第二号に掲げる方法によつて信託がされた場合において、当該遺言に受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は受託となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に信託の引受けをするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に催告することができる。
			(受託者の資格)
			第七条 信託は、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人を受託者としてすることができない。
			第八条 受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、何人の名義をもつてするかを問わず、信託の利益を享受することができない。
			(脱法信託の禁止)
			第九条 法令によりある財産権を享有することができない者は、その権利を有するのと同一の利益を受益者として享受することができない。
			第十条 信託は、訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができない。

## (詐害信託の取消し等)

第十一條 委託者がその債権者を害することを知つて信託をした場合には、受託者が債権者を害すべき事実を知つてか否かにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定を受けたことを知つた時又は第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう。(以下同じ。)を受けたことを知つた時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定による請求を認容する判決が確定した場合において、信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者(委託者であるもの)を除く。が当該債権を取得した時において債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、委託者は、当該債権を有する債権者に対し、当該信託財産責任負担債務について弁済の責任を負う。ただし、同項の規定による取消しにより受託者から委託者に移転する財産の価額を限度とする。

3 前項の規定の適用については、第四十九条第一項(第五十二条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により受託者が有する権利は、金銭債権とみなす。

4 委託者がその債権者を害することを知つて信託をした場合において、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債

権者は、受益者を被告として、民法第四百二十一条第一項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。ただし、当該受益者が、受益者としての指定を受けたことを知つた時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない。

5 委託者がその債権者を害することを知つて信託をした場合には、債権者は、受益者を被告として、その受益権を委託者に譲り渡すことを訴えをもつて請求することができる。この場合には、前条第四項ただし書の規定を準用する。

6 民法第四百二十六条の規定は、前項の規定による請求権について準用する。

7 受益者の指定又は受益権の譲渡に当たつては、第一項本文、第四項本文又は第五項前段の規定の適用を不当に免れる目的で、債権者を害すべき事実を知らない者(以下この項において「善意者」という。)を無償(無償と同視すべき有償を含む。以下この項において同じ。)で受益者をして指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。

8 前項の規定に違反する受益者の指定又は受益権の譲渡により受益者となつた者については、第一項ただし書及び第四項ただし書(第五項後段において準用する場合を含む。)の規定は、適

用しない。

(詐害信託の否認等)

第十二条 破産者が委託者としてした信託における破産法(平成十六年法律第七十五号)第一百六十

条第一項の規定の適用については、同項各号中

「これによつて利益を受けた者」とあるのは、

「これによつて利益を受けた受益者の全部又は

一部」とする。

2 破産者が破産債権者を害することを知つて委託者として信託をした場合には、破産管財人は、受益者を被告として、その受益権を破産財團に返還することを訴えをもつて請求することができる。この場合には、前条第四項ただし書の規定を準用する。

3 再生債務者が委託者としてした信託における民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第一百二十七条第一項の規定の適用については、同項各号中「これによつて利益を受けた者」とあるのは、「再生債務者又は更生担保権者」と、「否認権限を有する監督委員又は管財人」とあるのは「更生債務者財産(民事再生法第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第二十五条第四項において同じ。)」とあるのは「管財人」と、「再生債務者財産(民事再生法第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第二十五条第四項において同じ。)」とあるのは「更生会社財産(会社更生法第二条第十四項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六百十九条第十四項に規定する更生会社財産をいう。)」と読み替えるものとする。

4 再生債務者が再生債務者を害することを知つて委託者として信託をした場合には、否認権限を有する監督委員又は管財人は、受益者を被告として、その受益権を再生債務者財産(民事再生法第十二条第一号に規定する再生債務者財産をいう。第二十五条第四項において同じ。)に返還することを訴えをもつて請求することができる。この場合には、前条第四項ただし書の規定を準用する。

5 前項の規定は、更生会社(会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)第二条第七項に規定する更生会社又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第一百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。)又は更生協同組織金融機関(同法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。)に登記された登記権又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

(信託財産の対抗要件)

第十三条 信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第二章 信託財産等

(信託財産に属する財産の対抗要件)

第十四条 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財

産については、信託の登記又は登録をしなけれ

ば、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

(信託財産の範囲)

第十五条 受託者は、信託財産に属する財産の占有について、委託者の占有の瑕疵<sup>かし</sup>を承継する。

第十六条 信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか、次に掲げる財産は、信託財産に属する。

びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五十七条第一項及び第二百二十三条第一項」と、「同項各号」とあるのは「これらの規定」と、前項中「再生債務者」とあるのは「更生債務者又は更生担保権者」と、「否認権限を有する監督委員又は管財人」とあるのは「管財人」と、「再生債務者財産(民事再生法第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第二十五条第四項において同じ。)」とあるのは「更生会社財産(会社更生法第二条第十四項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六百十九条第十四項に規定する更生会社財産をいう。)」と読み替えるものとする。

第十七条 信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第二章 信託財産等

(信託財産に属する財産の対抗要件)

第十八条 信託の登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財

産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

(信託財産の範囲)

第十九条 受託者は、信託財産に属する財産の占有について、委託者の占有の瑕疵<sup>かし</sup>を承継する。

第二十条 信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか、次に掲げる財産は、信託財産に属する。

平成十八年十二月八日 参議院会議録第十八号(その二) 信託法案

一 信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産

二 次条、第十八条、第十九条(第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第二百二十六条

第三項、第二百二十八条第三項及び第二百五十四条第二項の規定により信託財産に属することとなつた財産(第十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により信託財産に属するものとみなされた共有持分及び第十九条の規定による分割によって信託財産に属すこととされた財産を含む。)

(信託財産に属する財産の付合等)

第十七条 信託財産に属する財産と固有財産若しくは他の信託の信託財産に属する財産との付合若しくは混和又はこれらの財産を材料とする加工があつた場合には、各信託の信託財産及び固有財産に属する財産は各別の所有者に属するものとみなして、民法第二百四十二条から第二百四十八条までの規定を適用する。

第十八条 信託財産に属する財産と固有財産に属する財産とを識別することができなくなつた場合前条に規定する場合を除く。)には、各財産の共有持分が信託財産と固有財産とに属するものとみなす。この場合において、その共有持分の割合は、その識別することができなくなつた當時における各財産の価格の割合に応ずる。

3 前二項の規定は、ある信託の受託者が他の信託の受託者を兼ねる場合において、各信託の信託財産に属する財産を識別することができなく

る。

2 前項の共有持分は、相等しいものと推定す

なつたとき(前条に規定する場合を除く。)について準用する。この場合において、第一項中の「信託財産」と固有財産」とあるのは、「各信託の信託財産」と読み替えるものとする。

(信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割)

第十九条 受託者に属する特定の財産について、その共有持分が信託財産と固有財産とに属する場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該分割の信託財産に与える影響、当該分割の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるときは、各信託の受託者が決する方法

二 受託者と受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)との協議による方法

三 分割をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該分割の信託財産に与える影響、当該分割の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるときは、受託者が決する方法

4 前項に規定する場合において、同項第二号の協議が調わないときその他同項各号に掲げる方法による分割をすることができないときは、各信託の受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)は、裁判所に対し、同項の共有物の分割を請求することができる。

(信託財産に属する財産についての混同の特例)

第二十条 同一物について所有権及び他の物権が信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属した場合には、民法第七百七十九条第一項本文の規定にかかわらず、当該他の物権は、消滅しない。

二 信託財産に属する財産について信託前の原因によつて生じた権利

三 信託前に生じた委託者に対する債権であつて、当該債権に係る債務を信託財産責任負担

四 第百三十三条第一項又は第二項の規定による受益債権

五 信託財産のためにした行為であつて受託者の権限に属するものによつて生じた権利

六 信託財産のためにした行為であつて受託者の権限に属しないもののうち、次に掲げるものによつて生じた権利

イ 第二十七条第一項又は第二項(これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。)において同じ。)の規定により取り消すことができない行為(当該行為が

の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを

一 各信託の信託行為において定めた方法

2 受託者に属する特定の財産について、その共有持分が信託財産と他の信託の信託財産とに属する場合にあつては、信託管理人は、裁判所に対し、

3 次に掲げる場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかるわらず、当該債権は、消滅しない。

一 信託財産に属する債権に係る債務が受託者に帰属した場合(信託財産責任負担債務と

信託財産のためにされたものであることを

知らないかったもの（信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転する行為を除く。）

四 第二十七条第一項又は第二項の規定により取り消すことができる行為であつて取り消されていないもの

七 第三十一条第六項に規定する处分その他の行為又は同条第七項に規定する行為であつて取り行為又はこれらの規定により取り消すことができない行為又はこれらの規定により取り消すことができる行為であつて取り消されていないもの

八 受託者が信託事務を処理するについたした不法行為によつて生じた権利

九 第五号から前号までに掲げるもののほか、信託事務の処理について生じた権利

2 信託財産責任負担債務のうち次に掲げる権利に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負う。

一 受益債権

二 信託行為に第三百六条第一項の定めがあ

り、かつ、第二百三十二条の定めるところにより登記がされた場合における信託債権（信託財産責任負担債務に係る債権であつて、受益債権でないものをいう。以下同じ。）

三 前二号に掲げる場合のほか、この法律の規定により信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負うものとされる場合における信託債権

四 信託債権を有する者（以下「信託債権者」という。）との間で信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負う旨の合意がある場合における信託債権

（信託財産に属する債権等についての相殺の制限）

第二十二条 受託者が固有財産又は他の信託の信託財産（第一号において「固有財産等」という。）に属する財産のみをもつて履行する責任を負う

債務（第一号及び第二号において「固有財産等責任負担債務」という。）に係る債権を有する者は、当該債権をもつて信託財産に属する債権に係る債務と相殺をすることができない。ただ

し、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した

時のいざれか遅い時において、当該信託財産に属する債権が固有財産等に属するものでないことを知らず、かつ、知らないことにつき過失がなかつた場合

二 当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した

時のいざれか遅い時において、当該固有財産等責任負担債務が信託財産責任負担債務でないことを知らず、かつ、知らないことにつき過失がなかつた場合

三 当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得したときには、当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した

時のいざれか遅い時において、当該固有財産等責任負担債務が信託財産責任負担債務でないことを知らず、かつ、知らないことにつき過失がなかつた場合

四 当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した

時のいざれか遅い時において、当該固有財産等責任負担債務が信託財産責任負担債務でないことを知らず、かつ、知らないことにつき過失がなかつた場合

五 当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した

時のいざれか遅い時において、当該固有財産等責任負担債務が信託財産責任負担債務でないことを知らず、かつ、知らないことにつき過失がなかつた場合

六 当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した

時のいざれか遅い時において、当該固有財産等責任負担債務が信託財産責任負担債務でないことを知らず、かつ、知らないことにつき過失がなかつた場合

七 当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した

時のいざれか遅い時において、当該固有財産等責任負担債務が信託財産責任負担債務でないことを知らず、かつ、知らないことにつき過失がなかつた場合

取得した時又は当該固有財産に属する債権に係る債務を負担した時のいざれか遅い時におりて、当該固有財産に属する債権が信託財産に属するものでないことを知らず、かつ、知らないことにつき過失がなかつた場合は、この限りでない。

三 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

四 前二項の規定は、第二項の信託がされた時から二年間を経過したときは、適用しない。

五 第一項又は第二項の規定に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に對しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができる。この場合においては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第

三十八条及び民法（平成元年法律第九十号）第四十五条の規定を準用する。

六 第一項又は第二項の規定に違反してされた国税滞納処分に對しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができる。この場合においては、当該異議の主張は、当該国税滞納処分について不服の申立てをする方法である。

（費用又は報酬の支弁等）

第二十四条 前条第五項又は第六項の規定による異議に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に關し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

2 前項の訴えを提起した受益者が敗訴した場合であつても、悪意があつたときを除き、当該受益者は、受託者に対し、これによつて生じた損害を賠償する義務を負わない。

（信託財産と受託者の破産手続等との関係等）

第二十五条 受託者が破産手続開始の決定を受け害すべき事實を知らなかつたときは、この限

## 官報(号外)

た場合であつても、信託財産に属する財産は、破産財團に属しない。

2 前項の場合には、受益債権は、破産債権とならない。信託債権であつて受託者が信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負うものも、同様とする。

3 第一項の場合には、破産法第二百五十二条第一項の免責許可の決定による信託債権(前項に規定する信託債権を除く。)に係る債務の免責は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。

4 受託者が再生手続開始の決定を受けた場合であつても、信託財産に属する財産は、再生債務者財産に属しない。

5 前項の場合は、受益債権は、再生債権となるまい。信託債権であつて受託者が信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負うものも、同様とする。

6 第四項の場合には、再生計画、再生計画認可の決定又は民事再生法第二百三十五条第一項の免責の決定による信託債権(前項に規定する信託債権を除く。)に係る債務の免責又は変更は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。

7 前項の規定は、受託者が再生手続開始の決定を受けた場合について準用する。この場合において、第四項中「再生債務者財産」とあるのは「更生会社財産(会社更生法第二条第十四条に規定する更生会社財産をいう。)又は更生協同組織金融機関財産(同法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。)」と、第五項中「再生債権」とあるのは「更生債権又は更

生担保権」と、前項中「再生計画、再生計画認可の決定又は民事再生法第二百三十五条第一項の免責の決定」とあるのは「更生計画又は更生計画認可の決定」と読み替えるものとする。

第三章 受託者等

第一節 受託者の権限

(受託者の権限の範囲)

第二十六条 受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。ただし、信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない。

(受託者の権限違反行為の取消し)

第二十七条 受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合において、次のいずれにも該当するときは、受益者は、当該行為を取り消すことができる。

一 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知っていたこと。

二 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことを知っていたこと又は知らなかつたことにつき重大な過失があつたこと。

2 前項の規定にかかるらず、受託者が信託財産に属する財産(第十四条の信託の登記又は登録をすることができるものに限る。)について権利を設定し又は移転した行為がその権限に属しない場合には、次のいずれにも該当するとき限り、受益者は、当該行為を取り消すことができ

る。

3 二人以上の受益者のうちの一人が前二項の規定による取消権を行使したときは、その取消しは、他の受益者のためにも、その効力を生ずる。

4 第一項又は第二項の規定による取消権は、受益者(信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人)が取消しの原因があることを知った時から三箇月間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から一年を経過したときも、同様とする。

(信託事務の処理の第三者への委託)

第二十八条 受託者は、次に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができる。

一 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨又は委託することができる旨の定めがあるとき。

二 信託行為に信託事務の処理の第三者への委託に関する定めがない場合において、信託事務の処理を第三者に委託することができる。

三 第三者との間において信託財産のためにする行為であつて、自分が当該第三者の代理人となつて行つもの

四 信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもつて履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設

定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反するこ

ととなるもの

2 前項の規定にかかるらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、第二号に掲げる事由にあっては、同号に該当する場合でも当該行為を

事務を処理しなければならない。

2 受託者は、信託事務を処理するに当たつては、善良な管理者の注意をもつて、これをしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる注意をもつて、これをするものとする。

(忠実義務)

第三十条 受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない。

(利益相反行為の制限)

第三十一条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託財産に属する財産(当該財産に係る権利を含む。)を固有財産に係る権利を含む。)を信託財産に帰属させること。

二 信託財産に属する財産(当該財産に係る権利を含む。)を他の信託の信託財産に帰属させること。

二 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことを知つたこと又は知らなかつたことにつき重大な過失があつたこと。

2 受託者は、信託事務を処理するに当たつては、善良な管理者の注意をもつて、これをしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる注意をもつて、これをするものとする。

一 当該行為の当時、当該信託財産に属する財産について第十四条の信託の登記又は登録がされていていたこと。

(受託者の注意義務)

第二十九条 受託者は、信託の本旨に従い、信託

官 報 (号 外)

することができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。

二 受託者が当該行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

三 相続その他の包括承継により信託財産に属する財産に係る権利が固有財産に帰属したとき。

四 受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。

3 受託者は、第一項各号に掲げる行為をしたときは、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第一号又は第二号に掲げる行為がされた場合は、これらの行為は、無効とする。

5 前項の行為は、受益者の追認により、当該行為の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

6 第四項に規定する場合において、受託者が第三者との間において第一項第一号又は第二号の財産について処分その他の行為をしたときは、当該第三者が同項及び第二項の規定に違反して第一項第一号又は第二号に掲げる行為がされたことを知っていたとき又は知らなかつたことに

つき重大な過失があつたときに限り、受益者は、当該处分その他の行為を取り消すことができる。この場合においては、第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

7 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第三号又は第四号に掲げる行為がされた場合には、当該行為を取り消すことができる。この場合においては、第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項及び第二項の規定に違反して受託者が第一項に規定する行為をした場合には、受益者は、当該行為は信託財産のためにされたものとみなすことができる。ただし、第三者的権利を害することはできない。

5 前項の規定による権利は、当該行為の時から一年を経過したときは、消滅する。

(信託事務の処理の委託における第三者的選任及び監督に関する義務)

第三十二条 受託者は、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる行為であつてこれをしないことが受益者の利益に反するものについては、これを固有財産又は受託者の利害関係人の計算でしてはならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることができない。ただし、第二号に掲げる事由にあっては、同号に該当する場合でも当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることはできない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

一 信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることを許容する旨の定めがあるとき。

二 受託者が当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることについて重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

3 受託者は、第一項に規定する行為を固有財産に属する財産に応じ、当該イ又はロに定める方法

は、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めどころによる。

4 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第三号に掲げる財産についての登記又は登録をすることは、その定めどころによる。

5 第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産第三号に掲げるものを除く。) 当該信託の登記又は登録

2 第二十八条の規定により信託事務の処理を第三者に委託したときは、受託者は、当該第三者に對し、信託の目的の達成のために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受託者が信託事務の処理を次に掲げる第三者に委託したときは、前二項の規定は、適用しない。ただし、受託者は、当該第三者が不適任若しくは不誠実であること又は当該第三者による事務の処理が不適切であることを知ったときは、その旨の受益者に対する通知、当該第三者への委託の解除その他の必要な措置をとらなければならない。

4 信託行為において指名された第三者の名に従い信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

口 金銭その他のイに掲げる財産以外の財産 その計算を明らかにする方法

三 法務省令で定める財産 当該財産を適切に分別して管理する方法として法務省令で定めるもの

4 前項ただし書の規定にかかわらず、信託行為別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

## (信託事務の処理の状況についての報告義務)

第三十六条 委託者又は受益者は、受託者に対し、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる。

## (帳簿等の作成等、報告及び保存の義務)

第三十七条 受託者は、信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、信託財産に係る帳簿その他他の書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 受託者は、毎年一回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

3 受託者は、前項の書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について受益者(信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人)に報告しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者は、第一項の書類又は電磁的記録を作成した場合には、その作成の日から十年間(当該期間内に信託の清算の結了があったときは、その日までの間。次項において同じ。)、当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により特定の記録を作成した場合には、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提

書面)を保存しなければならない。ただし、受益者(二人以上の受益者が現に存する場合にあってはそのすべての受益者)が現に存する場合には、当該書面において同じ。)に對し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

5 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合は、その作成又は取得の日から十年間、当該書類(当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては、当該電磁的記録又は電磁的記録(当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあっては、当該書面)を保存しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

6 受託者は、第二項の書類又は電磁的記録を作成した場合には、信託の清算の結了の日までの間、当該書類(当該書類に代えて電磁的記録を作成した場合にあっては、当該電磁的記録又は電磁的記録(当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあっては、当該書面)を保存しなければならない。ただし、その作成の日から十年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提示することができる。

3 前項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、受益者が二人以上ある信託のすべての受益者から第一項の請求があつたとき、又は受益者が一人である信託の当該受益者から同項の請求があつたときは、適用しない。

## 4 信託行為において、次に掲げる情報以外の情

は、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

## 一 前条第一項又は第五項の書類の閲覧又は謄写の請求

二 前条第一項又は第五項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに從事するものであるとき。

五 請求者が前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事實を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

3 前項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、受益者が二人以上ある信託のすべての受益者から第一項の請求があつたとき、又は受益者が一人である信託の当該受益者から同項の請求があつたときは、適用しない。

## 4 信託行為において、次に掲げる情報以外の情

報について、受益者が同意したときは第一項の規定による閲覧又は謄写の請求をすることができない旨の定めがある場合には、当該同意をした受益者(その承継人を含む。以下この条において同じ。)は、その同意を撤回することができない。

一 前条第二項の書類又は電磁的記録の作成における事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

二 前条第二項の書類又は電磁的記録の作成における事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに從事するものであるとき。

五 請求者が前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

六 利害関係人は、受託者に対し、次に掲げる請求をすることができる。

一 前条第二項の書類の閲覧又は謄写の請求

二 前条第二項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

の閲覧又は謄写の請求

(他の受益者の氏名等の開示の請求)

3 第三十九条 受益者が二人以上ある信託においては、受益者は、受託者に対し、次に掲げる事項を相当な方法により開示することを請求することができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 他の受益者の氏名又は名称及び住所

二 他の受益者が有する受益権の内容

三 前項の請求があつたときは、受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者(以下この項において「請

求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 請求者が不適当な時に請求を行つたとき。

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに從事するものであるとき。

五 請求者が前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事實を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

3 前項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、受益者が二人以上ある信託のすべての受益者から第一項の請求があつたとき、又は受益者が一人である信託の当該受益者から同項の請求があつたときは、適用しない。

4 信託行為において、次に掲げる情報以外の情

- 「求者」という。これがその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 二 請求者が不適当な時に請求を行ったとき。
- 三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- 四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
- 五 請求者が前項の規定による開示によつて知り得た事実を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。
- 六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による開示によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことのあるものであるとき。
- 3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

## (受託者の責任等)

- 第四十条 受託者がその任務を怠つたことによつて次の各号に掲げる場合に該当するに至つときは、受益者は、当該受託者に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、第二号に定める措置にあつては、原状の回復が著しく困難であるとき、原状の回復をするのに過分の費用を要するとき、その他受託者による回復をさせることを不適当とする特別の事情があるときは、この限りでない。
- 一 信託財産に損失が生じた場合 当該損失の元補
- 二 信託財産に変更が生じた場合 原状の回復
- 2 受託者が第二十八条の規定に違反して信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

- 3 受託者が第三十三条、第三十一条第一項及び第二項又は第三十二条第一項及び第二項の規定に違反する行為をした場合には、受託者は、当該行為によつて受託者又はその利害関係人が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定する。
- 4 受託者が第三十四条の規定に違反して信託財産に属する財産を管理した場合において、信託財産に損失又は変更を生じたときは、受託者は、同条の規定に従い分別して管理をしたとしても損失又は変更が生じたことを証明しなければ、第一項の責任を免れることができない。
- (法人である受託者の役員の連帯責任)
- 第四十一条 法人である受託者の理事、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者は、当該法人が前条の規定による責任を負う場合において、当該法人が行つた法令又は信託行為の定めに違反する行為につき悪意又は重大な過失があるときは、受益者に対し、当該法人と連帯して、損失のてん補又は原状の回復をする責任を負う。
- (損失のてん補責任等の免除)
- 第四十二条 受益者は、次に掲げる責任を免除することができる。
- 一 第四十一条の規定による責任
- (損失のてん補責任等に係る債権の期間の制限)
- 第四十三条 第四十一条の規定による責任に係る債権の消滅時効は、債務の不履行によつて生じたとき又は弁護士、弁護士法

務の処理を第三者に委託した場合において、信託財産に損失又は変更を生じたときは、受託者は、第三者に委託をしなかつたとしても損失又は変更が生じたことを証明しなければ、前項の責任を免れることができない。

責任に係る債権の消滅時効の例による。

- 2 第四十一条の規定による責任に係る債権は、十年間行使しないときは、時効によつて消滅す

- は、第三者に委託をしなかつたとしても損失又は変更が生じたことを証明しなければ、前項の責任を免れることがあるとき。
- 四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
- 五 請求者が前項の規定による開示によつて知り得た事実を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。

- 3 受託者が第三十三条、第三十一条第一項及び第二項又は第三十二条第一項及び第二項の規定に違反する行為をした場合には、受託者は、当該行為によつて受託者又はその利害関係人が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定する。
- 4 受託者が第三十四条の規定に違反して信託財産に属する財産を管理した場合において、信託財産に損失又は変更を生じたときは、受託者は、同条の規定に従い分別して管理をしたとしても損失又は変更が生じたことを証明しなければ、第一項の責任を免れることができない。
- (受益者による受託者の行為の差止め)
- 第四十四条 受託者が法令若しくは信託行為の定めに違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがある場合は、当該受託者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 2 受託者が第三十三条の規定に違反する行為をして、当該行為によって一部の受益者に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該受益者は、当該受託者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 3 第二項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならぬ。
- 2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
- 3 第一項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならぬ。
- 2 第二項の規定による検査役の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。
- 3 第一項の規定による検査役の報酬を定める裁判としては、不不服を申し立てることができない。
- 4 第二項の規定による検査役は、信託財産から裁判所が定めた報酬を受けることができる。
- 6 前項の規定による検査役の報酬を定める裁判をする場合には、受託者及び第二項の検査役の陳述を聽かなければならない。
- 7 第五項の規定による検査役の報酬を定める裁判に對しては、受託者及び第二項の検査役は、即時抗告をすることができる。
- 第四十七条 前条第二項の検査役は、その職務を

人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

- 2 前項の訴えを提起した受益者が敗訴した場合であつても、悪意があつたときを除き、当該受益者は、受託者に対し、これによつて生じた損害を賠償する義務を負わない。

- (検査役の選任)
- 第四十六条 受託者の信託事務の処理に關し、不正の行為又は法令若しくは信託行為の定めに違反する重大な事實があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるため、裁判所に對し、検査役の選任の申立てをすることができる。

- 3 第四十一条又は第四十一条の規定による責任に係る受益者の債権の消滅時効は、受益者が受益者としての指定を受けたことを知るに至るまでの間(受益者が現に存しない場合にあつては、信託管理人が選任されるまでの間)は、進行しない。

- 4 前項に規定する債権は、受託者がその任務を怠つたことによつて信託財産に損失又は変更が生じた時から二十年を経過したときは、消滅する。

- 3 第四十一条又は第四十一条の規定による責任に係る受益者の債権の消滅時効は、受益者が受益者としての指定を受けたことを知るに至るまでの間(受益者が現に存しない場合にあつては、信託管理人が選任されるまでの間)は、進行しない。

- 2 前項の訴えを提起した受益者が敗訴した場合であつても、悪意があつたときを除き、当該受益者は、受託者に対し、これによつて生じた損害を賠償する義務を負わない。

- 人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

官報(号外)		行うため必要があるときは、受託者に対し、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求め、又は当該信託に係る帳簿、書類その他物件を調査することができる。	
6 裁判所は、第二項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、受託者に対し、同項の調査の結果を受益者に通知すること、その他の当該報告の内容を周知すること、なほ措置をとるべきことを命じなければならぬ。		3 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、前条第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。	
4 前条第二項の検査役は、第二項の報告をしたときは、受託者及び同条第一項の申立てをした受益者に対し、第二項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。		5 受託者は、前項の規定による書面の写しの交付又は電磁的記録に記録された事項の法務省令で定める方法による提供があつたときは、直ちに、その旨を受益者(前条第一項の申立てをしたもの)を除く。次項において同じ。)に通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。	
6 裁判所は、第二項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、受託者に対し、同項の調査の結果を受益者に通知すること、その他の当該報告の内容を周知すること、なほ措置をとるべきことを命じなければならぬ。		3 受託者は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、前条第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。	
4 前条第二項の検査役は、第二項の報告をしたときは、受託者及び同条第一項の申立てをした受益者に対し、第二項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。		5 受託者は、前項の規定による書面の写しの交付又は電磁的記録に記録された事項の法務省令で定める方法による提供があつたときは、直ちに、その旨を受益者(前条第一項の申立てをしたもの)を除く。次項において同じ。)に通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。	
6 裁判所は、第二項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、受託者に対し、同項の調査の結果を受益者に通知すること、その他の当該報告の内容を周知すること、なほ措置をとるべきことを命じなければならぬ。		3 受託者は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、前条第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。	
4 第一項又は第二項の規定にかかるわらず、費用等の償還又は費用の前払は、受託者が第四十条の規定による責任を負う場合には、これを履行した後でなければ、受け取ることができない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。		4 第一項の規定により受託者が有する権利は、信託財産に属する財産に対し強制執行又は担保権の実行の手続が開始したときは、これらの手続との関係においては、金銭債権とみなす。	
5 第一項の場合は、同項に規定する権利の存在を証する文書により当該権利を有することを証明した受託者も、同項の強制執行又は担保権の実行の手続において、配当要求をすることができる。		5 第一項の場合は、同項に規定する権利の存在を証する文書により当該権利を有することを証明した受託者も、同項の強制執行又は担保権の実行の手続において、配当要求をすることができる。	
6 各債権者(信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に限る。以下この項及び次項において同じ。)の共同の利益のためにされた信託等の償還又は費用の前払を受けることを妨げない。		6 各債権者(信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に限る。以下この項及び次項において同じ。)の共同の利益のためにされた信託等の償還又は費用の前払を受けることを妨げない。	
7 第四十九条 受託者は、前条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受ける場合には、その額の限度で、信託財産に属する金銭を固有財産に		7 第四十九条 受託者は、前条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受ける場合には、その額の限度で、信託財産に属する金銭を固有財産に	
(費用等の償還等の方法)		(費用等の償還等の方法)	
第五十一条 受託者は、第四十九条第一項の規定により受託者が有する権利が消滅するまでは、		第五十一条 受託者は、第四十九条第一項の規定により受託者が有する権利が消滅するまでは、	

# 官 報 (号 外)

受益者又は第一百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者に対する信託財産に係る給付をすべき債務の履行を拒むことができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによるところによる。

(信託財産が費用等の償還等に不足している場合の措置)

第五十二条 受託者は、第四十八条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けるのに信託財産(第四十九条第二項の規定により処分することができないものを除く。第一号及び第四項において同じ。)が不足している場合において、委託者及び受益者に對次に掲げる事項を通知し、第二号の相当の期間を経過しても委託者又は受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けなかつたときは、信託を終了させることができる。

一 信託財産が不足しているため費用等の償還又は費用の前払を受けることができない旨

二 受託者の定める相当の期間内に委託者又は受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けるときは、信託を終了させる旨

2 委託者が現に存しない場合における前項の規定の適用については、同項中「委託者及び受益者」とあり、及び「委託者又は受益者」とあるのは、「受益者」とする。

3 受益者が現に存しない場合における第一項の規定の適用については、同項中「委託者及び受益者」とあり、及び「委託者又は受益者」とあるのは、「委託者」とする。

4 第四十八条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けたのに信託財産が不足している場合において、受託者に対する給付を受けるには、信託財産が不足している場合において、

委託者及び受益者が現に存しないときは、受託者は、信託を終了させることができる。

(信託財産からの損害の賠償)

第五十三条 受託者は、次の各号に掲げる場合に定めは、当該各号に定める損害の額について、信託財産からその賠償を受けることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その

定めるところによる。

一 受託者が信託事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合 当該損害の額

二 受託者が信託事務を処理するため第三者の故意又は過失によって損害を受けた場合(前号に掲げる場合を除く。)当該第三者に対し賠償を請求することができる額

2 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条(第六項及び第七項を除く。)並びに前二条の規定は、前項の規定による信託財産からの損害の賠償について準用する。

(受託者の信託報酬)

第五十四条 受託者は、信託の引受けについて商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百十二条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬(信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)を受ける旨の定めがある場合には、信託財産から信託報酬を受けることができる。

2 前項の場合には、信託報酬の額は、信託行為に信託報酬の額又は算定方法に関する定めがあるときは、その定めどおり、その定めがないときは、相当の額とする。

3 前項の場合は、信託報酬の額は、信託行為に信託報酬の額又は算定方法に関する定めがないときは、受託者は、委託者に対する給付を受けるには、信託財産から信託報酬を受けるには、受益者に対し、

信託報酬の額及びその算定の根拠を通知しなければならない。

(第六項及び第七項を除く。)第五十一条並びに第五十二条並びに民法第六百四十八条第三項及び第三項の規定は、受託者の信託報酬について準用する。

4 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条(第六項及び第七項を除く。)第五十一条並びに第五十二条並びに民法第六百四十八条第三項及び第三項の規定は、受託者の信託報酬について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第一項第三号に掲げる事由が生じた場合において、同項ただし書の定めにより受託者の任務が終了しないときは、受託者の職務は、破産者が行う。

5 受託者の任務は、受託者が再生手続開始の決定を受けたことによつては、終了しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 前項本文に規定する場合において、管財人があるときは、受託者の職務の遂行並びに信託財産に属する財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属する。保全管理人があるときも、同様とする。

7 前二項の規定は、受託者が更生手続開始の決定を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「管財人があるとき」とあるのは、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十七条及び第二百十三条规定において準用する場合を含む。)の期間を除く。)」と読み替えるものとする。

四 受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。

五 次条の規定による受託者の辞任

六 第五十八条の規定による受託者の解任

七 信託行為において定めた事由

2 受託者である法人が合併をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、受託者の任務を引き継ぐものとする。受託者である法人が分割をした場合における分割により受託者としての権利義務を承継する法人も、同様とする。

(受託者の辞任)

第五十七条 受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる。ただし、信託

行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

3 受託者は、前項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

4 第二項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による辞任の許可の裁判に対しでは、不服を申し立てることができない。

6 委託者が現に存しない場合には、第一項本文の規定は、適用しない。  
(受託者の解任)

第五十八条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができ

る。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に受託者を解任したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによ

る。

4 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他の重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。

5 裁判所は、前項の規定により受託者を解任する場合には、受託者の陳述を聴かなければならぬ。

4 前項の申立てについての裁判には、理由を

付さなければならない。

7 第四項の規定による解任の裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告することができる。

8 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

#### 第一款 前受託者の義務等

##### (前受託者の通知及び保管の義務等)

第五十九条 第五十六条第一項第三号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、受託者であつた者(以下「前受託者」という。)は、受益者に対し、当該財産の処分をやめることを請求することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 第五十六条第一項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、破産管財人に對し、信託財産に屬する財産の内容及び所在、信託財産責任負担債務の内容その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第五十六条第一項第四号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合は、前受託者は、新たな受託者(第六十四条第一項の規定により信託財産管理者が選任された場合にあっては、前受託者の相続人等と総称する。)がその事実を知つているときは、前受託者の相続人等は、知れている受益者に対し、これを通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第五十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合は、前受託者の相続人等は、新受託者等又は信託財産管理人に対し、第一項、第二項又は第四項の規定による行為をするために支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

5 第五十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合は、前受託者の相続人等は、新受託者等又は信託財産管理人が信託事務の処理をすることができるに至るまで、信託財産に屬する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。

3 前項の場合において、前受託者の相続人等が

第五号に掲げる事由(第五十七条规定の規定によるものに限る。)により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、新受託者等が信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き受託者としての権利義務を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

4 第五十六条第一項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、破産管財人は、新受託者等が信託事務を処理することができるに至るまで、信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をし、この限りでない。

5 第三項の場合(前項本文に規定する場合を除く。)において、前受託者が信託財産に属する財産の处分をしようとするときは、受益者は、前受託者に対し、当該財産の処分をやめることを請求することができる。ただし、新受託者等又は信託財産法人管理人が信託事務の処理をすることができるに至った後は、この限りでない。

6 前項の場合において、破産管財人は、新受託者等が信託事務を処理することができるに至った後は、この限りでない。

7 第四十九条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により前受託者の相続人等又は破産管財人の規定により前受託者の相続人等又は破産管財人が有する権利について準用する。

(費用又は報酬の支弁等)

第六十一条 第五十九条第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴え提起した受益者が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用(訴訟費用を除く。)を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書

士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

2 前項の訴えを提起した受益者が敗訴した場合であつても、悪意があつたときを除き、当該受益者は、受託者に対し、これによつて生じた損害を賠償する義務を負わない。

### 第三款 新受託者の選任

第六十二条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新たなる受託者（以下「新受託者」といふ。）に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれをすることができないときは、委託者及び受益者は、その合意により、新受託者を選任することができる。

2 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、新受託者となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該停止条件又は始期が付されているとときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

3 前項の規定による催告があつた場合において、新受託者となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者及び受益者（二人以上）に存する場合にあつてはその一人、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人）に対し確答をしないときは、就任の

承諾をしなかつたものとみなす。

対しては、利害関係人は、即時抗告をすることができる。

#### （信託財産管理者の選任等）

4 第一項の場合において、同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができます。

5 前項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

6 第四項の規定による新受託者の選任の裁判に對しては、委託者若しくは受益者又は現に存する受託者は、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

8 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者」と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。

### 第四款 信託財産管理者等

第六十三条 第五十六条第一項各号に掲げる事由

により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が選任されておらず、かつ、必要があるときは、利害関係人は、新受託者となるべき者

として指定期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを

確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該停止条件又は始期が付されてい

るとときは、当該停止条件が成就し、又は当該始

期が到来した後に限る。

3 前項の規定による催告があつた場合におい

て、新受託者となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者及び受益者（二人以

上）に存する場合にあつてはその一

人、信託管理人が現に存する場合にあつては信

託管理人）に対し確答をしないときは、就任の

ことができない。

#### （信託財産管理者の権限）

第六十四条 裁判所は、信託財産管理命令をする場合には、当該信託財産管理命令において、信託財産管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定による信託財産管理者の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

1 信託財産管理者を選任した旨

2 信託財産管理者の氏名又は名称

3 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

4 前項第二号の規定は、同号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。

5 信託財産管理命令があつた場合において、信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものがあることを知つたときは、裁判所書記官

は、職権で、遅滞なく、信託財産管理命令の登記又は登録を嘱託しなければならない。

6 信託財産管理命令を取り消す裁判があつたとき、又は信託財産管理命令があつた後に新受託者が選任された場合において当該新受託者が信託財産管理命令の登記若しくは登録の抹消の嘱託の申立てをしたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、信託財産管理命令の登記又は

7 前項の規定に違反して行つた信託財産管理者の行為は、無効とする。ただし、信託財産管理者は、これをもつて善意の第三者に對抗することができない。

8 信託財産に属する財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

9 信託財産管理者が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

10 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

11 三人以上の信託財産管理者があるときは、第

12 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

13 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

14 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

15 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

16 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

17 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

18 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

19 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

20 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

21 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

22 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

23 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

24 二人以上の信託財産管理者があるときは、第

2 前受託者が前条第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判があつた後に信託財産に属する財産に關してした法律行為は、信託財産との關係においては、その効力を主張する

ことができる。

3 裁判所は、信託財産管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 信託財産管理命令及び前項の規定による決定

5 前項の規定による決定に違反して行つた信託財産管理者の行為は、無効とする。ただし、信託財産管理者は、これをもつて善意の第三者に對抗することができない。

6 信託財産管理者は、第二項ただし書又は第四項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事實を疎明しなければならない。

## 官報(号外)

7 第二項ただし書又は第四項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならぬ。

8 第二項ただし書又は第四項の規定による許可の裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

(信託財産に属する財産の管理)

第六十七条 信託財産管理者は、就職の後直ちに信託財産に属する財産の管理に着手しなければならない。

(当事者適格)

第六十八条 信託財産に関する訴えについては、信託財産管理者を原告又は被告とする。

(信託財産管理者の義務等)

第六十九条 信託財産管理者は、その職務を行うに当たつては、受託者と同一の義務及び責任を負う。

(信託財産管理者の辞任及び解任)

第七十条 第五十七条第二項から第五項までの規定は信託財産管理者の辞任について、第五十八条第四項から第七項までの規定は信託財産管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条第二項中「やむを得ない事由」とあるのは、「正当な事由」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者の報酬等)

第七十一条 信託財産管理者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、信託財産管理者の陳述を聽かなければならない。

3 第一項の規定による費用又は報酬の額を定め

る裁判に対しては、信託財産管理者は、即時抗告することができます。

(信託財産管理者による新受託者への信託事務の引継ぎ等)

第七十二条 第七十七条の規定は、信託財産管理者の選任後に新受託者が就任した場合について準用する。この場合において、同条第一項中

「受益者(二人以上の受益者が現に存する場合にあつてはそのすべての受益者、信託財産管理者が現に存する場合にあつては信託管理人)」とあり、同条第二項中「受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人。次項において同じ。)」とあり、及び同条第三項中「受益者」とあるのは「新受託者」と、同条第二項中「当該受益者」とあるのは「当該新受託者」と読み替えるものとする。

(受託者の職務を代行する者の権限)

第七十三条 第六十六条の規定は、受託者の職務を代行する者を選任する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者について準用する。

(受託者の死亡により任務が終了した場合の信託財産の帰属等)

第七十四条 第五十六条第一項第一号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、信託財産は、法人とする。

2 前項に規定する場合において、必要があると認めるとときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより受託者の任務が終了した場合には、信託財産は、法人とする。

3 前二項の規定は、新受託者が就任するに至るまでの間に前受託者、信託財産管理者又は信託財産法人管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。

4 第二十七条の規定は、新受託者等が就任するに至るまでの間に前受託者がその権限に属しない

4 新受託者が就任したときは、第一項の法人は、成立しなかつたものとみなす。ただし、信託財産法人管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。

5 信託財産法人管理人の代理権は、新受託者が信託事務の処理をすることができるに至った時に消滅する。

6 第六十四条の規定は信託財産法人管理命令をする場合について、第六十六条から第七十二条までの規定は信託財産法人管理人について、それぞれ準用する。

5 前受託者が信託財産から費用等の償還若しくは損害の賠償を受けることができ、又は信託報酬を受けることができる場合には、前受託者は、新受託者等又は信託財産法人管理人に対する理事等に対し、第四十条又は第四十一条の規定による請求をすることができる。

6 前受託者が信託財産から費用等の償還若しくは損害の賠償を受けることができ、又は信託報酬を受けることができる場合には、前受託者は、新受託者等又は信託財産法人管理人に対する理事等に対し、第四十条又は第四十一条の規定による請求をすることができる。

7 第四十八条第四項並びに第四十九条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により前受託者が有する権利について準用する。

8 新受託者が就任するに至るまでの間に信託財産に属する財産に対し既にされていて強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は担保権の実行若しくは競売の手続は、新受託者に對し続行することができる。

9 前受託者は、第六項の規定による請求に係る債権の弁済を受けるまで、信託財産に属する財産を留置することができる。

(承継された債務に関する前受託者及び新受託者の責任)

第七十六条 前条第一項又は第二項の規定により

官報 (号外)

信託債権に係る債務が新受託者に承継された場合にも、前受託者は、自己の固有財産をもつて、その承継された債務を履行する責任を負う。ただし、信託財産に属する財産のみをもつて当該債務を履行する責任を負うときは、この限りでない。

2 新受託者は、前項本文に規定する債務を承継した場合には、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

(前受託者による新受託者等への信託事務の引継ぎ等)

第七十七条 新受託者等が就任した場合には、前受託者は、遅滞なく、信託事務に関する計算を行ひ、受益者(一人以上の受益者が現に存する場合にあつてはそのすべての受益者、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人)に対しその承認を求めるとともに、新受託者等が信託事務の処理を行うのに必要な信託事務の引継ぎをしなければならない。

2 受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人。次項において同じ。)が前項の計算を承認した場合には、同項の規定による当該受益者に対する信託事務の引継ぎに關する責任は、免除されたものとみなす。ただし、前受託者の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

3 受益者が前受託者から第一項の計算の承認を求められた時から一箇月以内に異議を述べなかつた場合には、当該受益者は、同項の計算を承認したものとみなす。

(前受託者の相続人等又は破産管財人による新受託者等への信託事務の引継ぎ等)

第七十八条 前条の規定は、第五十六条第一項第

一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合における前受託者の相続人等及び同項第三号に掲げる事由により受託者の相続人等が終了した場合における破産管財人について当該債務を履行する責任を負うときは、この限りでない。

2 新受託者は、前項本文に規定する債務を承継した場合には、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

(前受託者による新受託者等への信託事務の引継ぎ等)

第七十七条 新受託者等が就任した場合には、前受託者は、遅滞なく、信託事務に関する計算を行ひ、受益者(一人以上の受益者が現に存する場合にあつてはそのすべての受益者、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人)に対しその承認を求めるとともに、新受託者等が信託事務の処理を行うのに必要な信託事務の引継ぎをしなければならない。

2 受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人。次項において同じ。)が前項の計算を承認した場合には、同項の規定による当該受益者に対する信託事務の引継ぎに關する責任は、免除されたものとみなす。ただし、前受託者の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

3 受益者が前受託者から第一項の計算の承認を求められた時から一箇月以内に異議を述べなかつた場合には、当該受益者は、同項の計算を承認したものとみなす。

(前受託者の相続人等又は破産管財人による新受託者等への信託事務の引継ぎ等)

第七十九条 受託者が二人以上ある信託においては、信託財産は、その合有とする。

(信託事務の処理の方法)

第八十条 受託者が一人以上ある信託においては、信託事務の処理については、受託者の過半数をもつて決する。

2 前項の規定にかかわらず、保存行為については、各受託者が単独で決ることができる。

3 前二項の規定により信託事務の処理について決定がされた場合には、各受託者は、当該決定に基づいて信託事務を執行することができる。

4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に受託者は、各受託者は、その定めに従い、信託事務の処理について決し、これを執行する。

5 前二項の規定による信託事務の処理についての決定に基づく信託財産のためにする行為については、各受託者は、他の受託者を代理する権限を有する。

6 前各項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによること。

7 受託者が二人以上ある信託においては、第三者的意思表示は、その一人に対してもれば足りる。ただし、受益者の意思表示については、信

(職務分掌者の当事者適格)

第六節 受託者が二人以上ある信託の特例

第八十一条 前条第四項に規定する場合には、信託財産に関する訴えについて、各受託者は、自己の分掌する職務に關し、他の受託者のために原告又は被告となる。

(信託事務の処理についての決定の他の受託者の委託)

第八十二条 受託者が二人以上ある信託においては、各受託者は、信託行為に別段の定めがある場合又はやむを得ない事由がある場合を除き、他の受託者に対し、信託事務(常務に属するものを除く。)の処理についての決定を委託することができる。

(信託事務の処理に係る債務の負担関係)

第八十三条 受託者が二人以上ある信託において、信託事務を処理するに當たつて各受託者が第三者に対し債務を負担した場合には、各受託者は、連帶債務者とする。

2 前項の規定にかかわらず、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合には、各受託者は、その定めに従い、信託事務の処理について決し、これを執行する。

3 前二項の規定による信託事務の処理についての決定がされた場合には、各受託者は、当該決定に基づいて信託事務を執行することができる。

4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に受託者は、各受託者は、その定めに従い、信託事務の処理について決し、これを執行する。

5 前二項の規定による信託事務の処理についての決定に基づく信託財産のためにする行為については、各受託者は、他の受託者を代理する権限を有する。

6 前各項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによること。

7 受託者が二人以上ある信託においては、第三者的意思表示は、その一人に対してもれば足りる。ただし、受益者の意思表示については、信

(信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割の特例)

第八十四条 受託者が二人以上ある信託における信託財産に係る信託に受託者が二人以上あるところには、「場合において、当該第十九条の規定の適用については、同条第一項中「場合には」とあるのは「場合において、当該信託財産に係る信託に受託者が二人以上あるときは」と、同項第二号中「受託者」とあるのは「固有財産に共有持分が属する受託者」と、同項第三号中「受託者の」とあるのは「固有財産に共有持分が属する受託者」と、同條第三項中「場合には」とあるのは「場合において、当該信託財産に係る信託又は持分が属する受託者の」と、同條第二項中「受託者」とあるのは「固有財産に共有持分が属する受託者」と、同條第三項中「場合には」とあるのは「各信託財産の共有持分が属する受託者」と、同條第三項中「場合には」とあるのは「各信託財産の共有持分が属する受託者」と、「受託者が決する」とあるのは「受託者の協議による」と、同條第四項中「第二号」とあるのは「第二号又は第三号」とする。

(受託者の責任等の特例)

第八十五条 受託者が二人以上ある信託において、二人以上の受託者がその任務に違反する行為をしたことにより第四十条の規定による責任を負う場合には、当該行為をした各受託者は、連帶債務者とする。

2 受託者が二人以上ある信託における第四十条第一項及び第四十一条の規定の適用については、これらの規定中「受益者」とあるのは、「受益者又は他の受託者」とする。

3 受託者が二人以上ある信託において第四十二条の規定により第四十条又は第四十一条の規定による責任が免除されたときは、他の受託者は、

は、これらの規定によれば当該責任を負うべき者に対し、当該責任の追及に係る請求をすることができない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者が二人以上ある信託における第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「受益者」とあるのは「受益者又は他の受託者」と、同条第二項中「当該受益者」とあるのは「当該受益者又は他の受託者」とする。  
(受託者の変更等の特例)

第八十六条 受託者が二人以上ある信託における第五十九条の規定の適用については、同条第一項中「受益者」とあるのは「受益者及び他の受託者」と、同条第三項及び第四項中「受託者の任務」とあるのは「すべての受託者の任務」とする。

2 受託者が二人以上ある信託における第六十条の規定の適用については、同条第一項中「受益者」と、同条第三項及び第四項中「受託者の任务」とあるのは「すべての受託者の任务」とする。

3 受託者が二人以上ある信託における第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「受託者の任务」とあるのは、「すべての受託者の任务」とする。

4 受託者が二人以上ある信託においては、第七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その人の任务が第五十六条第一項各号に掲げられた事由により終了した場合には、その任务が終了した時に存する信託に関する権利義務は他の受託者が当然に承継し、その任务は他の受託者が行う。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第八十九条 受益者を指定し、又はこれを変更する権利(以下この条において「受益者指定権等」という。)を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使する。

(信託の終了の特例)

第八十七条 受託者が二人以上ある信託における第一百六十三条第三号の規定の適用については、同号中「受託者が欠けた場合」とあるのは、「すべての受託者が欠けた場合」とする。

2 受託者が二人以上ある信託においては、受託者の一部が欠けた場合であって、前条第四項たる書の規定によりその任务が他の受託者によって行われず、かつ、新受託者が就任しないだし書の規定によりその任务が他の受託者によって行われず、かつ、新受託者が就任しない状態が一年間継続したときも、信託は、終了する。

#### 第四章 受益者等

##### 第一節 受益者の権利の取得及び行使

(受益権の取得)

第八十八条 信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者(次条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定された者を含む。)は、当然に受益権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託者は、前項に規定する受益者となるべき者として指定された者が同項の規定により受益権を取得したことを知らないときは、その者に對し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 受託者は、前項に規定する受益者となるべき者として指定された者が同項の規定により受益権を取得したことを知らないときは、その者に對し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者は、前項に規定する受益者となるべき者として指定された者が同項の規定により受益権を取得したことを知らないときは、その者に對し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 受益者指定権等は、相続によつて承継されない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 受益者指定権等を有する者が受託者である場合における第一項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受益者となるべき者」とする。

(委託者の死亡)の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例)

第九十条 次の各号に掲げる信託においては、当該各号の委託者は、受益者を変更する権利を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例)

第九十一条 次の各号に掲げる信託においては、当該各号の委託者は、受益者を変更する権利を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

二 委託者の死亡の時に受益者となるべき者とする。

三 第二十三条第五項又は第六項の規定による異議を主張する権利

四 第二十四条第一項の規定による支払の請求権

五 第二十七条第一項又は第二項(これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による取消権

六 第三十一条第六項又は第七項の規定による取消権

七 第三十六条の規定による報告を求める権利

八 第三十八条第一項又は第六項の規定による閲覧又は謄写の請求権

九 第四十条の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権

その定めるところによる。

(受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例)

第三百六十三条第三号の規定の適用については、同号中「受託者が欠けた場合」とあるのは、「すべての受託者が欠けた場合」とする。

2 前項の規定により遺言によつて受益者指定権等が行使された場合において、受託者がこれを知らないときは、これにより受益者となつたことをもつて当該受託者に対抗することができない。

4 受託者は、受益者を変更する権利が行使されたことにより受益者であつた者がその受益権を失つたときは、その者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 受益者指定権等は、相続によつて承継されない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

7 前項の規定による裁判所に対する申立ての禁止)

第八十九条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

9 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

10 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

11 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

12 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

13 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

14 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

15 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

16 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

17 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

18 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

19 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

20 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

21 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

22 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

23 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

24 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

25 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

26 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

27 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

28 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

29 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

30 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

31 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

32 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

33 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

34 第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

(受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例)

第九十一条 受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め(受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定め)の取扱いは、当該信託がされた時から三十年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であつて当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

十 第四十二条の規定による損失のん補又は原状の回復の請求権
十一 第四十三条の規定による差止めの請求権
十二 第四十五条第一項の規定による支払の請求権
十三 第五十九条第五項の規定による差止めの請求権
十四 第六十条第三項又は第五項の規定による差止めの請求権
十五 第六十二条第一項の規定による支払の請求権
十六 第六十二条第二項の規定による催告権
十七 第六十九条第一項の規定による受益権を放棄する権利
十八 第百三条第一項又は第二項の規定による受益権取得請求権
十九 第百三十二条第二項の規定による催告権
二十 第百三十八条第二項の規定による記載
二十一 第百八十七条第一項の規定による交付又は提供の請求権
二十二 第百九十条第二項の規定による閲覧又は謄写の請求権
二十三 第百九十八条第一項の規定による記載又は記録の請求権
二十四 第二百二十六条第一項の規定による金銭のん補又は支払の請求権
二十五 第二百二十八条第一項の規定による金銭のん補又は支払の請求権
二十六 第二百五十四条第一項の規定による損失のん補の請求権
第二節 受益権等
第一款 受益権の譲渡等
(受益権の譲渡性)
第九十三条 受益者は、その有する受益権を譲り

渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
2 前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用しない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することができない。
第三章 受益権の譲渡の対抗要件
第九十四条 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない。
2 前項の通知及び承諾は、確定日付のある証書によつてしなければ、受託者以外の第三者に対する抗拒することができない。
(受益権の譲渡における受託者の抗弁)
第九十五条 受託者は、前条第一項の通知又は承諾がされるまでに譲渡人に對し生じた事由をもつて譲受人に対抗することができる。
(受益権の質入れ)
第九十六条 受益者は、その有する受益権に質権を設定することができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
2 前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用しない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することができない。
第三章 受益権の放棄
第九十七条 受益者は、受託者に対し、受益権を放棄する旨の意思表示をすることができる。ただし、受益者が信託行為の当事者である場合は、この限りでない。
2 受益者は、前項の規定による意思表示をしたときは、当初から受益権を有していなかつたものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。
第三款 受益債権
(受益債権に係る受託者の責任)
第一百条 受益債権に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

金銭等
三 信託の変更による受益権の併合又は分割によつて当該受益権を有する受益者が受けける金銭等
四 信託の併合又は分割(信託の併合又は信託の分離)によって当該受益権を有する受益者が受けける金銭等
五 前各号に掲げるもののほか、当該受益権を有する受益者が当該受益権に代わるものとして受ける金銭等
第六章 受益債権の期間の制限
第一百一条 受益債権は、信託債権に後れる。(受益債権の期間の制限)
第一百二条 受益債権の消滅時効は、次項及び第三項に定める事項を除き、債権の消滅時効の例による。
2 受益債権の消滅時効は、受益者が受益者としての指定を受けたことを知るに至るまでの間(受益者が現に存しない場合にあつては、信託管理人が選任されるまでの間)は、進行しない。
1 受託者が、消滅時効の期間の経過後、遅滞なく、受益者に対し受益債権の存在及びその内容を相当の期間を定めて通知し、かつ、受益者からその期間内に履行の請求を受けなければ、受益債権の消滅時効は、次に掲げる場合に限られる。
2 受益債権の消滅時効は、次に掲げる場合に限られる。
3 受益債権の消滅時効は、次に掲げる場合に限り、援用することができる。
一 受託者が、消滅時効の期間の経過後、遅滞なく、受益者に対し受益債権の存在及びその内容を相当の期間を定めて通知し、かつ、受益者からその期間内に履行の請求を受けなければ、受益債権の消滅時効は、次に掲げる場合に限られる。
2 受益者は、前項の規定による意思表示をして所在が不明であるとき、その他信託行為の定め、受益者の状況、関係資料の滅失その他の事情に照らして、受益者に対し前号の規定による通知をしないことについて正当な理由があるとき。
二 消滅時効の期間の経過時において受益者の所在が不明であるとき、その他信託行為の定め、受益者の状況、関係資料の滅失その他の事情に照らして、受益者に対し前号の規定による通知をしないことについて正当な理由があるとき。
3 受益者は、前項の規定による意思表示をして所在が不明であるとき、その他信託行為の定め、受益者の状況、関係資料の滅失その他の事情に照らして、受益者に対し前号の規定による通知をしないことについて正当な理由があるとき。
4 受益債権は、これを行使することができる時間が二十年を経過したときは、消滅する。
第四款 受益権取得請求権
(受益権取得請求)
第一百三十二条 次に掲げる事項に係る信託の変更(第三項において「重要な信託の変更」という)がさる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で取得することを請求する

(受益債権に係る受託者の責任)
第一百条 受益債権に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。
二 第百三十二条第六項に規定する受益権取得請求によつて当該受益権を有する受益者が受ける
三項において「重要な信託の変更」という)がさる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で取得することを請求する

		官報(号外)	
<p>ことができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項に係る信託の変更がされる場合にあっては、これにより損害を受けるおそれのあることを要しない。</p> <p>一 信託の目的の変更</p> <p>二 受益権の譲渡の制限</p>		<p>三 受託者の義務の全部又は一部の減免(当該減免について、その範囲及びその意思決定の方針につき信託行為に定めがある場合を除く。)</p> <p>四 受益債権の内容の変更(当該内容の変更について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。)</p> <p>五 信託行為において定めた事項</p>	
<p>2 信託の併合又は分割がされる場合には、これらにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で取得することを請求することができる。ただし、前項第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更を伴う信託の併合又は分割がされる場合にあっては、これらにより損害を受けるおそれのあることを要しない。</p> <p>3 前二項の受益者が、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割(以下この章において「重要な信託の変更等」という。)の意思決定に関与し、その際に当該重要な信託の変更等に賛成する旨の意思を表示したときは、前二項の規定は、当該受益者については、適用しない。</p> <p>4 受託者は、重要な信託の変更等の意思決定の日から二十日以内に、受益者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>一 重要な信託の変更等をする旨</p> <p>二 重要な信託の変更等がその効力を生ずる日</p>		<p>(次条第一項において「効力発生日」という。)</p> <p>三 重要な信託の変更等の中止に関する条件を定めたときは、その条件</p> <p>四 項の規定による通知又は前項の規定による公告の日から二十日以内に、その受益権取得請求に係る受益権の内容を明らかにしてしなければならない。</p> <p>五 前項の規定による通知は、官報による公告をもつて代えることができる。</p> <p>6 第一項又は第二項の規定による請求(以下この款において「受益権取得請求」という。)は、第四項の規定による通知又は前項の規定による公告の日から二十日以内に、その受益権取得請求を得た場合に限り、その受益権取得請求を撤回することができる。</p> <p>7 受益権取得請求をした受益者は、受託者の承諾を得た場合に限り、その受益権取得請求を撤回することができる。</p> <p>8 重要な信託の変更等が中止されたときは、受益権取得請求は、その効力を失う。</p> <p>(受益権の価格の決定等)</p> <p>9 受益権取得請求に係る受益者による受益権の取得は、当該受益権の価格に相当する金銭の支払時に、その効力を生ずる。</p> <p>10 受益証券(第一百八十五条第一項に規定する受益証券をいう。以下この章において同じ。)が発行されている受益権について受益権取得請求があつたときは、当該受益証券と引換えに、その受益権取得請求に係る受益権の価格に相当する金銭を支払わなければならない。</p> <p>11 受益権取得請求に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。</p> <p>12 前条第一項又は第二項の規定により受託者が受益権を取得したときは、その受益権は、消滅する。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。</p> <p>3 裁判所は、前項の規定により価格の決定をする場合には、同項の申立てをすることができる。</p> <p>4 第二項の申立てについての裁判には、理由を申立てをすることができる。</p>	
<p>3 者の陳述を聽かなければならない。</p> <p>4 第二項の申立てについての裁判には、理由を</p>		<p>付さなければならない。</p> <p>三 重要な信託の変更等の中止に関する条件を定めたときは、その条件</p> <p>四 項の規定による通知は、執行停止の効力を有する。</p> <p>5 前項の規定による通知は、官報による公告をもつて代えることができる。</p> <p>6 第一項又は第二項の規定による請求(以下この款において「受益権取得請求」という。)は、第六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、受益者は、いつでも、受益権取得請求を撤回することができる。</p> <p>7 前条第七項の規定にかかわらず、第二項に規定する場合において、受益権取得請求の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、受益者は、いつでも、受益権取得請求を撤回することができる。</p> <p>8 第一項の受託者は、裁判所の決定した価格に対する同項の期間の満了の日後の利息をも支払わなければならぬ。</p> <p>9 受益権取得請求に係る受益者による受益権の取得は、当該受益権の価格に相当する金銭の支払時に、その効力を生ずる。</p> <p>10 受益証券(第一百八十五条第一項に規定する受益証券をいう。以下この章において同じ。)が発行されている受益権について受益権取得請求があつたときは、当該受益証券と引換えに、その受益権取得請求に係る受益権の価格に相当する金銭を支払わなければならない。</p> <p>11 受益権取得請求に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。</p> <p>12 前条第一項又は第二項の規定により受託者が受益権を取得したときは、その受益権は、消滅する。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。</p> <p>3 第一百六条 受益者集会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます。</p> <p>4 第二款 受益者集会</p>	
		第三節 二人以上の受益者による意思決定の方法の特例	
<p>第一款 総則</p> <p>第五百五条 受益者が二人以上ある信託における受益者の意思決定(第九十二条各号に掲げる権利の行使に係るものを除く。)は、すべての受益者の一致によってこれを決する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるときは、次款の定めるところによる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>3 第一項ただし書又は前項の規定にかかるらず、第四十二条の規定による責任の免除に係る意思決定の方法についての信託行為の定めは、次款の定めるところによる。</p> <p>4 第一項ただし書及び前二項の規定は、次に掲げる責任の免除については、適用しない。</p> <p>一 第四十二条の規定による責任の全部の免除</p> <p>二 第四十二条第一号の規定による責任(受託者がその任務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合に生じたものに限る。)の一部の免除</p> <p>三 第四十二条第二号の規定による責任の一部の免除</p>		第三節 二人以上の受益者による意思決定の方法の特例	
<p>2 受益者集会は、受託者(信託監督人が現に存する)</p>			

官報(号外)

(受益者による招集の請求)	する場合にあつては、受託者又は信託監督人が招集する。
(百七条 受益者は、受託者(信託監督人が現に存する場合にあつては、受託者又は信託監督人)に対し、受益者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、受益者集会の招集を請求することができる。)	2 次に掲げる場合において、信託財産に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、前項の規定による請求をした受益者は、受益者集会を招集することができる。
一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合	2 次に掲げる場合において、信託財産に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、前項の規定による請求をした受益者は、受益者集会を招集することができる。
二 前項の規定による請求があつた日から八週間以内の日を受益者集会の日とする受益者集会の招集の通知が発せられない場合	2 招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を發したものとみなす。
三 受益者集会の招集の決定	3 前二項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(受益者集会を招集する者(以下この款において「招集者」という。)は、受益者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。	4 無記名式の受益証券が発行されている場合において、受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の三週間前までに、受益者集会を招集する旨及び前条各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。
一 受益者集会の日時及び場所	3 前二項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
二 受益者集会の目的である事項があるときは、当該事項	4 無記名式の受益証券が発行されている場合において、受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の三週間前までに、受益者集会を招集する旨及び前条各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。
三 受益者集会に出席しない受益者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。)によつて議決権行使することができることとするときは、その旨	3 前二項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
四 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	4 無記名式の受益証券が発行されている場合において、受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の三週間前までに、受益者集会を招集する旨及び前条各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。

(受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)	議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、受益者の請求があつたときは、これらの書類を当該受益者に交付しなければならない。
一 前号に掲げる場合以外の場合 受益者集会の招集の決定の時における受益権の価格にかかるべきものに掲げる区分に従い、当該各号に定めるものに応じて、議決権を有する。	2 前項の規定にかかるべきものに掲げる区分に従い、当該各号に定めるものに応じて、議決権を有する。
二 前号に掲げる場合以外の場合 受益者集会の招集の決定の時における受益権の価格にかかるべきものに掲げる区分に従い、当該各号に定めるものに応じて、議決権を有する。	3 招集者は、前条第四項の規定による公報をした場合において、受益者集会の日の一週間前に無記名受益権無記名式の受益証券が発行されている受益権をいう。第八章において同じ。の受益者の請求があつたときは、直ちに、受益者集会参考書類及び議決権行使書面を当該受益者に交付しなければならない。
三 第百十二条 受益者は、受益者集会において、各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものに応じて、議決権を有する。	4 招集者は、前項の規定による受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、受益者の承諾を得て、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該招集者は、同項の規定によるこれらの書類の交付したものとみなす。
四 第百十三条 受益者集会の決議は、議決権行使することができる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の過半数をもつて行う。	5 招集者は、前項の規定にかかるべき事項に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において議決権行使することができる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

(受益者集会参考書類)	2 前項の規定にかかるべき事項に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において議決権行使することができる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。
一 前号に掲げる場合以外の場合 受益者集会の招集の決定の時における受益権の価格にかかるべきものに掲げる区分に従い、当該各号に定めるものに応じて、議決権を有する。	2 前項の規定にかかるべきものに掲げる区分に従い、当該各号に定めるものに応じて、議決権を有する。
二 前号に掲げる場合以外の場合 受益者集会の招集の決定の時における受益権の価格にかかるべきものに掲げる区分に従い、当該各号に定めるものに応じて、議決権を有する。	3 第百三十六条第一項第一号に規定する合意
三 第百四十三条第一項第一号に規定する合意	4 第百四十九条第一項若しくは第二項第一号に規定する合意又は同条第三項に規定する意
四 第百四十二条の規定による責任の免除(第五条第四項各号に掲げるものを除く。)	5 第百五十五条第一項又は第二項第一号に規定する合意

六 第百五十五条第一項又は第二項第一号に規定する合意

七 第百五十九条第一項又は第二項第一号に規定する合意

八 第百六十四条第一項に規定する合意

三 前二項の規定にかかわらず、第二百三条第一項

第二号から第四号までに掲げる事項(同号に掲げる事項にあっては、受益者間の権衡に変更を及ぼすものを除く。)に係る重要な信託の変更等に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならぬ。

4 前三項の規定にかかわらず、第二百三条第一項

第一号又は第四号に掲げる事項(同号に掲げる事項にあっては、受益者間の権衡に変更を及ぼすものに限る。)に係る重要な信託の変更等に係る受益者集会の決議は、総受益者の半数以上であつて、総受益者の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

5 受益者集会は、第二百八条第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。

(議決権の代理行使)

第一百四条 受益者は、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該受益者は、代理権を証明する書面を招集者に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、受益者集会ごとにしなければならない。

3 第一項の受益者又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところ

により、招集者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受益者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 受益者が第二百九条第二項の承諾をした者は、前項の承諾することを拒んではならない。

5 受益者が第二百九条第二項の承諾をした者は、前項の規定による信託管理人の選任の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為が定めにより信託管理人となるべき者は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。

6 受託者は、前項の受益者が他人のために受益権を有する者でないときは、当該受益者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

7 招集者は、前項の受益者が他人のために受益権を有する者でないときは、当該受益者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

8 (受託者の出席等)

第九十五条 受益者集会に出席しない受益者は、書面によって議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに該記載をした議決権行使書面を招集者に提出して行う。

3 前項の規定により書面によつて行使した議決権は、出席した議決権行使書面に記載すべき事項を、法務省令で定める時までに議決権行使書面を招集者に提供して行う。

4 (電磁的方法による議決権の行使)

第一百六条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該招集者に提供して行う。

5 (延期又は続行の決議)

第一百十九条 受益者集会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第二百八条及び第二百九条の規定は、適用しない。

(議事録)

第一百二十条 受益者集会の議事については、招集者は、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(受益者集会の決議の効力)

第一百二十二条 受益者集会の決議は、当該信託のすべての受益者に對してその効力を有する。

(受益者集会の費用の負担)

第一百二十二条 受益者集会に関する必要な費用を支出した者は、受託者に対し、その償還を請求することができる。

2 前項の規定による請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

第三節 信託管理人等

第一款 信託管理人

2 前項の規定による請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

3 信託行為に信託管理人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託管理人となるべき者として指定された者に対し、相意見を述べることができる。

4 信託行為に信託管理人となるべき者を指定するかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就するかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

5 前項の規定による催告があつた場合において、信託管理人となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者(委託者が現に存しない場合にあつては、受託者)に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかつたものとみなす。

6 受益者が現に存しない場合において、信託行為に信託管理人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託管理人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれをすることができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。

7 前項の規定による信託管理人の選任の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為が定めにより信託管理人となるべき者は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。

官 報 (号 外)

- 6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。
- 7 第四項の規定による信託管理人の選任の裁判に対しては、委託者若しくは受託者又は既に存する信託管理人は、即時抗告が可能である。
- 8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。
- (信託管理人の資格)
- 第百二十四条 次に掲げる者は、信託管理人となることができない。
- 一 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人
- 二 当該信託の受託者である者
- (信託管理人の権限)
- 第百二十五条 信託管理人は、受益者のために自己の名をもつて受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁決外の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 2 二人以上の信託管理人があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 3 この法律の規定により受益者に対するべき通知は、信託管理人があるときは、信託管理人に対してしなければならない。
- (信託管理人の義務)
- 第百二十六条 信託管理人は、善良な管理者の注意をもつて、前条第一項の権限を行使しなければならない。
- 2 信託管理人は、受益者のために、誠実かつ公平に前条第一項の権限を行使しなければならない。

- 6 裁判所は、第百二十三条第四項の規定により信託管理人を選任した場合には、信託管理人の報酬を定めることができる。
- 7 前項の規定による信託管理人の報酬の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に第三項の定め及び第五項の報酬の額に関する定めがあつたものとみなす。
- (信託管理人の費用等及び報酬)
- 第百二十七条 信託管理人は、その事務を処理するのに必要と認められる費用及び支出の日以後におけるその利息を受託者に請求することができる。
- 2 信託管理人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める損害の額について、受託者にその賠償を請求することができる。
- 一 信託管理人がその事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合 当該損害の額
- 二 信託管理人がその事務を処理するため第三者の故意又は過失によつて損害を受けた場合 (前号に掲げる場合を除く) 当該第三者に對し賠償を請求することができる額
- 3 信託管理人は、商法第五百十二条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に信託管理人が報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、受託者に報酬を請求することができる。
- 4 前三項の規定による請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。
- 5 第三項の場合には、報酬の額は、信託行為に相当の額とする。

- 6 裁判所は、第百二十三条第四項の規定により信託管理人を選任した場合には、信託管理人の報酬を定めることができる。
- 7 前項の規定による信託管理人の報酬の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に第三項の定め及び第五項の報酬の額に関する定めがあつたものとみなす。
- (新信託管理人の選任等)
- 第百二十九条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により信託管理人の任務が終了した場合における新たな信託管理人(次項において「新信託管理人」という。)の選任について準用する。
- 2 新信託管理人が就任した場合には、信託管理人であつた者は、遅滞なく、新信託管理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならない。
- 3 前項の信託管理人であつた者は、受益者が存するに至つた後においてその受益者となつた者を知つたときは、遅滞なく、当該受益者となつた者に對しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。
- (信託管理人による事務の処理の終了等)
- 第百三十条 信託管理人による事務の処理は、次

- 8 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判をする場合には、受託者及び信託管理人の陳述を聽かなければならない。
- 9 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判に対しては、受託者及び信託管理人は、即時抗告をすることができる。
- (信託管理人の任務の終了)
- 第百二十八条 第五十六条の規定は、信託管理人の任務の終了について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「次条」とあるのは「第百二十八条第二項において準用する次条」と、同項第六号中「第五十八条」とあるのは「第百二十八条第二項において準用する第五十八条」と読み替えるものとする。
- 2 第五十七条の規定は信託管理人の辞任について、第五十八条の規定は信託管理人の解任について、それぞれ準用する。
- (新信託管理人の選任)
- 第百二十九条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により信託管理人の任務が終了した場合における新たな信託管理人(次項において「新信託管理人」という。)の選任について準用する。
- 2 新信託管理人が就任した場合には、信託管理人であつた者は、遅滞なく、新信託管理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならない。
- 3 前項の信託管理人であつた者は、受益者が存するに至つた後においてその受益者となつた者を知つたときは、遅滞なく、当該受益者となつた者に對しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。
- (信託監督人の選任)
- 第百三十一条 信託行為においては、受益者が存する場合に信託監督人となるべき者を指定する定めを設けることができる。
- 2 信託行為に信託監督人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託監督人となるべき者として指定された者に対し、相当前の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。
- 3 前項の規定による催告があつた場合において、信託監督人となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者(委託者が現に存しない場合にあつては、受託者)に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかつたものとみなす。
- 4 受益者が受託者の監督を適切に行うことなどがで

(号外)	官報
<p>きない特別の事情がある場合において、信託行為に信託監督人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託監督人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれをことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託監督人を選任することができる。</p> <p>5 前項の規定による信託監督人の選任の裁判があつたときは、当該信託監督人について信託行為に第一項の定めが設けられたものとみなす。</p> <p>6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならぬ。</p> <p>7 第四項の規定による信託監督人の選任の裁判に対しては、委託者、受託者若しくは受益者又は既に存する信託監督人は、即時抗告をすることができる。</p> <p>8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p> <p>(信託監督人の権限)</p> <p>第一百三十二条 信託監督人は、受益者のために自己の名をもつて第九十二条各号(第十七号、第十八号、第二十一号及び第二十三号を除く。)に掲げる権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>2 二人以上の信託監督人があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>(信託監督人の義務)</p> <p>第一百三十三条 信託監督人は、善良な管理者の注意をもつて、前条第一項の権限を行使しなけれ</p>	

2 第五十七条の規定は受益者代理人の辞任について、第五十八条の規定は受益者代理人の解任について、それぞれ準用する。 (新受益者代理人の選任等)	「条」と読み替えるものとする。
3 委託者が現に存しない場合には、第一項第一号の規定は、適用しない。 (信託管理人に関する規定の準用)	ない。
4 第百四十二条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により受益者代理人の任務が終了した場合における新たな受益者代理人次項において「新受益者代理人」という。の選任について準用する。 この場合において、第六十二条第二項及び第四項中「利害関係人」とあるのは、「委託者又は受益者代理人」に対する事務の経過及び結果を報告し、新受益者代理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならない。 (受益者代理人による事務の処理の終了等)	第百四十四条 第百二十四条及び第一百二十七条第一項から第五項までの規定は、受益者代理人にこれに準用する。
5 第百四十五条 信託行為においては、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しない旨を定めることができる。 2 信託行為においては、委託者も次に掲げる権利の全部又は一部を有する旨を定めることができる。 一 第二十三条第五項又は第六項の規定による取消権 二 第二十七条第一項又は第二項これららの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。の規定による取消権	第百四十五条 信託行為においては、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しない旨を定めることができる。 2 信託行為においては、委託者も次に掲げる権利の全部又は一部を有する旨を定めることができる。 一 第二十三条第五項又は第六項の規定による取消権 二 第二十七条第一項又は第二項これららの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。の規定による取消権
6 第三十三条第六項又は第七項の規定による取消権 四 第三十二条第四項の規定による権利 五 第三十八条第一項の規定による閲覧又は臠写の請求権 六 第三十九条第一項の規定による開示の請求権	3 前項第一号、第七号から第九号まで又は第十号から第十五号までに掲げる権利について同項の信託行為の定めがされた場合における第二十四条、第四十五条(第二百二十六条第六項、第二百二十八条第八項及び第二百五十四条第三項において準用する場合を含む。)又は第六十一條の規定の適用については、これらの規定中「受益者」とあるのは、「委託者又は受益者」とする。
7 第四十一条の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権 八 第四十二条の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権 九 第四十四条の規定による差止めの請求権 十 第四十六条第一項の規定による検査役の選任等	4 信託行為においては、受託者が次に掲げる義務を負う旨を定めることができる。 一 この法律の規定により受託者が受益者(信託管理人が現に存する場合にあっては、信託代理人。次号において同じ。)に対し通知すべき事項を委託者に対しても通知する義務 二 この法律の規定により受託者が受益者に対する義務を報告す
1 信託行為において定めた事由 2 前項の規定により受益者代理人による事務の処理が終了した場合には、受益者代理人であつた者は、遲滞なく、その代理した受益者に対しその事務の経過及び結果を報告しなければなら	5 第四十八条 第九十条第一項各号に掲げる信託において、その信託の受益者が現に存せず、又は同条第二項の規定により受益者としての権利を有しないときは、委託者が第百四十五条第二項各号に掲げる権利を有し、受託者が同条第四項各号に掲げる義務を負う。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
第六章 信託の変更、併合及び分割 第一節 信託の変更 (関係当事者の合意等)	6 第七章 第七十七条第一項又は第一百八十四条第一項の規定により受託者がする計算の承認を委託者に対しても求める義務 三 第七十七条第一項又は第一百八十四条第一項の規定により受託者がする計算の承認を委託者が二人以上ある信託における第一項、

明らかにしてしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、信託の変更是、次

の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによりすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に對し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、第三号に掲げるときは委託者及び受益者に對し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

(特別の事情による信託の変更を命ずる裁判)

第一百五十条 信託行為の当時予見することのできるなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至つたときは、裁判所

は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の変更を命ずることができる。

2 前項の申立ては、当該申立てに係る変更後の信託行為の定めを明らかにしてしなければなら

ない。

3 裁判所は、第一項の申立てについての裁判を

する場合には、受託者の陳述を聽かなければな

らない。

4 第一項の申立てについての裁判には、理由の要旨を付さなければならない。

5 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をする

ことができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

二 信託の併合がその効力を生ずる日

四 信託の併合がその効力を生ずる日

五 その他の法務省令で定める事項

他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額

2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができる場合には、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知れているものには、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 信託の併合をする旨

2 前項の規定にかかわらず、信託の併合は、次

の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによつてすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に對し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に對し、第三号に掲げるときは委託者及び受益者に對し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、信託の併合は、次

の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによつてすることができる。

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認したものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的とする法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一

3 前項の規定にかかわらず、信託の変更是、次

の各号に掲げる場合には、当該各号に定める

者による受託者に対する意思表示によつてする

ことができる。この場合において、第二号に掲

げるときは、受託者は、委託者に對し、遅滞な

く、変更後の信託行為の内容を通知しなければ

ならない。

一 受託者の利益を害しないことが明らかであ

るとき 委託者及び受益者

2 前項の規定にかかわらず、信託行為に別段

の定めがあるときは、その定めるところによ

る。

3 前項の規定にかかわらず、各信託行為に別

段の定めがあるときは、その定めるところによ

る。

4 委託者が現に存しない場合においては、第一

項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲

げるときは委託者に對し、第二号に掲げるときは

委託者及び受益者に對し」とあるのは、「第二号

に掲げるときは、受益者に對し」とする。

(関係当事者の合意等)

4 第一百五十二条 信託の併合は、従前の各信託の委

託者、受託者及び受益者の合意によつてするこ

とができる。この場合においては、次に掲げる

事項を明らかにしてしなければならない。

一 信託の併合後の信託行為の内容

二 信託行為において定める受益権の内容に変

更があるときは、その内容及び変更の理由

号に掲げるときは委託者及び受益者に對し」と

5 委託者が現に存しない場合においては、第一

項及び第三項第一号の規定は適用せず、第二項

中「第一号に掲げるときは委託者に對し、第二

号に掲げるときは委託者及び受益者に對し」と

5 委託者が現に存しない場合は、第一

項の規定にかかわらず、信託行為に別段

の定めがあるときは、その定めるところによ

る。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有す

る。

二 第二節 信託の併合

3 前項の規定にかかわらず、各信託行為に別

段の定めがあるときは、その定めるところによ

る。

4 委託者が現に存しない場合においては、第一

項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲

げるときは委託者に對し、第二号に掲げるときは

委託者及び受益者に對し」とあるのは、「第二号

に掲げるときは、受益者に對し」とする。

(債権者の異議)

4 第一百五十二条 信託の併合をする場合には、従前

の信託の信託財産責任負担債務に係る債権を有

する債権者は、受託者に對し、信託の併合につ

いて異議を述べることができる。ただし、信託

の併合をしても当該債権者を害するおそれのな

いことが明らかであるときは、この限りでな

い。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異

議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該

信託の併合について承認したものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異

議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対

し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又

は当該債権者に弁済を受けさせることを目的と

する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一

項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。次節において同じ。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該信託の併合をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務の範囲等)

百五十三条 信託の併合がされた場合において、従前の信託の信託財産責任負担債務であつた債務は、信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務となる。

百五十四条 信託の併合がされた場合において、前条に規定する従前の信託の信託財産責任負担債務のうち信託財産限定責任負担債務(受託者が信託財産に属する財産のみをもつて履行する責任を負う信託財産責任負担債務をいう。以下この章において同じ。)であるものは、信託の併合後の信託の信託財産限定責任負担債務となる。

### 第三節 信託の分割

#### 第一款 吸收信託分割

##### (関係当事者の合意等)

百五十五条 吸收信託分割は、委託者、受託者及び受益者の合意によつてすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 吸收信託分割後の信託行為の内容  
二 吸收信託分割において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由  
三 吸收信託分割に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額  
四 吸收信託分割がその効力を生ずる日

### 五 移転する財産の内容

六 吸收信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託(以下この款において「分割信託」という。)の信託財産責任負担債務でなくなり、分割信託からその信託財産の一部を受ける信託(以下「承継信託」という。)の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項

七 その他法務省令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、吸收信託分割は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める

ものによってことができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意  
二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示

#### 示

3 前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 委託者が現に存しない場合においては、第一項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸收信託分割について承認をしたものとみなす。

二 電子公告

1 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸收信託分割について承認をしたものとみなす。

3 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該債権を除く。) 吸收信託分割後の承継信託の信託財産に属する財産

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸收信託分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸收信託分割後の分割信託及び承継信託の信託財産責任負担債務の範囲等)

百五十七条 吸收信託分割がされた場合において、第一百五十五条第一項第六号の債務は、吸收信託分割後の分割信託の信託財産責任負担債務でなくなり、吸收信託分割後の承継信託の信託財産責任負担債務となる。この場合において、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知っているものには、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができる場合には、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知っているものには、各別にこれを催告しなければならない旨

3 その他の法務省令で定める事項

2 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる場合には、受託者は、公報(次に掲げる方法によるものに限る。)をもつて同項の規定による各別の催告に代えることができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

3 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公報(次に掲げる方法によるものに限る。)をもつて同項の規定による各別の催告を受けた場合には、吸收信託分割前から有する次の各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、当該各号に定める財産をもつて当該債権に係るものに限る。)は、同条第二項の規定により各別の催告をしなければならないものに限る。)

4 第百五十八条 第百五十六条第一項の規定により異議を述べることができる債権者(同条第二項の規定により各別の催告をしなければならないものに限る。)は、同条第二項の規定により各別の催告を受けた場合には、吸收信託分割前から有する次の各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、当該各号に定める財産をもつて当該債権に係る債務を履行することを請求することができる。ただし、第一号に定める財産に対しては吸收信託分割がその効力を生ずる日における承継信託の移転を受ける財産の価額を、第二号に定める財産に対しては当該日における分割信託の信託財産に対する割合を限度とする。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸收信託分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(債権者の異議)

百五十六条 吸收信託分割をする場合には、分割信託又は承継信託の信託財産責任負担債務に係る債権者(第百五十五条第一項第六号の債務に係る債権を除く。) 吸收信託分割後の承継信託の信託財産に属する財産

二 承継信託の信託財産責任負担債務に係る債権(第百五十五条第一項第六号の債務に係る債権を除く。) 吸收信託分割後の承継信託の信託財産に属する財産

三 第百五十九条 新規信託分割は、委託者、受託者

及び受益者の合意によつてすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

#### 一 新規信託分割後の信託行為の内容

二 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

三 新規信託分割に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内

容及びその価額

#### 四 新規信託分割がその効力を生ずる日

#### 五 移転する財産の内容

六 新規信託分割により従前の信託の信託財産責任負担債務でなくなり、新たな信託の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、

七 その他法務省令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、新規信託分割は、当該債務に係る事項

3 前項の規定にかかわらず、新規信託分割は、当該各号に定めるものによってすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者に對し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき、受託者及び受益者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示の定めがあるときは、その定めるところによる。

二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき、受託者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 委託者が現に存しない場合においては、第一

項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げることは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。

(債権者の異議)

第百六十条 新規信託分割をする場合には、従前の信託の信託財産責任負担債務に係る債権者は、受託者に対し、新規信託分割に

ついて異議を述べることができる。ただし、新規信託分割をしても当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができる場合には、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知っているものには、各別に催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 新規信託分割をする旨

二 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

三 その他法務省令で定める事項

3 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告(次に掲げる方法によるものに限る)をもつて同項の規定による各別の催告に代えることができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該

新規信託分割について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新規信託分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新規信託分割後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の範囲等)

第百六十一条 新規信託分割がされた場合において、第百五十九条第一項第六号の債務は、新規信託分割後の従前の信託の信託財産責任負担債務でなくなり、新規信託分割後の新たな信託の信託財産責任負担債務となる。この場合において、従前の信託の信託財産限定責任負担債務であつた債務は、新たな信託の信託財産限定責任負担債務となる。

第百六十二条 第百六十条第一項の規定により異議を述べることができる債権者(同条第二項の規定により各別の催告をしなければならないものに限る)は、同条第二項の催告を受けなかつた場合には、新規信託分割前から有する次の各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、当該各号に定める財産をもつて当該債権に係る債務を履行することを請求することができる。ただし、第一号に定める財産に対しては新規信託分割がその効力を生ずる日における新たな信託の信託財産の価額を、第二号に定める財産に対しでは当該日における従前の信託の信託財産の価額を限度とする。

一 従前の信託の信託財産責任負担債務に係る債権(第百五十九条第一項第六号の債務に係る債権を除く。) 新規信託分割後の新たな信託の信託財産に属する財産

二 新たな信託の信託財産責任負担債務に係る債権となつた債権(第百五十九条第一項第六号の債務に係る債権に限る。) 新規信託分割後の従前の信託の信託財産に属する財産

三 既存の債権を除く。) 新規信託分割後の新たな信託の信託財産に属する財産

四 新規信託分割による債権(第百五十九条第一項第六号の債務に係る債権に限る。) 新規信託分割による債権を除く。) 新規信託分割後の新たな信託の信託財産に属する財産

五 新規信託分割による債権(第百五十九条第一項第六号の債務に係る債権に限る。) 新規信託分割による債権を除く。) 新規信託分割後の新たな信託の信託財産に属する財産

六 第百六十五条又は第百六十六条の規定により信託の終了を命ぜる裁判があつたとき。

七 信託財産についての破産手続開始の決定があつたとき。

八 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による信託契約の解除がされたとき。

官報 (号外)

九 信託行為において定めた事由が生じたと

き。

(委託者及び受益者の合意等による信託の終了)

第一百六十四条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができ

る。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に信託を終了したときは、委託者及び受益者は、受

託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限

りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによ

る。

4 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(特別の事情による信託の終了を命ずる裁判)

第一百六十五条 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了する

ことが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至つたことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をす

る場合には、受託者の陳述を聴かなければならぬ。

3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、同項の申立てをした者又は委託者、受託者若しくは受益者は、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をす

る場合には、受託者の陳述を聴かなければならぬ。

3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対しても、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更

る。

(公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判)

第一百六十六条 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため信託の存立を許すこと

の申立てについて立てるべき担保について準用する。

者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、信託の終了を命ずることができ

る。

2 不法な目的に基づいて信託がされたとき。

2 受託者が、法令若しくは信託行為で定める

その権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は

刑罰法令に触れる行為をした場合において、

法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならぬ。

3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、同項の申立てをした者又は委託者、受託者若しくは受益者は、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

6 委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人が第一項の申立てをしたときは、裁判所

は、受託者の申立てにより、同項の申立てをし

た者に対し、相当の担保を立てるべきことを命

ずることができる。

7 受託者は、前項の規定による申立てをするに

は、第一項の申立てが悪意によるものであるこ

とを疎明しなければならない。

8 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第七十五条

条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第六項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

2 前項の管理人は、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。

2 前項の管理人は、裁判所が監督する。

3 第一項の管理人に対する利害関係人は、即時抗告をすることができる。

3 裁判所は、第一項の管理人に対する利害関係人に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

4 第六十四条から第七十二条までの規定は、第一項の管理人について準用する。この場合において、第六十五条中「前受託者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

5 信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものに関する前条第一項の規定による保全処分(管理命令を除く)があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記又は登録を嘱託しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失つた場合について準用する。

(保全処分に関する費用の負担)

第一百六十九条 裁判所は、第一百六十六条第一項の

申立てがあつた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、信託財産に関する管理人による管理を命ずる処分(次条において「管理命令」という)その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 前項の保全処分又は第一百六十九条第一項の申立てを却下する裁判に対しても即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理

し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に對しては、利害関係人は、即時抗告をすることができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に對しては、利害関係人は、即時抗告をすることができる。

2 前項の管理人は、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。

2 前項の管理人は、裁判所が監督する。

3 第一項の管理人に対する利害関係人は、即時抗告をすることができる。

3 裁判所は、第一項の管理人に対する利害関係人に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

4 第六十四条から第七十二条までの規定は、第一項の管理人について準用する。この場合において、第六十五条中「前受託者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

5 信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものに関する前条第一項の規定による保全処分(管理命令を除く)があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記又は登録を嘱託しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失つた場合について準用する。

(保全処分に関する費用の負担)

第一百七十二条 裁判所が第一百六十九条第一項の規定による保全処分をした場合には、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二十六条本

文の費用は、受託者の負担とする。当該保全処

分について必要な費用も、同様とする。

2 前項の保全処分又は第一百六十九条第一項の申立てを却下する裁判に対しても即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理

		官 報 (号 外)
3	2	<p>由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、受託者の負担とする。</p> <p>(保全処分に関する資料の閲覧等)</p> <p>第百七十二条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第百七十条第三項の報告又は計算に関する資料の閲覧を請求することができる。</p> <p>2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、前項の資料の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定は、第一項の資料のうち録音データ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関する適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。</p> <p>4 法務大臣は、裁判所書記官に対し、第一項の資料の閲覧を請求することができる。</p> <p>5 民事訴訟法第九十五条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。</p> <p>(新受託者の選任)</p> <p>第百七十三条 裁判所は、第一百六十六条第一項の規定により信託の終了を命じた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、当該信託の清算のために新受託者を選任しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による新受託者の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>3 第一項の規定により新受託者が選任されたときは、前受託者の任務は、終了する。</p>
4	5	<p>4 第一項の新受託者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。</p> <p>5 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、第一項の新受託者の陳述を聽かなければならない。</p> <p>6 第四項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しては、第一項の新受託者は、即時抗告をすることができる。</p> <p>(終了した信託に係る吸収信託分割の制限)</p> <p>第百七十四条 信託が終了した場合には、当該信託を承継信託とする吸収信託分割は、することができない。</p> <p>第二節 信託の清算</p> <p>(清算の開始原因)</p> <p>第百七十五条 信託は、当該信託が終了した場合(第一百六十三条第五号に掲げる事由によって終了した場合及び信託財産についての破産手続開始の決定により終了した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)には、この節の定めるところにより、清算をしなければならない。</p> <p>(信託の存続の擬制)</p> <p>第百七十六条 信託は、当該信託が終了した場合においても、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。</p> <p>(清算受託者の職務)</p> <p>第百七十七条 信託が終了した時以後の受託者の務を行う。</p> <p>2 二 信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済</p>
三	四	<p>三 受益債権(残余財産の給付を内容とするもの)を除く。)に係る債務の弁済</p> <p>四 残余財産の給付</p> <p>第百七八条 清算受託者は、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>清算受託者は、次に掲げる場合には、信託財産に属する財産を競売に付することができる。</p> <p>一 受益者又は第一百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者(以下この条において「受益者等」と総称する。)が信託財産に属する財産を受領することを拒み、又はこれを受領することができない場合において、相当の期間を定めてその受領の催告をしたとき。</p> <p>二 受益者等の所在が不明である場合</p> <p>3 前項第一号の規定により信託財産に属する財産を競売に付したときは、遅滞なく、受益者等に対しその旨の通知を発しなければならない。</p> <p>4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、第二項第一号の催告をしないで競売に付することができる。</p> <p>(清算中の信託財産についての破産手続の開始)</p> <p>第百七十九条 清算中の信託において、信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。</p> <p>2 信託財産についての破産手続開始の決定がされた場合において、清算受託者が既に信託財産に属する債務に係る債権を有する債権者に支払つたものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。</p> <p>1 一 現務の結了</p>
一	二	<p>1 第百八十二条 残余財産は、次に掲げる者に帰属する。</p> <p>2 信託行為において残余財産の給付を内容とする。</p>

する受益債権に係る受益者(次項において「残余財産受益者」という。)となるべき者として指定された者

二 信託行為において残余財産の帰属すべき者(以下この節において「帰属権利者」という。)

3 信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者(以下この項において「残余財産受益者等」と総称する。)の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合には、信託行為に委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあつたものとみなす。

4 前二項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、清算受託者に帰属する。

## (帰属権利者)

第百八十三条 信託行為の定めにより帰属権利者となるべき者として指定された者は、当然に残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 第八十八条第二項の規定は、前項に規定する帰属権利者となるべき者として指定された者について準用する。

3 信託行為の定めにより帰属権利者となつた者は、受託者に対し、その権利を放棄する旨の意思表示をすることができる。ただし、信託行為の定めにより帰属権利者となつた者が信託行為の当事者である場合は、この限りでない。

4 前項本文に規定する帰属権利者となつた者は、同項の規定による意思表示をしたときは、

当初から帰属権利者としての権利を取得していないかつたものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。

5 第百条及び第一百二条の規定は、帰属権利者が有する債権で残余財産の給付をすべき債務に係るものについて準用する。

6 帰属権利者は、信託の清算中は、受益者となりなす。

(清算受託者の職務の終了等)

第七百八十四条 清算受託者は、その職務を終了したときは、遅滞なく、信託事務に関する最終の計算を行い、信託が終了した時における受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)及び帰属権利者(以下この条において「受益者等」と総称する。)のすべてに対し、その承認を認めなければならない。

2 受益者等が前項の計算を承認した場合には、当該受益者等に対する清算受託者の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算受託者の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

3 受益者等が清算受託者から第一項の計算の承認を求められた時から一箇月以内に異議を述べなかつた場合には、当該受益者等は、同項の計算を承認したものとみなす。

## 第八章 受益証券発行信託の特例

## 第一節 総則

(受益証券の発行に関する信託行為の定め)

第七百八十五条 信託行為においては、この章の定めるところにより、一又は二以上の受益権を表示する証券(以下「受益証券」という。)を発行する旨を定めることができる。

2 前項の規定は、当該信託行為において特定の

内容の受益権については受益証券を発行しない旨を定めることを妨げない。

3 第一項の定めのある信託(以下「受益証券発行信託」という。)においては、信託の変更によって前二項の定めを変更することはできない。

4 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。

(受益権原簿)

第七百八十六条 受益証券発行信託の受託者は、遅滞なく、受益権原簿を作成し、これに次に掲げる事項(以下この章において「受益権原簿記載事項」という。)を記載し、又は記録しなければならない。

2 受益者等が前項の計算を承認した場合には、当該受益者等に対する清算受託者の責任は、免

除されたものとみなす。ただし、清算受託者の職務の執行に不正の行為があつたときは、この

限りでない。

3 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして法務省令で定める事項

4 受益証券が記名式か又は無記名式かの別及び無記名式の受益証券の数

5 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

6 各受益権に係る受益者(無記名受益権の受益者を除く。)の氏名又は名称及び住所

7 前号の受益者が各受益権を取得した日

8 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(受益権原簿記載事項を記載した書面の交付等)

第七百八十七条 第百八十五条第二項の定めのある受益権の受益者は、受益証券発行信託の受託者

2 前項の規定は、無記名受益権の受益者については、適用しない。

3 基準日を定める場合には、受益証券発行信託の受託者は、基準日受益者が行使することができる権利(基準日から三箇月以内に行使するものに限る。)の内容を定めなければならない。

(受益証券発行信託の受託者は、基準日を定め

2 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。

5 第一項の定めのある信託(以下「受益証券発行信託」という。)においては、信託の変更によつて前二項の定めを変更することはできない。

6 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。

7 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

8 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

9 第一項の定めのある信託(以下「受益証券発行信託」という。)においては、信託の変更によつて前二項の定めを変更することはできない。

10 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。

11 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

12 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

13 第一項の定めのある信託(以下「受益証券発行信託」という。)においては、信託の変更によつて前二項の定めを変更することはできない。

14 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。

15 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

16 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

17 第一項の定めのある信託(以下「受益証券発行信託」という。)においては、信託の変更によつて前二項の定めを変更することはできない。

18 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。

19 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

20 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

21 第一項の定めのある信託(以下「受益証券発行信託」という。)においては、信託の変更によつて前二項の定めを変更することはできない。

22 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。

23 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

24 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

25 第一項の定めのある信託(以下「受益証券発行信託」という。)においては、信託の変更によつて前二項の定めを変更することはできない。

26 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。

27 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

28 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

29 第一項の定めのある信託(以下「受益証券発行信託」という。)においては、信託の変更によつて前二項の定めを変更することはできない。

30 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。

31 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

32 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

33 第一項の定めのある信託(以下「受益証券発行信託」という。)においては、信託の変更によつて前二項の定めを変更することはできない。

34 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。

たときは、当該基準日の二週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を官報に公表しなければならない。ただし、信託行為に当該基準日及び基準日受益者が行使することができる権利の内容について定めがあるときは、この限りでない。

5 第一項、第三項及び前項本文の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、そ

の定めるところによる。

(受益権原簿の備置き及び閲覧等)

第六百九十条 受益証券発行信託の受託者は、受益権原簿をその住所(当該受託者が法人である場合(受益権原簿管理人が現に存する場合を除く。)にあってはその主たる事務所、受益権原簿管理人が現に存する場合にはその営業所)に備え置かなければならない。

2 委託者、受益者その他の利害関係人は、受益証券発行信託の受託者に対し、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 受益権原簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 受益権原簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 前項の請求があつたときは、受益証券発行信託の受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に

関する調査以外の目的で請求を行つたとき。  
二 請求者が不適当な時に請求を行つたとき。  
三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

五 請求者が前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

4 第百八十六条第三号又は第四号に掲げる事項

(第一百八十五条第二項の定めのない受益権に係るものに限る。)について第二項の請求があつた場合において、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(受益者に対する通知等)

第五百九十二条 受益証券発行信託の受託者が受益者に対してもする通知又は催告は、受益権原簿に記載し、又は記録した当該受益者の住所(当該受益者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該受託者に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあつて発すれば足りる。

(共有者による権利の行使)

第二百九十三条 受益証券発行信託の受益権が一人以上との者の共有に属するときは、共有者は、当該受益権についての権利を行使する者一人を定め、受益証券発行信託の受託者に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該受託者は、その権利を行使する。

3 受益証券発行信託の受益権が二人以上の者の共有に属するときは、共有者は、受益証券発行信託の受託者に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該受託者は、その権利を行使する。

信託の受託者が受益者に対する通知又は催告を受領する者一人を定め、当該受託者に対する通知又は催告が、その者の氏名又は名称を通知しなければならぬ。この場合においては、その者を受益者としてしてする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。

4 前項の規定による共有者の通知がない場合には、受益証券発行信託の受託者が受益権の共有者に対する通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。

5 この法律の規定により受益証券発行信託の受託者が無記名受益権の受益者に対するべき通知は、当該受益者のうち当該受託者に氏名又は名称及び住所の知れている者に対してもすれば足りる。この場合においては、当該受託者は、その通知すべき事項を官報に公告しなければならない。

6 受益証券発行信託の受益権の譲渡は、当該受益権を取得した者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しないれば、受益証券発行信託の受託者に対抗することができない。

7 第百八十五条第二項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受託者その他の第三者」とする。

8 第百八十五条第二項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(権利の推定等)

第二百九十六条 受益証券の占有者は、当該受益証券に係る受益権を適法に有するものと推定する。

2 受益証券の交付を受けた者は、当該受益証券に係る受益権についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載又は記録)

第三百九十七条 受益証券発行信託の受託者は、次の一週間前までに、その受益証券を第一八条に規定する招集者に提示しなければならない。

1 共有する権利の行使

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとする。

3 受益証券発行信託の受益権が二人以上の者の氏名又は名称を通知しなければ、当該受託者は、

についての権利行使することができない。ただし、当該受託者が当該権利行使することに同意した場合は、この限りでない。

第二節 受益権の譲渡等の特例

(受益証券の発行された受益権の譲渡)

第三百九十四条 受益証券発行信託の受益権(第一百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。)の譲渡は、当該受益権に係る受益証券を交付しないければ、その効力を生じない。

(受益証券発行信託における受益権の譲渡の対抗要件)

第三百九十五条 受益証券発行信託の受益権の譲渡は、その受益権を取得した者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しないれば、受益証券発行信託の受託者に対抗することができない。

2 第百八十五条第二項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受託者その他の第三者」とする。

3 第一項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(権利の推定等)

第三百九十六条 受益証券の占有者は、当該受益証券に係る受益権を適法に有するものと推定する。

2 受益証券の交付を受けた者は、当該受益証券に係る受益権についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載又は記録)

第三百九十七条 受益証券発行信託の受託者は、次の一週間前までに、その受益証券を第一八条に規定する招集者に提示しなければならない。

1 共有する権利の行使

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとする。

3 受益証券発行信託の受益権が二人以上の者の氏名又は名称を通知しなければ、当該受託者は、

官 報 (号 外)

の各号に掲げる場合には、法務省令で定めるところにより、当該各号の受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 受益証券発行信託の受益権を取得した場合において、当該受益権が消滅しなかつたときは。

二 前号の受益証券発行信託の受益権を処分したとき。

3 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の併合がされた場合には、併合された受益権について、その受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の分割がされた場合には、分割された受益権について、その受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

5 前三項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(受益者の請求による受益権原簿記載事項の記載又は記録)

第百九十八条 受益証券発行信託の受益権を受益証券発行信託の受託者以外の者から取得した者(当該受託者を除く。)は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益権に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した受益権の受益者として受益権原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共

同してしなければならない。

3 前二項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(受益証券の発行された受益権の質入れ)

第一百九十九条 受益証券発行信託の受益権(第八十五条第一項の定めのある受益権を除く。)の質入れは、当該受益権に係る受益証券を交付しなければ、その効力を生じない。

(受益証券発行信託における受益権の質入れの対抗要件)

第二百条 受益証券発行信託の受益権(第八十五条第二項の定めのある受益権を除く。)の質権者は、繼續して当該受益権に係る受益証券を占有しなければ、その質権をもつて受益証券を占めることができない。

2 第百八十五条第二項の定めのある受益権の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益証券発行信託の受託者その他の第三者に対抗することができない。

3 第百八十五条第二項の定めのある受益権の質権者が、前項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「受益証券発行信託の受託者」とあらわす、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。

(登録受益権質権者に対する通知等)

第二百三条 受益証券発行信託の受託者が登録受益権質権者に対してする通知又は催告は、受益権原簿に記載し、又は記録した当該登録受益権質権者の住所(当該登録受益権質権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該受託者に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(受益権の併合又は分割に係る受益権原簿の記載等)

第二百四条 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の併合がされた場合にお

下この節において「登録受益権質権者」という。)は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該登録受益権質権者についての受益権原簿に記載され、若しくは記録された同項各号に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「受益証券発行信託の受託者」とあらわす、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。

(登録受益権質権者に対する通知等)

第二百五条 受益証券発行信託の受託者は、前条第一項に規定する場合には、併合された受益権に係る受益証券を登録受益権質権者に引き渡さなければならない。

2 受益証券発行信託の受託者は、前条第二項に規定する場合には、分割された受益権に係る受益証券を登録受益権質権者に引き渡さなければならない。

3 第二百五条 受益証券発行信託の受託者は、前条第一項に規定する場合には、当該受益権で他の信託の信託財産に属するものについては、当該受益権が信託財産に属する旨を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、当該受益権が信託財産に属することを受益証券発行信託の受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の受益権が属する他の信託の受託者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益権が信託財産に属する旨を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

(受益権に関する受益権原簿の記載事項を記載した書面の交付等)

第二百二十二条 前条第一項各号に掲げる事項が受益権原簿に記載され、又は記録された質権者(以

いて、当該受益権を目的とする質権の質権者が登録受益権質権者であるときは、併合された受益権について、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の分割がされた場合において、当該受益権を目的とする質権の質権者が登録受益権質権者であるときは、分割された受益権に係る受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

3 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の併合がされた場合において、当該受益権に係る受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の分割がされた場合において、当該受益権に係る受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

3 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の併合がされた場合において、当該受益権に係る受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。



の一（これを下回る割合を信託行為において定めた場合にあつては、その割合。以下この項において同じ。）以上の割合の受益権を有する受益者又は現に存する受益権の総数の十分の一以上の数の受益権を有する受益者に限り当該権利を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

一 第百五十条第一項の規定による信託の変更を命ずる裁判の申立権

二 第百六十五条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判の申立権

3 受益証券発行信託において、第三十九条第一項の規定による開示が同条第三項の信託行為の定めにより制限されているときは、前二項の規定は、適用しない。

4 受益証券発行信託においては、第九十二条第十一号の規定にかかわらず、六箇月（これを下回る期間を信託行為において定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き受益権を有する受益者に限り第四十四条第一項の規定による差止めの請求権を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

（委託者の特例）

第二百四条 受益者が二人以上ある受益証券発行信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、信託行為に受益者の意思決定（第九十二条各号に掲げる権利の行使に係るもの）を除く。）は第四章第三節第二款の定めるところによる受益者集会における多数決による旨の定めがあるものとみなす。

（委託者の特例）

第二百五十五条 受益証券発行信託においては、こ

の法律の規定による委託者の権利のうち次に掲げる権利は、受益者がこれを行使する。

一 第三十六条の規定による報告を求める権利

二 第五十八条第四項（第百三十四条第二項及び第一百四十二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十二条第四項（第百三十五条第一項及び第一百四十二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項、第七十四条第二項、第百三十二条第四項、第百五十一条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十九条第一項又は第百七十三条第一項の規定による申立権

三 第六十二条第二項、第百三十二条第二項又は第百三十八条第二項の規定による催告権

四 第百七十二条第一項、第二項又は第三項後段の規定による閲覧、謄写若しくは交付又は複製の請求権

五 第百九十条第二項の規定による閲覧又は謄写の請求権

第六章 限定責任信託の特例

第一節 総則

（限定責任信託の要件）

第二百六十六条 限定責任信託は、信託行為においてそのすべての信託財産責任負担債務についてその履行の責任を負う旨の定めをし、第二百三十二条の定めるところにより登記をすることによって、限定責任信託としての効力を生ずる。

2 前項の信託行為においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

（受託者が信託財産に属する財産のみをもつてそ

3 第二百四条 受益者に属する財産のみをもつてそ

の履行の責任を負う旨の定めをし、第二百三十二条の定めるところにより登記をすることによって、限定責任信託としての効力を生ずる。

（受託者の名称等）

第二百八十八条 限定責任信託には、その名称中に限定責任信託という文字を用いなければならぬ。

2 何人も、限定責任信託でないものについて、その名称又は商号中に、限定責任信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

四 限定責任信託の主たる信託事務の処理を行うべき場所（第三節において「事務処理地」という。）

五 信託財産に属する財産の管理又は処分の方（固有財産に属する財産に対する強制執行等の制限）

六 その他法務省令で定める事項

（第二百七十七条 限定責任信託においては、信託財産責任負担債務（第二十一条第一項第八号に掲げる権利に係る債務を除く。）に係る債権に基づいて固有財産に属する財産に対し強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることはできない。

2 前項の規定に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に對しては、受託者は、異議を主張することができ。この場合においては、民事執行法第三十八条及び民事保全法第四十五条の規定を準用する。）

（取引の相手方に対する明示義務）

第二百十九条 受託者は、限定責任信託の受託者として取引をするに当たっては、その旨を取引の相手方に示さなければ、これを當該取引の相手方に對し主張することができない。

（登記の効力）

第二百二十条 この章の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて善意の第三者に對抗することができない。登記の後であつても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかつたときは、同様とする。

2 この章の規定により登記すべき事項につき故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に對抗することができない。

（限定責任信託の定めを廢止する旨の信託の変更）

第二百二十二条 第二百六十六条第一項の定めを废止する旨の信託の変更がされ、第二百二十五条の終了の登記がされたときは、その変更後の信託については、この章の規定は、適用しない。

（第二節 計算等の特例）

第二百二十二条 限定責任信託における帳簿その

他の書類又は電磁的記録の作成、内容の報告及び保存並びに閲覧及び謄写については、第三十七条及び第三十八条の規定にかかわらず、次項から第九項までに定めるところによる。

2 受託者は、法務省令で定めるところにより、限定期責任信託の会計帳簿を作成しなければならない。

3 受託者は、限定期責任信託の効力が生じた後速やかに、法務省令で定めるところにより、その効力が生じた日における限定期責任信託の貸借対照表を作成しなければならない。

4 受託者は、毎年、法務省令で定める一定の時期において、法務省令で定めるところにより、限定期責任信託の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

5 受託者は、前項の書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)に報告しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 受託者は、第一項の会計帳簿を作成した場合には、その作成の日から十年間(当該期間内に信託の清算の結了があつたときは、その日までの間。次項において同じ。)、当該会計帳簿(書面に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあっては当該書面)を保存しなければならない。ただし、

その作成の日から十年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

9 限定期責任信託における第三十八条の規定の適用については、同条第一項各号中「前条第一項又は第五項」とあるのは「第二百二十二条第二項又は第七項」と、同条第四項第一号及び第六項各号中「前条第二項」とあるのは「第二百二十二条第三項又は第四項」とする。

人。第八項において同じ。)に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

7 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合は、その作成又は取得の日から十年間、当該書類又は電磁的記録(書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあっては当該書面)を保存しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

8 受託者は、第三項の貸借対照表及び第四項の書類又は電磁的記録(以下この項及び第二百二十二条第三項第一号において「貸借対照表等」という。)を作成した場合には、信託の清算の結了の日までの間、当該貸借対照表等(書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあっては当該書面)を保存しなければならない。ただし、

前項ただし書の規定を準用する。

5 第二百二十三条 裁判所は、申立てにより又は職

務で、訴訟の当事者に対し、前条第二項から第四項までの書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(受託者の第三者に対する責任)

一 貸借対照表等に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

2 限定期責任信託の受託者が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、受託者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、当該損害を賠償する責任を負う他の受託者があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(受益者に対する信託財産に係る給付の制限)

2 第二百二十五条 限定期責任信託においては、受益者に対する信託財産に係る給付は、その給付可能額(受益者に対し給付をすることができる額として純資産額の範囲内において法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下この節において同じ。)を超えてすることはできない。

3 第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により受益者から受託者に對し支払われた金銭は、信託財産に帰属する。

4 第二項に規定する義務は、免除することができない。ただし、当該給付をした日における給付可能額を限度として当該義務を免除することについて総受益者の同意がある場合は、この限りでない。

5 第二項本文に規定する場合において、同項第一号の義務を負う他の受託者があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(裁判所による提出命令)

第二百二十六条 限定期責任信託において、受託者が信託事務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該受託者は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 限定期責任信託の受託者が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、受託者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、当該損害を賠償する責任を負う他の受託者があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(受益者に対する信託財産に係る給付に関する責任)

2 第二百二十六条 受託者が前条の規定に違反して

受託者に対する信託財産に係る給付をした場合には、次の各号に掲げる者は、連帶して第二号に掲げる受益者にあつては、現に受けた個別の給付額の限度で連帯して)、当該各号に定める義務を負う。ただし、受託者がその職務を行つて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

1 受託者 当該給付の帳簿価額(以下この節において「給付額」という。)に相当する金銭の信託財産に對するてん補の義務

2 当該給付を受けた受益者 現に受けた個別の給付額に相当する金銭の受託者に対する支払の義務

3 第二項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、同項第二号に掲げる受益者は、当該履行された金額に同号の給付額の同項第一号の給付額に対する割合を乗じて得た金額の限度で同項第二号に定める義務を免れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、受託者は、当該履行された金額の限度で同項第一号に定める義務を免れる。

4 第二項に規定する義務は、免除することができない。ただし、当該給付をした日における給付可能額を限度として当該義務を免除することについて総受益者の同意がある場合は、この限りでない。

5 第二項本文に規定する場合において、同項第一号の義務を負う他の受託者があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

6 第四十五条の規定は、第一項の規定による請求に係る訴えについて準用する。

(受益者に対する求償権の制限等)

第二百二十七条 前条第一項本文に規定する場合において、当該給付を受けた受益者は、給付額が当該給付をした日における給付可能額を超えることにつき善意であるときは、当該給付額について、受託者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

2 前条第一項本文に規定する場合には、信託債権者は、当該給付を受けた受益者に対し、給付額(当該給付額が当該信託債権者の債権額を超える場合には、当該債権額)に相当する金額を支払わせることができる。

(欠損が生じた場合の責任)

第二百二十八条 受託者が受益者に対する信託財産に係る給付をした場合において、当該給付をした日最初に到来する第二百二十二条第四項の時期に欠損額(貸借対照表上の負債の額が資産の額を上回る場合において、当該負債の額から当該資産の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)が生じたときは、次の各号に掲げる者は、連帶して(第二号に掲げる受益者にあつては、現に受けた個別の給付額の限度で連帶して)、当該各号に定める義務を負う。ただし、受託者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

1 受託者 その欠損額(当該欠損額が給付額を超える場合にあつては、当該給付額)に相当する金銭の信託財産に対するてん補の義務

2 当該給付を受けた受益者 欠損額(当該欠損額が現に受けた個別の給付額を超える場合

にあつては、当該給付額)に相当する金銭の受託者に対する支払の義務

2 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、同項第二号に掲げる受益者は、当該履行された金額に同号の給付額の同項第一号の給付額に対する割合を乗じて得た金額の限度で同項第二号に定める義務を免れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、受託者は、当該履行された金額の限度で同項第一号に定める義務を免れる。

2 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、受託者は、当該履行された金額の限度で同項第一号に定める義務を免れる。

条第一項の期間内には、清算中の限定責任信託の債務の弁済をすることができない。この場合において、清算受託者は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算受託者は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権 清算中の限定責任信託の信託財産に属する財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立てでは、清算受託者が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

4 第一項に規定する義務は、総受益者の同意がなければ、免除することができない。

5 第一項本文に規定する場合において、同項第一号の義務を負う他の受託者があるときは、この求に係る訴えについて準用する。

6 第四十五条の規定は、第一項の規定による請求に係る訴えについて準用する。

(債権者に対する公告)

第二百二十九条 限定責任信託の清算受託者は、

その就任後遅滞なく、信託債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知っている信託債権者には、各

別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該信託債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第二百三十条 限定責任信託の清算受託者は、前

益者に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

### 第三節 限定責任信託の登記

第二百三十二条 信託行為において第二百十六条第一項の定めがされたときは、限定責任信託の定めの登記は、二週間以内に、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

一 限定責任信託の目的

二 限定責任信託の名称

三 受託者の氏名又は名称及び住所

四 限定責任信託の事務処理地

五 第六十四条第一項(第七十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により信託財産管理者又は信託財産法人管理人が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所

六 第百六十三条第九号の規定による信託の終了についての信託行為の定めがあるときは、

七 会計監査人設置信託(第二百四十八条第三項に規定する会計監査人設置信託をいう。第二百四十四条第三号において同じ。)であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

八、その就任後遅滞なく、信託債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知っている信託債権者には、各

別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下すことができない。

2 前項の規定により清算から除外された信託債権者は、給付がされていない残余財産に対してものみ、弁済を請求することができる。

3 二人以上の受益者がある場合において、清算中の限定責任信託の残余財産の給付を受益者の信託の事務処理地に変更があつたときは、その

地においてはその変更の登記をし、新事務処理地においては前条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において限定責任信託の事務処理地に変更があつたときは、その

変更の登記をすれば足りる。

3 前条各号(第四号を除く。)に掲げる事項に変

更があつたときは、二週間以内に、その変更の登記をしなければならない。

## (職務執行停止の仮処分命令等の登記)

ればならない。  
(管轄登記所及び登記簿)

第二百三十四条 限定責任信託の受託者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、

その事務処理地において、その登記をしなければならない。

(終了の登記)  
第二百三十五条 第百六十三条(第六号及び第七号に係る部分を除く。)若しくは第百六十四条第一項若しくは第三項の規定により限定責任信託が終了したとき、又は第二百六十六条第一項の定めを廃止する旨の信託の変更がされたときは、二週間以内に、終了の登記をしなければならない。

(清算受託者の登記)

第二百三十六条 限定責任信託が終了した場合において、限定責任信託が終了した時における受託者が清算受託者となるときは、終了の日から、二週間以内に、清算受託者の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 信託行為の定め又は第六十二条第一項若しくは第四項若しくは第百七十三条第一項の規定により清算受託者が選任されたときも、前項と同様とする。

3 第二百三十三条第三項の規定は、前二項の規定による登記について準用する。

(清算結了の登記)

第二百三十七条 限定責任信託の清算が結了したときは、第一百八十四条第一項の計算の承認の日から、二週間以内に、清算結了の登記をしなけ

第200三十八条 限定責任信託の登記に関する事務は、限定責任信託の事務処理地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、限定責任信託登記簿を備える。  
(登記の申請)  
第二百三十九条 第二百二十二条及び第二百三十一条の規定による登記は受託者の申請によつて、第二百三十五条から第二百三十七条までの規定による登記は清算受託者の申請によつて、十二条各号(第四号を除く。)に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務処理地の変更又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の添付書面)

第二百四十二条 事務処理地の変更又は第二百三十二条各号(第四号を除く。)に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務処理地の変更又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の添付書面)

第二百四十四条 清算受託者の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(清算受託者に関する変更の登記の添付書面)

2 第二百四十五条 清算受託者の登記の申請書には、前条第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

(清算受託者の登記の添付書面)

3 第二百四十六条 第二号に係る部分に限る。)の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

(変更の登記の添付書面)

第二百四十七条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、前条第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

(新受託者の就任による変更の登記の添付書面)

2 第二百四十八条 清算受託者の登記の申請書には、前条第三号又はハに掲げる書面を添付しなければならない。

(清算受託者の登記の添付書面)

3 第二百四十九条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の就任による変更の登記の添付書面)

2 第二百五十条 清算受託者の登記の申請書には、前条第三号又はハに掲げる書面を添付しなければならない。

(清算受託者の登記の添付書面)

3 第二百五十二条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

2 第二百五十三条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

3 第二百五十四条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

2 第二百五十五条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

2 第二百五十六条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

2 第二百五十七条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

2 第二百五十八条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

2 第二百五十九条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

2 第二百六十条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

2 第二百六十二条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

2 第二百六十三条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

2 第二百六十四条 第二号に係る部分に限る。)の規定により、新受託者の就任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(新受託者の登記の添付書面)

人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

八 会計監査人が法人でないときは、第二百三十二条第一項に規定する者であることを証する書面

九 四十九条第一項に規定する者であることを証する書面

十 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

十一 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

十二 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

十三 第六十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

十四 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

十五 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

十六 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

十七 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

十八 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

十九 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

二十 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

二十一 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

二十二 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

二十三 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

二十四 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

二十五 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

二十六 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

二十七 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

二十八 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

二十九 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

三十 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

三十一 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

三十二 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

三十三 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

三十四 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

三十五 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

三十六 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

三十七 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

三十八 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

三十九 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

四十 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

四十一 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

四十二 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

四十三 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

四十四 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

四十五 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

四十六 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

四十七 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

四十八 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

四十九 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

五十 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

五十一 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

五十二 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

五十三 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

五十四 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

五十五 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

五十六 第二百三十二条第四項又は第百七十三条第一項の規定により裁判所が選任した者、その選任を証する書面

いて準用する場合を含む。)の規定による受託者又は信託財産管理者若しくは信託財産法人管理人の解任の裁判

□ 第六十四条第一項(第七十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定による信託財産管理者又は信託財産法人管理人の選任の裁判

第二次に掲げる裁判が確定したとき。

イ 前号イに掲げる裁判を取り消す裁判

ロ 第百六十五条又は第一百六十六条の規定による信託の終了を命ずる裁判

## (商業登記法及び民事保全法の準用)

第二百四十七条 限定責任信託の登記について

は、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五条まで、第十七条第三項を除く。)、第十八条から第十九条の二まで、第二十条第一項及び第二项、第二十一条から第二十四条まで、第二十一条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条から第一百四十八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「事務処理地」信託法(平成十八年法律第二百四十九条)第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。)と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二条第二項、第三項及び第五项中「新所在地」とあるのは「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第一項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民

事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他の法人の役員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所の所在地」とあるのは「限定責任信託の事務処理地(信託法第四号に規定する事務処理地をいう。)」と読み替えるものとする。

(平成十八年法律第二百四十八条 受益証券発行限定責任信託の特例)

第二百四十八条 受益証券発行信託である限定責任信託(以下「受益証券発行限定責任信託」といふ。)においては、信託行為の定めにより、会計監査人を置くことができる。

2 受益証券発行限定責任信託であつて最終の貸借対照表(直近の第二百二十二条第四項の時期において作成された貸借対照表をいう。)の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であるものにおいては、会計監査人を置かなければならぬ。

3 第一項の信託行為の定めのある信託及び前項に規定する信託(以下「会計監査人設置信託」と総称する。)においては、信託行為に会計監査人を指定する定めを設けなければならない。

4 第二百四十九条 会計監査人は、公認会計士(外国人公認会計士(公認会計士法昭和二十三年法律第二百三号)第十六条の二第五項に規定する外国人公認会計士をいう。)を含む。第三項第二号において同じ。)又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを受託者に通知しなければならない。

い。この場合においては、次項第二号に掲げる者は選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第二百二十二条第四項に規定する書類又は電磁的記録につき監査することができない者

二 受託者若しくはその利害関係人から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

4 第二百五十二条 会計監査人は、第二百二十二条第四項の書類又は電磁的記録を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

5 会計監査人が欠けた場合には、辞任により退任した会計監査人は、新会計監査人が選任されるまで、なお会計監査人としての権利義務を有する。

(会計監査人の辞任及び解任)

第二百五十二条 第五十七条第一項本文の規定は会計監査人の辞任について、第五十八条第一項及び第二項の規定は会計監査人の解任について、それぞれ準用する。

(会計監査人の権限等)

第二百五十二条 会計監査人は、第二百二十二条第四項の書類又は電磁的記録を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるもののうち作成されているときは、当該書面を閲覧及び謄写をし、又は受託者に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第二百四十九条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 受託者又はその利害関係人

三 受託者又はその利害関係人から公認会計士

又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

4

会計監査人設置信託における第二百二十二条第四項、第五項及び第八項の規定の適用については、同条第四項中「作成しなければ」とあるのは作成し、第二百五十二条第一項の会計監査を受けなければ」と、同条第五項中「その内容」とあるのは「その内容及び会計監査報告」と、同条第八項中「作成した場合には」とあるのは「作成し、第二百五十二条第一項の会計監査を受けた場合には」と、「当該書面」とあるのは「当該書面」及び当該会計監査報告」とする。

(会計監査人の注意義務)

第二百五十三条 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、善良な管理者の注意をもつて、これをしなければならない。

(会計監査人の損失てん補責任等)

第二百五十四条 会計監査人がその任務を怠ったことによって信託財産に損失が生じた場合には、受益者は、当該会計監査人に対し、当該損失のてん補をすることを請求することができ

る。

2 前項の規定による損失のてん補として会計監

査人が受託者に対し交付した金銭その他の財産は、信託財産に帰属する。

3 第四十二条(第一号に係る部分に限る。)並びに第二百五十三条第三項及び第四項(第三号を除く。)の規定は第一項の規定による責任の免除について、第四十三条の規定は第一項の規定による責任に係る債権について、第四十五条の規定は第一項の規定による請求に係る訴えについて、それ準用する。この場合において、第二百五条第四項第二号中「受託者がその任務」とあるのは、「会計監査人がその職務」と読み替えるもの

とする。

(会計監査人の第三者に対する責任)

第二百五十五条 会計監査人設置信託において、会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該会計監査人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 会計監査人設置信託の会計監査人が、第二百五十二条第一項の会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、前項と同様とする。ただし、会計監査人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、当該損害を賠償する責任を負う他の会計監査人があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(会計監査人の費用等及び報酬)

第二百五十六条 第百二十七条第一項から第五項までの規定は、会計監査人の費用及び支出の日以後におけるその利息、損害の賠償並びに報酬について準用する。

(受益者集会の特例)

第二百五十七条 会計監査人設置信託に係る信託行為に第二百十四条の別段の定めがない場合における第二百五十八条の規定の適用については、同条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び会計監査人と、同条第二項中「受託者」とあるのは受託者又は会計監査人とする。

第二百五十八条 受益者の定め(受益者を定める方法の定めを含む。以下同じ。)のない信託は、

第三条第一号又は第二号に掲げる方法によって

することができる。

2 受益者の定めのない信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを設けることはできない。

3 受益者の定めのある信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを廃止することはできない。

4 第三条第二号に掲げる方法によつて受益者の定めのない信託をするときは、信託管理人を指定する定めを設けなければならない。この場合においては、信託管理人の権限のうち第百四十五条第二項各号(第六号を除く。)に掲げるものを行使する権限を制限する定めを設けることはできない。

5 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがあるときは、当該遺言執行者は、信託代理人を選任しなければならない。この場合において、当該遺言執行者が信託管理人を選任したときは、当該信託代理人について信託行為に前項前段の定めが設けられたものとみなす。

6 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがないとき、又は遺言執行者となるべき者として指定された者が信託管理人の選任をせず、若しくはこれをすることができないとき、第四十三条の規定は第一項の規定による責任に係る債権について、第四十五条の規定は第一項の規定による請求に係る訴えについて、それ準用する。この場合において、第二百五条第四項第二号中「受託者がその任務」とあるのは、「会計監査人がその職務」と読み替えるものと定められる。

(受益者の定めのない信託の特例)

第二百五十九条 受益者の定めのない信託の存続期間は、二十年を超えることができない。(受益者の定めのない信託における委託者の権利)

8

第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において、信託管理人が欠けた場合であつて、信託管理人が就任しない状態が一年間継続したときは、当該信託は、終了する。

(受益者の定めのない信託の存続期間)

第二百六十条 第三条第一号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託においては、委託者委託者が二人以上ある場合にあって

は、そのすべての委託者が第百四十五条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる権利を有する旨及び受託者が同条第四項各号に掲げる義務を負う旨の定めが設けられたものとみなす。この場合においては、信託の変更によつてこれを変更することはできない。

2 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託であつて、第二百五十八条第五項後段又は第六項後段の規定により同条第四項前段の定めが設けられたものとみなされるものにおいては、信託の変更によつて信託管理人の権限のうち第百四十五条第二項各号(第六号を除く。)に掲げるものを行使する権限を制限することはできない。

(この法律の適用関係)

第二百六十二条 受益者の定めのない信託に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用

について、これらの規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

官報(号外)

第十九条第一項第三号及び第三項第二号	受益者の利益を害しない	信託の目的の達成の支障とならない	第六十二条第一項
第十九条第三項第二号	受益者との 各信託の受益者(信託管理人) が現に存する場合にあつて は、信託管理人の協議	信託の目的に関する有する 受益者の定めのない信託の信託管理人と 他の信託の受益者(信託管理人が現に存 する場合にあつては、信託管理人)との 協議又は受益者の定めのない各信託の信 託管理人の協議	第六十二条第三項
第三十条	受益者	信託の目的の達成	第六十二条第四項
第三十一条第一項第四号	受託者又はその利害関係人と 受益者との利益が相反する	受託者又はその利害関係人の利益とな り、かつ、信託の目的の達成の支障とな る	第六十二条第八項
第三十二条第一項四号	受益者の利益を害しない 受益者との 受益者の利益に反する	信託の目的の達成の支障とならない 信託の目的に関して有する 信託の目的の達成の支障となる	第六十二条第一項
第三十七条第四項た だし書	受益者 信託管理人。	委託者 信託管理人又は委託者。	第六十二条第一項
第三十七条第六項た だし書	受益者	委託者	第六十二条第一項
第三十八条第二項第 三号	受益者の共同の利益を害する	信託の目的の達成を妨げる	第六十二条第一項
第五十七条第一項	委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人)	第六十二条第一項
第五十八条第一項	委託者及び受益者は、いつで も、その合意により	委託者は、いつでも(信託管理人が現に 存する場合にあつては、委託者及び信託 管理人は、いつでも、その合意により)	第六十二条第一項
第五十八条第二項	委託者及び受益者が あつては、委託者及び信託管理人が 現に存する場合に	委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人)が 現に存する場合は、委託者及び信託 管理人は、いつでも、その合意により)	第六十二条第一項

第一百四十九条第三項	委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人)	委託者は(信託管理人が現に存する場合 にあつては、委託者及び信託管理人は、 その合意により)
第一百四十九条第二項 (第一号を除く)	委託者及び受益者	委託者及び受益者 委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人)	委託者は(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人)
第一百四十九条第一項	委託者、受託者及び受益者 他の委託者、受託者及び受益者	委託者及び受託者(信託管理人が現に存 する場合にあつては、委託者、受託者及 び信託管理人)	委託者及び受託者(信託管理人が現に存 する場合にあつては、委託者、受託者及 び信託管理人)
第五十八条第一項	委託者及び受益者 委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人)	委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人)	委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人)
第五十八条第二項	委託者及び受益者 委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人)	委託者(信託の目的に反しないこと及 び受益者の利益に適合すること)	委託者(信託の目的の達成のために必要であるこ と)

## 官報(号外)

第百四十九条第五項	、受益者に対し 受益者の利益に適合しなくな る	、信託管理人に対し 信託の目的の達成の支障となる
第一百五十条第一項	委託者、受託者及び受益者	委託者及び受益者 する場合にあつては、委託者、受託者及 び信託管理人
第一百五一条第一項 (第一号を除く。)	委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人) 信託の目的の達成のために必要であるこ と
第一百五一条第四項 (第一号を除く。)	、受益者に対し 委託者、受託者及び受益者	、信託管理人に対し 委託者及び受託者(信託管理人が現に存 する場合にあつては、委託者、受託者及 び信託管理人)
第一百五十五条第一項	委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人) 信託の目的の達成のために必要であるこ と
第一百五十五条第二項 (第一号を除く。)	信託の目的に反しないこと及 び受益者の利益に適合すること と	信託の目的に反しないこと及 び受益者の利益に適合すること と
第一百五十五条第四項	委託者、受託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人) 信託の目的の達成のために必要であるこ と
第一百五十九条第一項 (第一号を除く。)	、受益者に対し 委託者、受託者及び受益者	、信託管理人に対し 委託者及び受託者(信託管理人が現に存 する場合にあつては、委託者、受託者及 び信託管理人)
第一百五十九条第二項 (第一号を除く。)	委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合に あつては、委託者及び信託管理人) 信託の目的の達成のために必要であるこ と
信託の目的に反しないこと及 び受益者の利益に適合すること と	信託の目的に反しないこと及 び受益者の利益に適合すること と	信託の目的に反しないこと及 び受益者の利益に適合すること と

2	受益者の定めのない信託に係る受託者の費用 等、損害の賠償及び信託報酬については、第四 十八条第五項(第五十三条第二項及び第五十四 条第四項において準用する場合を含む。)の規定 は、適用しない。	第三章 雜則 第一節 非訟 (信託に関する非訟事件の管轄)	第十二章 雜則 第一節 非訟 (信託に関する非訟事件の管轄)	第百六十四条第二項 項ただし書	第百六十五条第一項 項ただし書	第百六十五条第二項 項ただし書	第百六十六条第一項 項ただし書	第百六十七条第一項 項ただし書	第百六十九条第四項 項ただし書
3	受益者の定めのない信託に係る信託の変更に ついては、第百四十九条第二項第一号及び第三 項第二号の規定は、適用しない。	第二百六十二条 この法律の規定による非訟事件 は、この条に特別の定めがある場合を除き、受 託者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属 する。	第二百六十二条 この法律の規定による非訟事件 は、この条に特別の定めがある場合を除き、受 託者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属 する。	2	2	2	2	2	2
4	受益者の定めのない信託に係る信託の併合に ついては、第百五十二条第一項第一号の規定 は、適用しない。	第二百六十二条 この法律の規定による非訟事件 は、この条に特別の定めがある場合を除き、受 託者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属 する。	第二百六十二条 この法律の規定による非訟事件 は、この条に特別の定めがある場合を除き、受 託者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属 する。	3	3	3	3	3	3
5	受益者の定めのない信託に係る信託の分割に ついては、第百五十五条第二項第一号及び第百 五十九条第二項第一号の規定は、適用しない。	第二百六十二条 この法律の規定による非訟事件 は、「いざかの住所地」とする。	第二百六十二条 この法律の規定による非訟事件 は、「いざかの住所地」とする。	3	3	3	3	3	3
		受託者の任務の終了後新受託者の就任前にお けるこの法律の規定による裁判所に対する申立 てに係る事件は、前受託者の住所地を管轄する 地方裁判所の管轄に属する。	受託者の任務の終了後新受託者の就任前にお けるこの法律の規定による裁判所に対する申立 てに係る事件は、前受託者の住所地を管轄する 地方裁判所の管轄に属する。						

4 受託者が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「受託者の任務」とあるのは、「すべての受託者の任務」とし、前受託者が二人以上ある場合における同項の規定の適用については、同項中「住所地」とあるのは、「いずれかの住所地」とする。
5 第六条第一項又は第二百五十八条第六項の申立てに係る事件は、遺言者の最後の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 (信託に関する非訟事件の手続の特例)
第二百六十三条 この法律の規定による非訟事件について、非訟事件手続法第十五条の規定は、適用しない。
(最高裁判所規則)
第二百六十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
第二節 公告等 (法人である受託者についての公告の方針)
第二百六十五条 この法律の規定(第一百五十二条第二項、第一百五十六条第二項、第一百六十一条第二項及び第二百二十九条第一項を除く。)による公告は、受託者(受託者の任務の終了後新受託者の就任前にあつては、前受託者)が法人である場合には、当該法人における公告の方法(公告の期間を含む。)によりしなければならない。 (法人である受託者の合併等についての公告の手続等の特例)
第二百六十六条 会社法その他の法律の規定によりある法人が組織変更、合併その他の行為をするときは、当該法人の債権者が当該行為について公告、催告その他の手続を経て異議を述べることができることとされている場合において、法人である受託者が当該行為をしようとするとき
は、受託者が信託財産に属する財産のみをもつて履行する責任を負う信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者は、当該行為についてこれらの手続を経て異議を述べることができる。「いざれかの住所地」とする。
2 会社法その他の法律の規定による法人の事業の譲渡に関する規定の適用については、第三条の譲渡に掲げる方法によつてする信託は、その適用の対象となる行為に含まれるものとする。ただし、当該法律に別段の定めがあるときは、この限りではない。
第三章 罰則 (受益証券発行限定責任信託の受託者等の贈収賄罪)
第二百六十七条 次に掲げる者が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。 一 受益証券発行限定責任信託の受託者(前受託者又は清算受託者を含む。以下同じ。)
第二百六十九条 第二百六十七条第一項に規定する者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。 (過料に処すべき行為)
第二百七十条 受託者、第六十条第一項に規定する前受託者の相続人等、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人、受益者代理人又は検査役は、次のいざれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
三 受益証券発行限定責任信託の民事保全法第三十五条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者
四 受益証券発行限定責任信託の信託財産法人管理人
五 受益証券発行限定責任信託の信託監督人
六 受益証券発行限定責任信託の信託監督人
七 受益証券発行限定責任信託の受益者代理人
八 受益証券発行限定責任信託の検査役
九 会計監査人
2 前項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
3 第一項の場合において、犯人の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
4 この法律の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
五 この法律の規定による調査を妨げたとき。
六 第三十七条第一項、第二項若しくは第五項の書類若しくは電磁的記録又は第百二十条の議事録(信託行為に第四章第三節第二款の定めによる受託者集会における多数決による旨の定めがある場合に限る。)を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
七 第百五十二条第二項若しくは第五項、第一百五十六条第二項若しくは第五項又は第一百六十一条第二項若しくは第五項の規定に違反して、信託の併合又は分割をしたとき。
八 第百七十九条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。
九 第百八十二条の規定に違反して、清算中の信託財産に属する財産の給付をしたとき。
2 受益証券発行信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人、信託財産法人管理人、信託監督人又は受益者、信託財産原簿管理人は、次のいざれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
一 この法律の規定による公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。
二 この法律の規定による開示をすることを怠つたとき。
三 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類又は電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示した

記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二 第百八十七条第一項又は第二百二条第一項の規定に違反して、書面の交付又は電磁的記録の提供を拒んだとき。

三 第百九十条第一項の規定に違反して、第八十六条の受益権原簿を備え置かなかつたとき。

四 第二百七条の規定に違反して、遅滞なく、受益証券を発行しなかつたとき。

五 第二百九条の規定に違反して、受益証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

六 第二百七条の規定に違反して、遅滞なく、受益証券を発行しなかつたとき。

七 第二百九条の規定に違反して、限定期限責任信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第九章第三節の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第二百二十二条第二項の会計帳簿、同条第七項の貸借対照表又は同条第四項若しくは第七項の書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 清算の結了を遅延させる目的で、第二百二十九条第一項の期間を不适当に定めたとき。

四 第二百三十条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

4 会計監査人設置信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人は、第二百五十条第三項の規定に違反して、会計監査人の選任の手続をすることを怠つたときは、百万元以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

五 第二百七十七条次のいずれかに該当する者は、二百五十条第三項の規定に違反して、会計監査人の選任の手続をすることを怠つたときは、百万元以下の過料に処する。

一 第二百十八条第一項の規定に違反して、限定期限責任信託の名称中に限定期限責任信託という文字を用いなかつた者

二 第二百十八条第二項の規定に違反して、限定期限責任信託であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者

三 第二百十八条第三項の規定に違反して、他の限定期限責任信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(自己)信託に関する経過措置)

2 第三条第三号の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。  
(受益者の定めのない信託に関する経過措置)

3 政府及び関係者は、法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 信託が、我が国との社会において、今後とも広く利用が見込まれることにかんがみ、受託者の任務が適切に遂行されるよう、信託法、信託業法等に基づく受託者の義務について十分な周知を図るなど必要な方策を講ずること。

二 高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信

4 前項の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、芸術、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

5 会計監査人設置信託の受託者と受託者が同一人であるという制度の特質を踏まえて特例が設けられた趣旨にかんがみ、その適正な運用に資するよう、適用が凍結された一年間が経過するまでに、その周知を図るとともに、会計上及び税務上の取扱い等について十分な検討を行い、公証人の在り方についても検討すること。

6 公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。

7 今般の信託法の改正が、従来の規制を大幅に緩和し、新たな制度を導入するものであることにはかんがみ、その運用状況等を注視し、特に、制度の濫用等が行われていないかの把握に努めること。

8 平成十八年十二月七日

参議院議長 扇 千景殿

法務委員長 山下 栄一

#### 審査報告書

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

三 自己信託については、委託者と受託者が同一人であるという制度の特質を踏まえて特例が設けられた趣旨にかんがみ、その適正な運用に資するよう、適用が凍結された一年間が経過するまでに、その周知を図るとともに、会計上及び税務上の取扱い等について十分な検討を行い、公証人の在り方についても検討すること。

四 受益者の定めのない信託が制度の本旨に反して濫用されることのないよう、その制度の趣旨及び内容の周知徹底に努めるとともに、その利用状況等を踏まえて、信託法附則第三項の取扱いその他の受託者等の規制の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。

五 公益信託制度について、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。

六 今般の信託法の改正が、従来の規制を大幅に緩和し、新たな制度を導入するものであることにはかんがみ、その運用状況等を注視し、特に、制度の濫用等が行われていないかの把握に努めること。

7 附 則

(自己)信託に関する経過措置)

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第三条第三号の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

3 受益者の定めのない信託(学術、芸術、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とするものを別に法律で定める日までの間、当該信託に関する政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができるものと有する者として

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 第百六十四回国会内閣提出、本院

(継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつてこれを送付する。

平成十八年十一月十六日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

第一条 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

(旧信託法の一部改正)

第一条 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第三条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第四条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第五条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第六条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第七条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第八条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第九条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第十条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第十二条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第十三条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第十四条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第十五条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第十六条 信託法(平成十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第六十七条を第三条とし、第六十八条を削る。

第六十九条第二項中「受託者」を「公益信託ノ受託者」に改め、同条を第四条とする。

第七十条中「条項ノ変更ヲ為ス」を「変更ヲ命ズル」に改め、同条に次の一項を加える。

公益信託ニ付テハ信託法第百五十条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七十条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第六条 公益信託ニ付信託ノ変更(前条ノ規定ニ依ルモノヲ除ク)又ハ信託ノ併合若ハ信託ノ分割ヲ為スニハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第七十一条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七十二条を削る。

第七十三条中「終了」を「ノ終了」に、「信託財産ノ帰属権利者ナキ」を「帰属権利者ノ指定ニ関スル定ナキトキ又ハ帰属権利者ガ其ノ権利ヲ放棄シタル」に改め、同条を第九条とする。

第七十四条を第十条とし、第七十五条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十六条ノ規定スル受託者ノ定ナキ信託ニ関スル同法二規定スル裁判所ノ権限(次ニ掲グル裁判ニ關スルモノヲ除ク)ハ主務官庁ニ属性ス但シ同法第五十八条第四項(同法第七十条同法第七十四条第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第百二十八条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第六十二条第四項(同法第一百二十九条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第六十三条第一項、第七十四条第二項及第百二十三条规定スル権限ニ付テ

一 第四条第二項ノ規定ニ依ル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ

二 第六条又ハ第七条ノ規定ニ違反シタルトキ

三 本法ノ規定ニ依ル主務官庁ノ命令又ハ処

(旧信託法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 契約によつてされた信託で信託法(平成十八年法律第一号)以下「新信託法」とい

う。の施行の日(以下「施行日」という。前にその効力が生じたものについては、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除く。

判及同法第百七十三条第一項ノ規定ニ依ル新受託者ノ選任ノ裁判

三 信託法第二百二十三条第一項ノ規定ニ依ル鑑定人ノ選任ノ裁判

四 信託法第二百二十三条第一項ノ規定ニ依ル鑑定人ノ提出ヲ命ズル裁判

五 信託法第二百三十条第二項ノ規定ニ依ル弁済ノ許可ノ裁判

き、なお從前の例による。遺言によつてされた信託で施行日前に当該遺言がされたものについても、同様とする。

(新法の適用等)

第三条 前条の規定によりなお從前の例によつてされた信託については、信託行為の定めにより、又は委託者、受託者及び受益者(第一条の規定による改正前の信託法(以下「旧信託法」という。)第八条第一項に規定する信託管理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人)の書面若しくは電磁的記録(新信託法第三条第三号に規定する電磁的記録をいう。)による合意によって適用される法律を新法(新信託法及びこの法律の規定による改正後の法律をいう。以下同じ。)とする旨の信託の変更をして、これを新法の規定の適用を受ける信託(以下「新法信託」という。)とすることができる。

第二条 委託者が現に存しない場合における前項の規定の適用については、同項中「委託者、受託者及び受益者」とあるのは、「受託者及び受益者」とする。

第三条 受益者が現に存しない場合(旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人が現に存する場合を除く。)における第一項の規定の適用については、同項中「委託者、受託者及び受益者」とあるのは、「委託者及び受益者」とする。

第四条 受益者が現に存しない場合(旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人が現に存する場合を除く。)における第一項の規定の適用については、同項中「委託者、受託者及び受益者」とあるのは、「委託者及び受益者」とする。

第五条 委託者及び受益者が現に存しない場合(旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人が現に存する場合を除く。)には、第一項の規定は、適用しない。



## 第一章を次のように改める。

## 第一章 総則

## (定義)

第一条 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許を受けた会社をいう。

## (信託契約)

第二条 社債に担保を付そうとする場合には、担保の目的である財産を有する者と信託会社との間の信託契約(以下単に「信託契約」という。)に従わなければならない。この場合において、担保の目的である財産を有する者が社債を発行しようとする会社又は発行した会社(以下「発行会社」と総称する。)以外の者であるときは、信託契約は、発行会社の同意がなければ、その効力を生じない。

3 第一項の場合には、会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百二条の規定は、適用しない。

## (免許)

第三条 担保付社債に関する信託事業は、内閣総理大臣の免許を受けた会社でなければ、営むことができない。

第四条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。)第一項の認可を受けた金融機関(社債の管理の受託業務及び担保権に関する信託業務を営むものに限る。)又は信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条若

しくは第五十三条第一項の免許を受けた者は、前条の免許を受けたものとみなす。

## (業務の範囲)

第五条 信託会社は、担保付社債に関する信託事業のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条及び第十二条に規定する銀行の業務並びに同法第十二条に規定する銀行の業務(同条に規定するその他の法律により銀行の営む業務に限る。)

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第六条に規定する長期信用銀行の業務及び同法第六条の二に規定する長期信用銀行の業務(同条に規定するその他の法律により長期信用銀行の営む業務に限る。)

三 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十号)第五十四条(第四項第九号を除く。)に規定する農林中央金庫の業務

四 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第二十八条、第二十八条ノ三から第二十八条ノ六まで、第二十八条ノ七(第一項第二号を除く。)及び第三十条に規定する商工組合中央金庫の業務

五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の八(第九項第二号を除く。)に規定する信用協同組合の業務又は同法第九条の九に規定する協同組合連合会の業務(同条第六項第五号に掲げる事業(同法第九条の八第九項第二号に掲げる業務に限る。)を除く。)

(資本金等の額)

第六条 信託会社の資本金の額又は出資の総額は、千万円を下回ってはならない。  
(出資の払込金額)

第七条 信託会社が合名会社又は合資会社であるときは、出資の払込金額が五百万元に達す

六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十三条(第八項第二号を除く。)に規定する信用金庫の業務又は同法第五十条(第七項第二号を除く。)に規定する信

四条(第七項第二号を除く。)に規定する信用金庫連合会の業務

七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条の二(第五項第二号を除く。)に規定する労働金庫連合会の業務

八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第七百三十二条号)第十条(第九項第二号を除く。)に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務

九 保険業法(平成七年法律第百五号)第九十七条、第九十八条、第九十九条(第二項第二号を除く。)及び第一百条に規定する保険会社の業務又は同法第一百九十九条において準用する同法第九十七条、第九十八条、第九十九条第一項、第二項(第二号を除く。)及び第四項から第六項まで並びに第一百条に規定する同法第一百九十九条の業務

十 兼営法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の業務

十一 信託業法第二十一条第一項に規定する信託会社の業務

十二 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

るまで、担保付社債に関する信託事業に着手してはならない。

(信託業法の準用)

第十八条 信託業法第十五条、第二十二条から第二十四条まで、第二十八条第三項及び第二十九条の規定は、信託会社第四条の規定により第三条の免許を受けたものとみなされる者及び同法第七条第一項又は第五十四条第一項の登録を受けた者を除く。が担保付社債に関する信託事業を営む場合について準用する。

第十九条 信託会社が営む担保付社債に関する信託業務は、内閣総理大臣の監督に属する。(立入検査等)

第十条 内閣総理大臣は、信託会社の信託事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し当該信託会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社の営業所その他の施設立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務の停止等)

第十一條 内閣総理大臣は、信託会社の業務又は財産の状況に照らして、当該信託会社の信

平成十八年十二月八日 参議院会議録第十八号(その二) 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

五七

託事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し、その必要の限度において、期限を付して当該信託会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は業務執行の方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。(免許の取消し等)

第十二条 内閣総理大臣は、信託会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該信託会社に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役若しくは監査役の解任を命じ、又は第三条の免許を取り消すことができる。

(免許の取消しによる解散)

第十三条 担保付社債に関する信託事業を専ら営む信託会社(次条から第十六条までにおいて「担保付社債專業信託会社」という。)は、前条の規定による免許の取消しによって解散する。

第十四条 担保付社債專業信託会社が前条の規定により解散したときは、内閣総理大臣は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(清算人の任免)

第十五条 担保付社債專業信託会社に係る会社法第四百七十八条第二項から第四項まで、第

四百七十九条第二項、第六百四十七条第二項から第四項まで又は第六百四十八条第三項に規定する清算人の選任又は解任は、内閣総理大臣が行う。

2 会社法第四百七十九条第二項の規定による

申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会(担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。)も行うことができる。

第十六条 担保付社債專業信託会社の清算は、内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該担保付社債

專業信託会社の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該担保付社債專業信託会社の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該担保付社債

專業信託会社の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該担保付社債

專業信託会社の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該担保付社債

專業信託会社の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該担保付社債

專業信託会社の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させことができる。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該担保付社債

專業信託会社の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させことができる。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

行役又は信託会社を代表する社員と同一の権限を有する。

第二十一条第二項第四号中「いう。」の下に「第五十九条を除き、」を加える。

第三十二条第一号中「第七十五条第一項」を「第四十一条」に改め、同条第二号中「第七十六条第一項」を「第四十二条において準用する第四十七条から第九章までの章名を削る。

第三十四条の次に次の三章及び章名を加える。

十一条に改める。

第三十五条から第六十七條までを削る。

第七章 信託契約の効力等

(受託会社の担保付社債の管理に関する権限等)

第三十五条 受託会社は、担保付社債の管理に

関しては、この法律に特別の定めがある場合を除き、社債管理者と同一の権限を有し、義務を負う。

(受託会社の担保権の管理又は処分に関する義務)

第三十六条 受託会社は、総社債権者のために、信託契約による担保権を保存し、かつ、実行する義務を負う。

(社債権者の権利等)

第三十七条 社債権者は、その債権額に応じて、平等に担保の利益を享受する。

2 第二項の規定により同項の外国会社が日本における代表者を定めたときは、遅滞なく、その氏名又は名称及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 外国会社の日本における代表者は、信託事務に關しては、信託会社の取締役若しくは執

(信託契約による担保権に関する民法等の規定の適用除外)

第三十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百四十八条及び第三百七十六号(抵当十八号)第五百五十五条の規定は、信託契約による担保権については、適用しない。

2 民法第三百五十条において準用する同法第百九十八号)第五百五十五条の規定は、信託契約による担保権については、適用しない。

3 民法第三百五十四条の規定は、信託契約による動産質権については、適用しない。

4 前三項の規定にかかわらず、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 民法第三百五十四条の規定にかかるとおり、することができる。

3 民法第三百五十四条の規定にかかるとおり、することができる。

2 前項の合意に係る受益者の意思決定は、社債権者集会の決議による。

3 前二項の規定にかかわらず、担保の変更後における担保の価額が未償還の担保付社債の元利金を担保するのに足りるときは、担保付

社債に係る担保の変更は、受託会社及び委託

者の合意により、することができる。

官 報 (号 外)

4 受託会社は、前項の規定により担保付社債に係る担保の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知っている社債権者には、各別にその旨を通知しなければならない。  
 (担保権の順位の変更等)

第四十二条 前条の規定は、担保付社債に係る担保権の順位の変更又は担保権若しくはその順位の譲渡若しくは放棄について準用する。  
 (担保権の実行の義務等)

第四十三条 担保付社債が期限が到来しても弁済されず、又は発行会社が担保付社債の弁済を完了せずに解散したときは、受託会社は、遅滞なく、担保付社債に係る担保権の実行その他必要な措置をとらなければならない。

2 受託会社は、総社債権者のために、当該受託会社に付与された執行力のある債務名義の正本に基づき担保物について強制執行をし、担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権の実行の申立てをすることができる。

3 前項の場合において、債権者に対する異議は、受託会社に対して主張することができる。  
 (弁済を受けた受託会社の義務)

第四十四条 受託会社は、社債権者のために弁済を受けた場合には、遅滞なく、その受領した財産(当該財産の換価をした場合におけるその換価代金を含む)を、債権額に応じて各社債権者に交付しなければならない。

2 民法第六百四十七条の規定は、受託会社が前項の財産を自己のために消費した場合について準用する。

3 社債権者を確知することができないとき、又は社債権者が受領を拒み、若しくは受領することができないときは、受託会社は、その社債権者のために第一項の財産を供託しなければならない。  
 (特別代理人の選任)

第四十五条 次に掲げる場合には、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任することができる。  
 一 受託会社が総社債権者のためにすべき信託事務の処理及び担保付社債の管理を怠つているとき。  
 二 社債権者と受託会社との利益が相反する場合において、受託会社が総社債権者のために信託事務の処理及び担保付社債の管理に関する裁判上又は裁判外の行為をする必要があるとき。  
 3 第一項の規定による特別代理人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てができる。  
 4 第一項の規定による非訟事件については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第十五条の規定は、適用しない。  
 (受託会社等の行為の方式)

第四十六条 受託会社又は前条第一項の特別代理人がこの法律の規定により総社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする場合に

は、個別の社債権者を表示することを要しない。  
 (受託会社の報酬)

第四十七条 受託会社は、信託法(平成十八年法律第二号)第五十四条及び会社法第七百四十一第一条第一項の規定にかかわらず、委託者又は発行会社に対し、信託事務の処理及び担保付社債の管理について相当の報酬を請求することができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 民法第六百四十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により委託者又は発行会社から受ける受託会社の報酬について準用する。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 会社法第七百四十二条第三項の規定は、第一項の規定により委託者又は発行会社から受ける受託会社の報酬については、適用しない。

4 信託契約による担保権は、第一項の規定により受託会社に生ずる債権のためにも、その効力を有する。

5 受託会社は、前項の債権について、社債権者に優先して担保物から弁済を受ける権利を有する。

2 受託会社は、信託法第四十八条第二項本文の規定にかかるわらず、信託事務の処理及び担保付社債の管理をするについて要する費用の前払を委託者又は発行会社に請求することができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 会社法第七百四十二条第三項の規定は、第一項の規定にかかるわらず、信託事務の処理及び担保付社債の管理をするについて要する費用の前払を委託者又は発行会社に請求することができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 信託契約による担保権は、第一項の規定により受託会社に生ずる債権のためにも、その効力を有する。

5 受託会社は、前項の債権について、社債権者に優先して担保物から弁済を受ける権利を有する。

2 受託会社は、前項の規定にかかるわらず、信託事務の処理及び担保付社債の管理をすることができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 会社法第七百四十二条第三項の規定は、第一項の規定にかかるわらず、信託事務の処理及び担保付社債の管理をするについて要する費用の前払を委託者又は発行会社に請求することができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 信託契約による担保権は、第一項の規定により受託会社に生ずる債権のためにも、その効力を有する。

5 受託会社は、前項の債権について、社債権者に優先して担保物から弁済を受ける権利を有する。

2 受託会社は、前項の規定にかかるわらず、信託事務の処理及び担保付社債の管理をすることができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 会社法第七百四十二条第三項の規定は、第一項の規定にかかるわらず、信託事務の処理及び担保付社債の管理をするについて要する費用の前払を委託者又は発行会社に請求することができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 信託契約による担保権は、第一項の規定により受託会社に生ずる債権のためにも、その効力を有する。

5 受託会社は、前項の債権について、社債権者に優先して担保物から弁済を受ける権利を有する。

り辞任するときは、信託事務を承継する会社を定めなければならない。

3 第十七条第一項の規定は、信託事務を承継する会社が外国会社である場合について準用する。

## (受託会社の解任)

第五十一条 受託会社についての信託法第五十八条の規定の適用については、同条第一項中「及び受益者」とあるのは「発行会社及び社債権者集会」と、同条第二項中「及び受益者が」とあるのは「発行会社及び社債権者集会」と、同条第四項中「違反して信託財産会社は」と、同条第七項中「違反に著しい損害を与えたこと」とあるのは「違反したとき、信託事務の処理若しくは担保付社債の管理に不適任であるとき」と、同項及び同条第七項中「又は受益者」とあるのは「発行会社又は社債権者集会」とする。(内閣総理大臣の権限)

第五十二条 内閣総理大臣は、受託会社に係る第三条の免許が第十二条の規定による取消しその他の事由によりその効力を失ったときは、信託法第五十八条第四項、第六十二条第四項又は第六十三条第一項の規定による申立てをすることができる。

## (信託事務の承継)

第五十三条 第五十条第一項の規定による信託事務の承継は、委託者、受託会社であつた者(以下「前受託会社」という。)及び信託事務を承継する会社(以下「新受託会社」という。)がその契約書を作成することによって、その効力を生ずる。

2 前項の契約書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 第一項の契約書を書面をもつて作成する場合には、当該書面には、委託者(委託者が法人である場合にあっては、その代表者)並びに前受託会社及び新受託会社の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

人である場合にあっては、その代表者)並びに前受託会社及び新受託会社の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

人である場合にあっては、その代表者)並びに前受託会社及び新受託会社の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

## (承継に関する事務の監督)

第五十七条 信託事務の承継に関する事務は、内閣総理大臣の監督に属する。

2 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該前受託会社若しくは新受託会社の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に問し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。(信託事務の終了)

第五十八条 受託会社が信託事務を終了したときは、総計算書を作成し、これを公告しなければならない。

2 前項の総計算書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

## (公告)

## 第九章 雜則

第五十九条 この法律の規定による公告(次条の規定による公告を除く。)は、発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、その公告をすべき者が発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法)会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をい

う。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。)であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でしなければならない。

## (監督処分の公告)

第六十条 内閣総理大臣は、第十一条若しくは

第十二条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は同条の規定により第三条の免許を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

## (担保権の設定の登記権利者)

第六十一条 信託契約による担保権の設定の登記については、受託会社を登記権利者とする。

(担保権の設定の登記における債権額の記載等)

第六十二条 信託契約による担保権の設定の登記においては、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第八十三条第一項第一号に掲げる債権額は、担保付社債の総額を記録すれば足りる。

2 前項の登記において、担保付社債の総額を数回に分けて発行するときは、不動産登記法

第八十三条第一項第一号、第八十八条及び第九十五条の規定にかかわらず、担保付社債の

総額、担保付社債の総額を数回に分けて発行する旨及び担保付社債の利率の最高限度のみを被担保債権に係る登記事項とする。

3 前二項に規定する事項は、第一項の登記の申請情報の内容とする。

第五十六条 前受託会社の取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)、これを代表する社員、清算人又は破産管財人は、遅滞なく、

第六十三条 担保付社債の総額を数回に分けて

発行する場合において、担保付社債を発行したときは、その回の担保付社債の金額の合計額について発行の完了した日から二週間以内に、その回の担保付社債の金額の合計額及び当該担保付社債に関する第十九条第一項第四号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合において、外国において担保付社債を発行した場合であつて、登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した時から起算する。

3 第一項の登記は、担保付社債を担保する権利の登記に付記して行う。

## (不動産登記法の適用除外)

第六十四条 不動産登記法第四章第三節第五款

の規定は、信託契約による登記には、適用しない。

## (財務大臣への資料提出等)

第六十五条 財務大臣は、その所掌に係る金融

破綻処理制度及び金融危機管理に関し、担保付社債に関する信託事業に係る制度の企画又は立案をするため必要と認めるときは、内閣

総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理

制度及び金融危機管理に関し、担保付社債に関する信託事業に係る制度の企画又は立案をするため特に必要と認めるときは、その必要の限度において、信託会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができ

(権限の委任)

第六十六条 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

## 一 第三条の免許

2 第十二条の規定による免許の取消しり、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

## (内閣府令への委任)

3 第八条において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十七条 この法律に定めるもののほか、免許の申請、届出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、免許を受けないで担保付社債に関する信託事業を営んだ者

2 前項の規定により法人でない社団又は財團を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者(委託者が法人であるときは、その事業を執行する社員、理事、取締役、執行役、清算人その他の法人の業務を執行する者)若しくはその破産管財人、受託会社若しくは発行会社の業務を執行する社員、取締役、執行役、清算人若しくは破産管財人、代表社債権者、第四十五条第一項の特別代理人又は外国会社の代表者を百万円以下の過料に処する。

をした者

二 第八条において準用する信託業法第二十九条第二項の規定に違反した者

二 この法律の規定に違反して、正当な理由なく、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは謄写又は記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録の交付を拒んだとき。

三 この法律により備え置くべき書類又は電磁的記録を備え置かず、これらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 この法律の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

五 この法律の規定による内閣総理大臣の検査を妨げたとき。

六 社債権者集会の決議によるべき場合において、これによらず、又はこれに違反したとき。

七 社債権者集会又は代表社債権者に対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第五条の規定に違反したとき。

九 第七条の規定に違反したとき。

十 第十七条第一項(第五十条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十一 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は

虚偽の記載をしたとき。

十一 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債券を交付したとき。

十三 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十四 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

十五 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

十六 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

十七 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

十八 第六十三条の規定による登記をすることが怠ったとき。

十九 第五十五条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

二十 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

二十一 第五十七条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

二十二 第五十八条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

二十三 第五十九条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

二十四 第六十一条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

二十五 第六十二条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

二十六 第六十三条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

二十七 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

二十八 第五十七条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

二十九 第五十八条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

三十 第五十九条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

三十一 第六十一条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

三十二 第六十二条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

三十三 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

ときは、当該取消しの日までの間)は、これら の規定にかかわらず、引き続き担保付社債に関する信託事業を営むことができる。
2 施行日前に旧担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約によつてした信託については、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社は、社債権者集会の決議によつて適用される法律を新法とする旨の信託の変更をして、これを新法信託とすることができる。
3 旧担保付社債信託法第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、前項の規定により同一の信託を新法信託としようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
4 施行日前にした旧担保付社債信託法の規定による処分、手続その他の行為は、この法律に別段の定めがある場合を除き、新担保付社債信託法(鉄道抵当法の一部改正)
(担保付社債信託法の一部改正)

第十二条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十

三号)の一部を次のように改正する。

第三十条ノ二第二項中「第百十九条ノ二」を

〔第六十三条〕に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十三条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第

三号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第二十八条ノ六第一項に次の一号を加える。

第二十九条の規定による改正後の担保付社債信託法(以下この条における改正前の担保付社債信託法(以下この条に

おいて「旧担保付社債信託法」という。)第五条第一項の規定により免許を受けた会社は、前条の規定による改正後の担保付社債信託法(以下この

条において「新担保付社債信託法」という。)第六条に規定する資本金の額若しくは出資の総額又は新担保付社債信託法第七条に規定する出資の払込金額に満たない場合であつても、施行日から六月間(当該期間内に新担保付社債信託法第十二条の規定によりその免許を取り消された

第二十八条ノ六に次の二項を加える。

商工組合中央金庫ハ第一項第六号ノ業務二関

シテハ信託業法(平成十六年法律第百五十四号)ノ適用ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ会社ト看做ス
第二十九条第一項第三号中「金融機関ノ信託業務ノ兼營等ニ関スル法律」を「金融機関の信託業務の兼營等に関する法律」に改める。
三 財産の管理(受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)
四 財産に関する遺言の執行
五 会計の検査
六 貢産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介
七 次に掲げる事項に関する代理事務
イ 第三号に掲げる財産の管理
ロ 貢産の整理又は清算
ハ 債務の取立て
2 金融機関は、内閣府令で定めるところにより、信託業務の種類及び方法を定めて、前項の認可を受けなければならない。
3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一 申請者が、信託業務を健全に遂行するに足りる財産の基礎を有し、かつ、信託業務を的確に遂行することができること。
二 申請者による信託業務の遂行が金融秩序を乱すおそれがないものであること。

二 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業(次条第三項において「信託受益権販売業」という。)
一 信託業法第一条第八項に規定する信託契約代理業
二 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業(次条第三項において「信託受益権販売業」という。)
三 財産の管理(受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)
四 貢産に関する遺言の執行
五 会計の検査
六 貢産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介
七 次に掲げる事項に関する代理事務
イ 第三号に掲げる財産の管理
ロ 貢産の整理又は清算
ハ 債務の取立て
2 金融機関は、内閣府令で定めるところにより、信託業務の種類及び方法を定めて、前項の認可を受けなければならない。
3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一 申請者が、信託業務を健全に遂行するに足りる財産の基礎を有し、かつ、信託業務を的確に遂行することができること。
二 申請者による信託業務の遂行が金融秩序を乱すおそれがないものであること。

(信託業法の準用)

第二条 信託業法第十一条、第二十二条から

三十一条まで、第四十二条及び第四十九条の規定は、金融機関が信託業務を営む場合について準用する。この場合において、同法第十一条第十項中「第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第45条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた」とあらわれたのは「金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可が取り消された場合若しくは同法第十一条の規定により同法第一条第一項の認可がその効力を失つた」と、同法第四十二条第二項中「第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該」とあるのは「当該」と、同法第四十九条第一項中「第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消した」とあるのは「金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消した」と読み替えるものとする。

2 信託業務を営む金融機関が信託契約(内閣府令で定めるものを除く)の締結の代理又は媒介を第三者に委託する場合には、当該金融機関を信託会社とみなして、信託法第三条第八項及び第五章の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。この場合において、同章中「所属信託会社」とあるのは「所属

信託兼營金融機関」と、同法第七十八条第一項中「第二十四条第一項の規定」とあるのは「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十一条第一項その他政令で定める規定」とする。

3 信託業法第一百五条第一項及び第二項の規定は、信託業務を営む金融機関が信託受益権販売業を営む場合について準用する。

(信託業務の種類又は方法の変更の認可)

第三条 金融機関が信託業務を営む場合において、当該信託業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第三条の次に次の章名を付する。

## 第二章 業務

第四条及び第五条を次のように改める。

(同一人に対する信用の供与等)

第四条 信託業務を営む金融機関に対し、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の規定その他の金融機関の同一人に対する信用の供与等に係る規定を適用する場合には、これららの規定に規定する信用の供与の区分及び信用供与等限度額について政令で別段の定めをすることができる。

(定型的信託契約約款の変更等)

第五条 信託業務を営む金融機関は、多数人を委託者又は受益者とする定型的信託契約(貸付信託又は投資信託に係る信託契約を除く)について約款の変更をしようとするときは、当該定型的信託契約における委託者及び受益者のすべての同意を得る方法によるほか、内閣総理大臣の認可を受けて、当該変更に異議

のある委託者又は受益者は一定の期間内にその異議を述べるべき旨を公告する方法によりすることができる。

2 前項の期間は、一月を下ることができない。

3 委託者又は受益者が第一項の期間内に異議を述べなかつた場合には、当該委託者又は受益者は、当該契約の変更を承諾したものとみなす。

4 第一項の期間内に異議を述べた受益者は、信託業務を営む金融機関に対して、その変更がなかつたならば有したであろう公正な価格で受益権を買い取ることを請求することができる。

5 信託法(平成十八年法律第 号)第百三条第七項及び第一百四条の規定は、前項の請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第十一項ただし書中「信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定」とあるのは「定型的信託契約約款」と、同条第十二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第五条第四項」と、同項ただし書中「信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定」とあるのは「定型的信託契約約款」と読み替えるものとする。

第六条 信託業務を営む金融機関は、各号のいづれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七条 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいづれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第八条 信託業務を開始したとき。

二 信託業務を廃止したとき(会社分割により信託業務の全部を承継させたとき、及び信託業務の全部の譲渡をしたときを含む)。

三 合併(当該信託業務を営む金融機関が合併により消滅する場合を除く)をし、会社分割により信託業務の一部の承継をさせ、

又は信託業務の一部の譲渡をしたとき。  
四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託業務の全部若しくは一部を営む事業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該事業所若しくは事務所において行う信託業務の内容の変更をしようとするとき。

二 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

3 信託業務を営む金融機関は、信託業務の廃止をし、合併(当該信託業務を営む金融機関が消滅するものに限る)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、会社分割による信託業務の全部若しくは一部の承継をさせ、又は信託業務の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 信託業務を営む金融機関は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
第八条ノ二から第八条ノ四までを削る。  
第九条を次のように改める。  
(業務の停止等)  
第九条 内閣総理大臣は、信託業務を営む金融機関の業務又は財産の状況に照らして、当該

信託業務を営む金融機関の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めることは、当該信託業務を営む金融機関に對し、その必要な限度において、期限を付して信託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は信託業務の種類若しくは方法の変更、財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第九条ノ二を削る。

第十条から第十二条までを次のように改めること。

(認可の取消し等)

第十一条 内閣総理大臣は、信託業務を営む金融機関が、信託業務の遂行に当たり、法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の命令に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該信託業務を営む金融機関に対し、信託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第一項の認可を取り消すことができること。

(認可の失効)

第十二条から第十五条までを次のように改めること。

(財務大臣への資料提出等)

第十三条から第十五条までを次のように改めること。

第十三条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、信託業務に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、信託業務に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、信託業務を営む金融機関その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官

四 当該認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたとき  
(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く。)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(内閣府令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、第一項の認可の申請の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第十五条の次に次の章名を付する。

(第五章 責則)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第三項において準用する信託業務百五十五条第二項の規定により適用する同法第一百二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第九条又は第十条の規定による信託業務の停止の命令に違反した者

三 第十八条から第二十条までを削る。

(第十七条の条名を削る。

本則に次の七条を加える。  
第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 第二条第一項において準用する信託業務第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

官 報 (号 外)

四十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の八第三項中「信託法第六十五条及び同条において準用する同法第五十五条第二項」を「信託法(平成十八年法律第百号)第百八十四条第一項及び第二項」に、「これを」を「ついて」に改める。

(号外) 法律の一部改正)  
 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一一部を次のように改正する。

第十一條 第二項中「委託者若しくは」を「当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は」に、「について委託者若しくは」を「について当該委託者又は」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第十八条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二条号)の一部を次のように改正する。

第十一条第八項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業

二 信託法(平成十八年法律第号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

第十一条第八項中「組合は」の下に「第八項第二号及び」を、「関しては」の下に「信託業法

(平成十六年法律第百五十四号)」を加え、「(平成十六年法律第百五十四号)」を削る。

第十二条の二十四に次の二項を加える。

第十条第三項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託についての信託法第四十条第二項の規定の適用については、同項中「第二十八条」とあるのは、「農業協同組合法第十二条の二十四第三項」とする。

第十二条の二十六を次のように改める。

第十二条の二十六 第十条第三項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限(次に掲げる裁判に関するものを除く。)は、行政庁に属する。

一 信託法第一百六十六条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、同法第一百六十九条第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第一百七十三条第一項の規定による新受託者の選任の裁判

第一条の規定による保全処分を命ずる裁判の提出を命ずる裁判

二 信託法第一百八十条第一項の規定による鑑定人の選任の裁判

三 信託法第二百二十三条の規定による書類の提出を命ずる裁判

四 信託法第二百三十条第二項の規定による弁済の許可の裁判

第五条の二十七中「第五十六条」を「第一百六十三条又は第一百六十四条」に改め、同号を同条第一号とし、

六条第一項に改め、同号を同条第一号とす

とき、又は「を削り、同号を同条第二号とす

る。

第十二条の二十八を次のように改める。

第十二条の二十八 第十条第三項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託には、信託法第三条(第三号に係る部分に限る。)、信託法第三条、第六条、第二十三条第二項から第四項まで、第二十八条、第三十五条、第五十五条、第七十九条から第八十九条まで、

第九十三条から第九十八条まで、第一百三条、第一百四十六条、第八章、第十九章、第二百六十七条から第二百六十九条まで並びに第二百七十条第二項及び第四項の規定は、適用しない。

第十二条の四十七第十項中「同項に規定する信託業務に係る」を「同項第一号に掲げる」に改める。

第十二条の二十九条から第三十一条まで、

「受益者代理人」に改め、同条第三項中「(信託管理人)」を「(証券会社に係る第四十七条第三項に規定する信託の受益者代理人)」に改め、「信託管理人が管理する信託をした」を削る。

第七十九条の六十一中「の信託管理人」を「に係る第四十七条第三項に規定する信託の受益者代理人」に改める。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第十二条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十一条 水産業協同組合法の一部改正

第二十二条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十三条 水産業協同組合法の一部改正

第二十四条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十五条 水産業協同組合法の一部改正

第二十六条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十七条 水産業協同組合法の一部改正

第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十九条 水産業協同組合法の一部改正

第二十条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十一条 水産業協同組合法の一部改正

第二十二条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十三条 水産業協同組合法の一部改正

第二十四条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十五条 水産業協同組合法の一部改正

第二十六条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十七条 水産業協同組合法の一部改正

第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十九条 水産業協同組合法の一部改正

第二十条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十一条 水産業協同組合法の一部改正

第二十二条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十三条 水産業協同組合法の一部改正

第二十四条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十五条 水産業協同組合法の一部改正

第二十六条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十七条 水産業協同組合法の一部改正

第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第二十九条 水産業協同組合法の一部改正

第二十条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

第三十一条 水産業協同組合法の一部改正

第二十二条の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八条第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前条の規定による改正後の証券取引法第七十九条の五十九第一項及び第三項並びに第七十九条の六十一の規定を適用する。

め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 組合は、前項第二号の事業を行う場合には、信託業法平成十六年法律第百五十四号)の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。

第十一条の五中「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に改める。

第四十一条の二第一項中「第八十七条第七項」を「第八十七条规定第八項」に改める。

第八十七条第六項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る」を「第八十七条规定第八項」に改める。

第八十七条第六項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事業

三 第九十三条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 組合が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事業

三 第九十三条第七項中「第八項」を「第九十条」に、「第九十三条第七項」を「第九十一条第九項」に、「第九十三条第七項」を「第九十一条第八項」に改める。

四 第九十三条第七項中「第十一条第八項」を「第十一条第六項」に改める。

五 組合が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事業

三 第九十三条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

第八十七条の二第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第八十七条の三第一項第四号中「(平成十六年法律第百五十四号)」を削る。

第九十二条第一項中「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に、「第八十七条第十項」を「第八十八条」に改める。

第一百条第一項中「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に、「第九十七条第八項」を「第九十七条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

六 組合は、前項第二号の事業を行う場合に、信託業法平成十六年法律第百五十四号)の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。

第百三十条第一項第二号を次のように改める。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

二 信託法第三条第三号(信託の方法)に掲げてする信託に係る事業

三 第九十三条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 組合が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事業

三 第九十三条第七項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

6 連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

第七項と、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

7 連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

第八十七条の二第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第九十七条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

二 信託法(平成十八年法律第 号)第三条第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事業

三 第九十三条第八項中「第八項」を「第八十七条规定第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

四 第九十三条第七項中「第十一条第六項」を「第十一条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

五 第九十三条第七項中「第十一条第六項」を「第十一条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

六 連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

(昭和二十六年法律第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「受益証券は」を「受益証券には」に、「番号」を「当該受益証券の番号」に、「代表取締役(委員会設置会社にあつては、代表執行役)」を「委託者の代表者」に、「記名押印したものでなければ」を「記名押印しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

7 信託法(平成十八年法律第二百八十五条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百九十二条、第一百九十五条第二項、第二百条第二項、第二百条第三項、第二百二条第四項、第二百六条、第二百七条、第二百九条、第二百十条、第二百十二条、第二百十四条及び第二百十五条を除く。)の規定は、委託者指図型投資信託について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百八十六条、第一百八十八条、第一百八十九条第一項、第三項及び第四項、第一百九十一条第一項から第三項まで、第一百九十三条、第一百九十七条第一項から第三項まで、第一百九十八条第一項、第二百一条第一項、第二百二条第一項から第三項まで、第二百四条、第二百五条並びに第二百八条第一項から第四項まで及び第六项中「受託者」とあるのは「委託者」と、同法第二百八十九条第四項及び第一百九十二条第五項中「官報に公告しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同法第一百九十二条第二項中「委託者」とあるのは「受託者」と、同法第一百九一条第一項及び第三項並びに第二百三条第一項中「受託者が」とあるのは「委託者又は受託者が」と、「受託者に」とあるのは「委託者に」

と、同法第一百九十二条第四項中「受託者」とあるのは「委託者又は受託者」と、同法第一百九十四条中「受益証券発行信託の受益権(第二百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。)」とあるのは「記名式の受益証券が発行されるいれる受益権」と、同法第一百九十五条第一項及び第二百条第一項中「受託者」とあるのは「委託者及び受託者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五条の二中「締結しては」を「締結し、又は信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託をしては」に改め、同条ただし書中「ただし、」の下に「同法第一百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託以外の信託であつて」を加える。

第五条の三の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 信託法第一百五十二条の規定にかかるわらず、投資信託の信託財産と投資信託以外の信託の信託財産を一の新たな信託の信託財産とすることはできない。

3 信託法第六章第三節及び第九章の規定は、投資信託については、適用しない。

第九条第二項第三号中「この法律」の下に「信託法」を加え、同項第四号、第六号亦及び第八号イ中「第八条ノ三」を「第十条」に改める。

第二十五条第一項第十七号を次のように改める。

十七 委託者における公告の方法

第二十九条中「投資信託約款を変更しようとするときは」を「次に掲げる場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

一 投資信託約款を変更しようとする場合
二 委託者指図型投資信託の併合(受託者を同一とする二以上の委託者指図型投資信託の信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信託財産とすることをいう。次条第一項第二号において同じ。)をしようとする場合
第三十条及び第三十条の二を次のように改める。
(投資信託約款の変更等)
第三十条 投資信託委託業者は、前条各号に掲げる場合(同条第一号に掲げる場合にあつては、その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合に限る。)には、次に掲げる事項を定め、書面による決議を行わなければならない。

3 投資信託委託業者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該投資信託委託業者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
4 前二項の通知には、第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
5 無記名式の受益証券が発行されている場合において、書面による決議を行うには、投資信託委託業者は、当該決議の日の三週間前までに、書面による決議を行う旨及び第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。
6 受益者(当該投資信託委託業者を除く。)は、書面による決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有する。
7 投資信託委託業者は、投資信託約款によつて、知っている受益者が議決権行使しないときは、当該知っている受益者は書面による決議について賛成するものとみなす旨を定めることができる。この場合において、当該定めをした投資信託委託業者は、第二項又は第三項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

2 書面による決議を行うには、投資信託委託業者は、当該決議の日の二週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもつてその通知を発しなければならない。
3 投資信託委託業者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該投資信託委託業者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
4 前二項の通知には、第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
5 無記名式の受益証券が発行されている場合において、書面による決議を行うには、投資信託委託業者は、当該決議の日の三週間前までに、書面による決議を行う旨及び第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。
6 受益者(当該投資信託委託業者を除く。)は、書面による決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有する。
7 投資信託委託業者は、投資信託約款によつて、知っている受益者が議決権行使しないときは、当該知っている受益者は書面による決議について賛成するものとみなす旨を定めることができる。この場合において、当該定めをした投資信託委託業者は、第二項又は第三項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

8 書面による決議は、議決権行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行う。
3 投資信託委託業者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該投資信託委託業者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
4 前二項の通知には、第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
5 無記名式の受益証券が発行されている場合において、書面による決議を行うには、投資信託委託業者は、当該決議の日の三週間前までに、書面による決議を行う旨及び第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。
6 受益者(当該投資信託委託業者を除く。)は、書面による決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有する。
7 投資信託委託業者は、投資信託約款によつて、知っている受益者が議決権行使しないときは、当該知っている受益者は書面による決議について賛成するものとみなす旨を定めることができる。この場合において、当該定めをした投資信託委託業者は、第二項又は第三項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

第二項、第一百十四条、第一百十五条第二項、第一百六条第一項及び第二項、第一百十七条、第一百二十条並びに第一百二十二条の規定は、投資信託委託業者が書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第一百十条第一項中「前条第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」という。）第三十条第二項」と、同条第二項中「前条第二項」とあり、並びに同法第一百十四条第四項及び第一百十六条第二項中「第一百九条第二項」とあるのは「投資信託法第三十条第三項」と、同法第一百十条第三項中「前条第四項」とあるのは「投資信託法第三十条第五項」と、同法第一百十一条中「第一百八条第三号」とあるのは「投資信託法第三十三条第一項」と、「第一百九条第二項」とあるのは「同条第三項」と、同法第一百十二条第二項中「前項」とあるのは「投資信託法第三十条第六項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

10 前各項の規定は、投資信託委託業者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につきすべての受益者が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときその他受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定め

る場合には、適用しない。

（反対受益者の受益権買取請求）  
第三十条の二 重大な約款の変更等がされる場合には、書面による決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に對し、自己の有する受益権を公正な価格で当該受益権に係る投資信託財産をもつて買い取ることを請求することができる。

2 信託法第三十条第六項から第八項まで、第一百四条第一項から第十項まで、第二百六十二条第一項及び第三項 第二百六十三条並びに第二百六十四条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第三十条第六項中「第四項」の規定による通知又は前項の規定による公告とあるのは「書面による決議」と、同条第八項中「重要な信託の変更等」とあるのは「重大な約款の変更等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第三十二条を次のように改める。  
(投資信託契約の解約等)

第三十二条 第三十条及び第三十条の二の規定は、投資信託委託業者が投資信託契約を解約しようとする場合について準用する。この場合において、第三十条第一項第一号中「内容及び理由」とあるのは「理由」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

2 前項の規定は、投資信託委託業者が第四十条第一項第一号の規定による内閣総理大臣の命令に従つて解約する場合その他内閣府令で定める場合には、適用しない。

第四十八条の二第一項中「次に掲げるいすれかの方法」を「当該投資信託委託業者における公

告の方（次に掲げる方法のいずれかに限り、公告の期間を含む。）」に改め、同項第二号中「以下この条及び第四十九条の十三第三項」を「次

項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「会社法」の下に「第九百四十条第一項第二号及び第三号を除く。」及び第三項」を加え、「及び」百四条第一項から第十項まで、第二百六十二条第一項及び第三項 第二百六十三条並びに第二百六十四条を「並びに」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十九条の二第二項中「第五条ノ四」を「第六条」に改める。

第四十九条の四第二項第十八号を次のように改める。

第四十九条の十三の見出しを「（公告の方法）」に改め、同条第一項中「信託会社等会社を除く。次項において同じ。」がこの法律の規定によりする公告は、次に掲げるいすれかの方法」を

第十九条の五第二項中「受益証券は」を「受益証券には」に、「番号」を「当該受益証券の番号」に、「代表取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役）又は代表理事」を「受託者の代表者」に、「記名押印したものでなければ」を「記名押印しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

4 信託法第八章（第一百八十五条、第一百八十七条、第一百九十二条、第一百九十五条第二項、第七百九十二条、第二百二条第四項、第二百六十二条、第二百七条、第二百九条、第二百十条及び第二百十二条から第二百十五条までを除く。）の規定は、委託者非指図型投資信託について準用する。この場合において、第三十条第一項第一号中「内容及び理由」とあるのは「理由」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（外国投資信託の信託約款の変更等の届出等）  
第五十九条 第二十六条第二項及び第三項、第二十九条、第三十条第一項（第一号及び第三号を除く。）及び第二項から第五項まで、第三十三条並びに第四十八条の二の規定は外国投資信託の受益証券の発行者について、第三十一条及び第三十二条第一項の規定は委託者

「受益証券発行信託の受益権（第一百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）」とあるの

は「記名式の受益証券が発行されている受益権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第四十九条の十一第一項中「第三十条第四項中「受益権の総口数」とあるのは「当該投資信託約款に係る元本の総額に相当する口数」と」を削り、同条第一項中「及び第二十九条第三項」を「第二十九条第三項及び第二十九条の二」に改める。

第四十九条の十三の見出しを「（公告の方法）」に改め、同条第一項中「信託会社等会社を除く。次項において同じ。」がこの法律の規定によりする公告は、次に掲げるいすれかの方法」を「この法律の規定により委託者非指図型投資信託に関する公告は、当該委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社等（受託者である信託会社等の任務の終了後新受託者である信託会社等の就任前にあつては、前受託者である信託会社等）における公告の方法（次に掲げる方法のいずれかに限り、公告の期間を含む。）」に改め、同項第二号中「次項において同じ。」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第五十九条を次のように改める。

（外国投資信託の信託約款の変更等の届出等）  
第五十九条 第二十六条第二項及び第三項、第二十九条、第三十条第一項（第一号及び第三号を除く。）及び第二項から第五項まで、第三十三条並びに第四十八条の二の規定は外国投

資信託の受益証券の発行者について、第三十一条及び第三十二条第一項の規定は委託者

団型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第一項(第一号及び第三号を除く。)中「定め、書面による決議を行わなければ」とあるのは「定めなければ」と、同条第二項及び第五項中「書面による決議」とあり、及び「当該決議」とあるのは「重大な約款の変更等」と、第三十二条第一項中「第三十条及び第三十一条の二」とあるのは「第三十一条第一項(第一号及び第三号を除く。)及び第二項から第五項まで」と、第四十八条の二第二項中「第二号及び第三号を除く。」とあるのは「第一号に係る部分に限る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## 官 報 (号 外)

第二百四十八条第七号を次のように改める。  
第七 削除  
第二百四十九条第八号中「第四十八条の二第三項(第四十九条の十三第二項若しくは第三項又は)」を「第四十八条の二第二項(」に改める。  
第二百五十二条中「信託会社等」の下に「受益権原簿管理人」を加え、同条第二号から第四号までの規定中「会社法」の下に「若しくは信託法」を加え、同条第七号中「規約」を「受益権原簿、規約」に改め、同条第九号中「第四十八条の二第三項(第四十九条の十三第二項若しくは第三項又は)」を「第四十八条の二第二項(」に改め、同条第二十四号中「第七百十一条第一項」を「第七百十四条第一項」に改める。  
第二百五十二条各号中「第四十八条の二第三項(第四十九条の十三第二項若しくは第三項又は)」を「第四十八条の二第二項(」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)  
第二十六条 第二条の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前に締結された投資信託契約に基づく投資信託については、前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「旧投信法」といいう。)第三十条及び三十一条の二(これらは規定

を旧投信法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定の例により、適用される法律を新法とする旨の投資信託約款の変更をして、これを新法信託とすることができる。  
2 前項又は第三条の規定により新法信託とされた投資信託においては、新法信託とされる前に

旧投信法第三十条第一項(旧投信法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定による投資信託約款の変更の手続が開始された場合におけるその投資信託約款の変更の手続(旧投信法第三十条の二(旧投信法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定による受益証券の買取請求の手続を含む。)について、なお従前の例による。

第五十四条第六項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務

二 信託法第三条第三号(信託の方法)に掲げてする信託に係る事務に関する業務

二 信託法(平成十八年法律第 号)第三条第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務

及びこれに準ずるものとの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金(資金需要の期間が六月以下のものをいう。)に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けをする」を「次に掲げる業務を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 設備資金及び長期運転資金以外の長期資金(資金需要の期間が六月以下のものをいう。)に関する貸付け、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるものとの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金(資金需要の期間が六月以下のものをいう。)に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けをする。

二 信託法(平成十八年法律第 号)第三条第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

い。

官報(号外)

第六条第一項中「一定期間内」を「一定の期間内」に改め、同項ただし書きを削り、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2 前項の期間は、一月を下ることができない。

3 受益証券の権利者が第一項の期間内に異議を述べなかつた場合には、当該権利者は、その変更を承諾したものとみなす。

4 第一項の期間内に異議を述べた受益証券の権利者は、受託者に対して、その変更がなかつたならば有したであろう公正な価格で当該受益証券を買い取ることを請求することができない。

5 信託法第三百三十三条第七項及び第四百四条第一項から第十項までの規定は、前項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条に次の二項を加える。

6 受託者は、第四項の規定による請求があつた場合には、当該請求に係る受益証券をその固有財産をもつて買い取らなければならぬ。

第七条第一項中「二箇月をこえては」を「二月を超えては」に改め、同条第三項を削る。

第八条第一項中「基く」を「基づく」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「左の各号に」を「次に」に、「署名しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同項第六号を第七号とし、第一号から第五号まで

第六条第一項中「一定の期間内」を「一定の期間内」に改め、同項ただし書きを削り、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2 前項の期間は、一月を下ることができない。

3 受益証券の権利者が第一項の期間内に異議を述べなかつた場合には、当該権利者は、その変更を承諾したものとみなす。

4 第一項の期間内に異議を述べた受益証券の権利者は、受託者に対して、その変更がなかつたならば有したであろう公正な価格で当該受益証券を買い取ることを請求することができない。

5 信託法第三百三十三条第七項及び第四百四条第一項から第十項までの規定は、前項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条に次の二項を加える。

6 受託者は、第四項の規定による請求があつた場合には、当該請求に係る受益証券をその固有財産をもつて買い取らなければならぬ。

第七条第一項中「二箇月をこえては」を「二月を超えては」に改め、同条第三項を削る。

第八条第一項中「基く」を「基づく」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「左の各号に」を「次に」に、「署名しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同項第六号を第七号とし、第一号から第五号まで

を一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 貸付信託の受益証券である旨

第八条第四項に次の二号を加える。

八 その他内閣府令で定める事項

第八条に次の二項を加える。

5 信託法第八章(第三百八十五条、第三百八十七条、第三百九十条第四項、第三百九十二条、第三百九十五条第二項、第三百零一条第二項、第三百六十二条、第三百七十七条、第三百八十八条第一項ただし

書、第三百九十三条、第三百十一条及び第三百十二

条から第三百五十五条までを除く。)の規定は、

貸付信託について準用する。この場合にはおい

て、これらの規定中「法務省令」とあるのは

「内閣府令」と、同法第三百八十九条第四項及び第三百九十五条第五項中「官報に公告しなけれ

ば」とあるのは「公告しなければ」と、同法第三百九十四条中「受益証券発行信託の受益権(第三百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。)」とあるのは「記名式の受益証券が発行さ

れている受益権」と読み替えるものとするほ

か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条に次の二項を加える。

6 受託者は、第四項の規定による請求があつた場合には、当該請求に係る受益証券をその固有財産をもつて買い取らなければならぬ。

第七条第一項中「二箇月をこえては」を「二月

を超えては」に改め、同条第三項を削る。

第八条第一項中「基く」を「基づく」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「左の各号に」を「次に」に、「署名しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同項第六号を第七号とし、第一号から第五号まで

(公告の方法)

第十五条 この法律の規定により貸付信託に関する公告は、当該貸付信託の受託者である信託会社等(受託者である信託会社等の任務終了後新受託者である信託会社等の就任前にあつては、前受託者である信託会社等)における公告の方針(公告の期間を含む。)によりしなければならない。

第八条に次の二項を加える。

5 信託法第八章(第三百八十五条、第三百八十七条、第三百九十条第四項、第三百九十二条、第三百九十五条第二項、第三百零一条第二項、第三百六十二条、第三百七十七条、第三百八十八条第一項ただし

書、第三百九十三条、第三百十一条及び第三百十二

条から第三百五十五条までを除く。)の規定は、

貸付信託について準用する。この場合にはおい

て、これらの規定中「法務省令」とあるのは

「内閣府令」と、同法第三百八十九条第四項及び第三百九十五条第五項中「官報に公告しなけれ

ば」とあるのは「公告しなければ」と、同法第三百九十四条中「受益証券発行信託の受益権(第三百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。)」とあるのは「記名式の受益証券が発行さ

れている受益権」と読み替えるものとするほ

か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条に次の二項を加える。

6 受託者は、第四項の規定による請求があつた場合には、当該請求に係る受益証券をその固有財産をもつて買い取らなければならぬ。

第七条第一項中「二箇月をこえては」を「二月

を超えては」に改め、同条第三項を削る。

第八条第一項中「基く」を「基づく」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「左の各号に」を「次に」に、「署名しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同項第六号を第七号とし、第一号から第五号まで

理由がないのに、受益権原簿の閲覧若しくは謄写又は電磁的記録をもつて作成されている受益権原簿に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

六 第八条第五項において準用する信託法第三百二十二条第一項の規定に違反して、書面の交付又は電磁的記録の提供を拒んだとき。

七 第九条の規定による届出をしなかつたと本則に次の二項を加える。

(過料に処すべき行為)

第十八条 信託会社等、貸付信託の受託者又は受益権原簿管理人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

第十八条に次の二項を加える。

(貸付信託法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 施行日前に前条の規定による改正前の貸付信託法次項において「旧貸付信託法」とい

う。)第四条の承認を受けた信託約款に基づく信託契約によつてした貸付信託については、第二

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付信託については、第三条の規定にかわらず、旧貸付信託法第五条及び第六条の規

定の例により、適用される法律を新法とする旨の信託約款の変更をして、これを新法信託とす

ることができる。

3 前項の規定により新法信託とされた貸付信託の受益証券については、前条の規定による改正後の貸付信託法(以下この条において「新貸付信託法」という。)第八条第四項及び第五項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 新貸付信託法第八条第四項及び第五項の規定は、施行日以後に新貸付信託法第四条の承認を受けた信託約款に基づき施行日から起算して二年を経過した日以後に締結する信託契約の受益

第五条 第八条第五項において準用する信託法第三百三十条第三項の規定に違反して、正当な

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六

条とし、第十四条の次に次の二項を加える。

日前に締結する信託契約の受益証券について  
は、なお従前の例による。

5 施行日以後に新貸付信託法第四条の承認を受けた信託約款に基づく信託契約によつてした貸付信託における新貸付信託法第六条第一項及び

第七条第一項の公告の方法は、施行日から一年間は、新貸付信託法第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

## (中小企業金融公庫法の一部改正)

第三十二条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第七号中「信託会社等(信託会社及び)」を「信託法(平成十八年法律第二号)」

第三条第一号に掲げる方法による信託(信託会社又は)に、「をいう。以下同じ。」に信託する当該信託を「との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。第二十五条の五第一項において同じ。」又は信託法第三条第三号に掲げる方法による信託(以下「特定信託」と総称する。)をする場合における当該特定信託に改め、同条第三項及び第四項中「を信託会社等に信託し当該信託」を「について特定信託をして、当該特定信託」に改める。

第二十五条の四の見出し中「信託等」を「特定信託等」に改め、同条第一項第一号中「を信託会社等に信託し、当該信託」を「について特定信託をして、当該特定信託」に改める。

第二十五条の五第一項中「を信託し」を「について信託法第三条第一号に掲げる方法による信託をし」に改める。

第二十七条第二項中「信託会社等に信託する」

を「特定信託をする」に改める。

第三十二条の二第一号中「を信託会社等に信託する」を「について特定信託をする」に改めるとする。

第三十二条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第八項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務」を次に掲げる業務とする。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務

二 信託法(平成十八年法律第二号)第三

条第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

三 第五十八条に次の一項を加える。

四 労働金庫は、前項第二号に掲げる業務に関する事務に係る事務に加えて、信託業(平成十六年法律第百五十四号)の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。

第五十八条の二第四項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務」を次に掲げる業務とする。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務

二 信託法第三条第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

三 第五十六条に次の一項を加える。

四 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを機構の第三者に対抗することができない。

五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務

六 第五十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の二第六項中「労働金庫連合会は、」の下に「第四項第二号に掲げる業務及びを、「関しては」の下に「信託業法」を加え、「(平成十六年法律第百五十四号)」を削る。

第五十八条の五第七項中「同項に規定する信託業務」を「同項第一号に掲げる業務」に改めるとする。

第五十八条第八項中「から第六項まで」を「及ぶ第五項」に改める。

第五十八条第四項中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

第五十八条第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第五十八条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

第五十八条第八項中「から第六項まで」を「及ぶ第五項」に改める。

第五十八条第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第五十八条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

第五十八条第八項中「から第六項まで」を「及ぶ第五項」に改める。

第五十八条第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第五十八条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

第五十八条第八項中「から第六項まで」を「及ぶ第五項」に改める。

第五十八条第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第五十八条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

第五十八条第八項中「から第六項まで」を「及ぶ第五項」に改める。

第五十八条第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

別表第一の八の項中「第五十四条第二項」を「第五十条の二第二項及び第五十四条第二項に改め、「認可」の下に「同法第五十条の二第一項の登録」を加える。

第三十七条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十六条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

第三十六条第八項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十六条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

第三十六条第八項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十六条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

第三十六条第八項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十六条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

第三十六条第八項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十六条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

第三十六条第八項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十六条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

第三十六条第八項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十六条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。



第十三条中「第五十六条」を「第一百六十三条又は第一百六十四条」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第四十四条」を「第五十六条第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を削り、同条第四号中「信託組合が解散(合併による解散を除く。)をしたとき、又は」を削り、同号を同条第二号とする。

第十四条を次のように改める。

第十四条 信託法第三条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第四条第二項及び第三項、第五条、第六条、第二十三条第二項から第四項まで、第二十八条、第五十五条、第七十九条から第九十一条まで、第九十三条から十九条まで、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百三十三条から第二百三十九条まで、第二百四十六条、第二百四十八条まで、第二百六十七条から第二百六十九条まで並びに第二百七十条第二項及び第四項の規定は、信託組合への信託については、適用しない。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第四十五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改する。

第二十八条第四項を次のように改める。

4 信託法人への信託についての信託法(平成十八年法律第二号)第四十条第二項の規定の適用については、同項中「第二十八条」とあるのは、「農業経営基盤強化促進法第二十八条第三項」とする。

第二十九条 信託法人への信託については、信第二十九条を次のように改める。

第三十九条 信託法人への信託については、信

託法に規定する裁判所の権限(次に掲げる裁判に関するものを除く。)は、都道府県知事に属する。

一 信託法第一百六十六条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、同法第一百六十九号の一部を次のように改定する。

条第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第一百七十三条第一項の規定による新受託者の選任の裁判

二 信託法第一百八十八条第一項の規定による鑑定人の選任の裁判

三 信託法第二百二十三条の規定による書類の提出を命ずる裁判

四 信託法第二百三十条第二項の規定による弁済の許可の裁判

第五十条中「第五十六条」を「第一百六十三条又は第一百六十四条」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第四十四条」を「第五十六条第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を削り、同条第四号中「信託法人が解散をしたとき、又は」を削り、同号を同条第二号とする。

第三十一条を次のように改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十条を次のように改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十九条を次のように改める。

第四十条を次のように改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十二条を次のように改める。

項及び第四項の規定は、信託法人への信託については、適用しない。

(銀行法の一部改正)

第四十六条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「証券取引法第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行なう業務(前条第二項の規定により営む業務を除く。)を営む」を「次に掲げる業務を行う」に改め、同条に次の各号を加える。

一 証券取引法第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行なう業務(前条第二項の規定により営む業務を除く。)を営む」を「次に掲げる業務を行う」に改め、同条に次の各号を加える。

二 第二十六条中「第百三十二条」を「第百三十二条第一項及び第三項」に、「及び第百三十三条」を「、第百三十三条」に改め、「株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録」の下に「並びに第百五十四条の二(信託財産に属する株式についての対抗要件等)」を加え、「前条第一号」とあるのは「前条第一号」とあり、及び同法第一百五十四条の二第二項中「第百二十二条第一号」とあるのは「、第二十五条第一項第一号」とあるのは「前条第一号」とあり、及び同法第一百二十四条の二第二項中「第百二十二条第一号」と、同法第一百二十二条第二項に改める。

三 第二十九條中「保険業法(平成七年法律第二百五号)」の一部を次のように改正する。

第四十九条 保険業法(平成七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百七十三条の九」を「第百七十三条の八」に改める。

(保険業法の一部改正)

第四十七条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

(信託財産に属する預託株券の株式についての対抗要件)

第三十七条 預託株券の株式については、当該株式が信託財産に属する旨を参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該株式が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

第五十三条の六第一項第七号中「処理」の下に「(同法第二百三十五条第二項(一)に満たない端数の処理)において準用する場合を含む。」を加える。

五、第五十三条の二十五条第二項、第五十三条の二十七第三項及び第五十三条の三十二中「第二号イ」の下に「及びハ」を加える。

第六十一条の五中「質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等」の下に「信託財産に属する社債についての対抗要件等」を加える。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第四十八条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第百三十二条」を「第百三十二条第一項及び第三項」に、「及び第百三十三条」を「、第百三十三条」に改め、「株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録」の下に「並びに第百五十四条の二(信託財産に属する株式についての対抗要件等)」を加え、「前条第一号」とあるのは「前条第一号」とあり、及び同法第一百五十四条の二第二項中「第百二十二条第一号」と、同法第一百二十四条の二第二項に改める。

三 第二十九條中「保険業法(平成七年法律第二百五号)」の一部を次のように改正する。

第四十九条 保険業法(平成七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百七十三条の九」を「第百七十三条の八」に改める。

(保険業法の一部改正)

第四十七条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

(信託財産に属する預託株券の株式についての対抗要件)

第三十七条 預託株券の株式については、当該株式が信託財産に属する旨を参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該株式が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

官報(号外)

第七十条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第七十三条中「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第八十四条第一項第六号中「第七十条第七項」を「第七十条第六項」に改める。

第八十八条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第九十六条の十四第三項第九号中「第八十八

条第七項」を「第八十八条第六項」に改める。

第九十九条第八項中「信託財産に係る行為準則」の下に「重要な信託の変更等、費用等の償還又は前払の範囲等の説明」を加え、「第五条ノ四（損失の補填等）」を「第六条損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結」に改める。

第一百四十三条第四項を削る。

第一百六十五条の七第四項中「第九項」を「第八

項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

第一百六十五条の十七第四項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

第一百六十五条の二十四第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第一百七十一条第一項第二号中「第七十条第七項」を「第七十条第六項」に改め、同項第三号中「第八十八条第七項」を「第八十八条第六項」に改め、同項第四号中「同条第七項」を「同条第六項」に改め、「第一百六十五条の二十四第七項」を「第一百六十五条の二十四第六項」に改める。

第一百七十三条を削る。

第一百七十七条を削り、第一百七十二条を第一百七一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第一百七十二条及び第一百七十三条 削除

第一百七十三条の九を削る。

第一百八十八条の五第三項中「第二号ハ」を「第二号ホ」に改め、同条第四項中「第二号ロ」の下に「及びハ」を加える。

第二百四十二条第一項中「第一百七十二条」を「第二百七十一」条に改める。

第二百五十五条第二項中「第七十条第七項」を「第七十条第六項」に、「第八十八条第七項」を「第八十八条第六項」に、「第一百六十五条の二十四第六項」に改める。

第二百五十五条第三項中「第一百七十二条」を「第二百七十二条」に改め、同表

第二百二十条第二項の項、第二百二十条第六項の項及び第二百二十二条第二項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

第三百五十八条の表第二百十条第三項の項中「第一百七十二条」を「第二百七十二条」に改め、「第二百七十二条」を「第二百七十二条」に改め、同表

第二百二十条第二項の項、第二百二十条第六項の項及び第二百二十二条第二項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

第二百四十二条第一項中「第一百七十二条」を「第二百七十二条」に改める。

第二百四十二条第一項中「第二号」の下に「及びハ」を加える。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五十条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二百九十八条第三項中「第一百七十二条」を「第二百七十二条」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第五十三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二百九十九条第三項中「第一百七十二条」を「第二百七十二条」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第五十一条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第五十三条 中「第七項」を「第八項」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第五十四条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第五十六条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第五十七条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第五十八条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第五十九条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第六十条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第六十一条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 この法律の規定によりなほ從前の例によることとされる信託に関する訴訟手続の中断及び受継については、なお從前の例による。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一

部改正）

第五十三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二百九十九条第三項中「第一百七十二条」を「第二百七十二条」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一

部改正）

第五十四条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第五十六条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第五十七条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第五十八条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第五十九条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第六十条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第六十一条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第六十二条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第六十三条 第二百二十二条第一項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第三十条第二項中「第百三十二条から第百三十条まで」を「第百三十二条第一項及び第二項、第百三十三条並びに第百三十四条」に、「第百三十二条第三号」を「第百三十二条第一項第三号」に改める。

第三十三条第二項第四号中「解除」を合意による終了に改め、同項第五号中「信託法(大正十一年法律第六十二条)第二十三条」を「信託法(平成十八年法律第二百五十九号)第百五十条(特別の事情による信託の変更を命ずる裁判)」に改める。

第四十条第三項中「及び第二百八十八条第一項第三号」を削る。

第四十五条第三項中「第百三十二条」を「第百三十二条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」、「第百三十二条第三号」を「第百三十二条第一項第三号」に改める。

第七十条第一項第五号中「信託業法」の下に「信託法」を加える。

第七十六条第六項及び第八十五条中「第二号イ」を「第二号イ及びハ」に改める。

第一百一十八条第五項中「第二号ハ」を「第二号ホ」に改める。

第一百一十九条第六項中「第二号イ」を「第二号イ及びハ」に改める。

第一百九十四条第四項中「この法律の」を「この法律又は他の法律の」に、「第二編の」を「第二編又は他の法律の」に改める。

第二百二十九条第一項中「登記受益権質権者」とあるのは「特定目的信託契約」と、同法第二百三十二条第一項中「登記受益権質権者」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、同法第二百一条第一項中「受益権の受益権」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、同法第二百八条第一項中「受益証券発行信託の受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、同法第二百一条第一項中「受益権の内容」とあるのは「特定目的信託の受益権の元本持分(種類の異なる受益権を定めた場合にあっては、受益権の種類及び種類ごとの元本持分又は利益持分)と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十六条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項に次の一号を加える。

五百 その他内閣府令で定める事項

第二百三十六条第二項を次のように改める。

2 信託法第百八十九条(第二項及び第五項を除く。)(基準日)、第一百九十二条第五項を除く。)(受益者に対する通知等)、第一百九十七条

(第四項を除く。)(受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載又は記録)、第一百九十八条(第三項を除く。)(受益者の請求による受益権原簿記載事項の記載又は記録)及び第二百三条(登録受益権質権者に対する通知等)規定は、受益証券の権利者について準用する。この場合において、信託法第一百八十九条第一項、第三項及び第四項ただし書中「基準日」、「官報に公告しなければ」とあるのは「公

告しなければ」と、同項ただし書中「信託行

記載し、又は記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 資産信託流動化計画は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第二百二十九条第六号を削り、第七号を第六号とする。

第二百三十条に次の一項を加える。

2 信託法第九章(限定責任信託の特例)の規定は、特定目的信託については適用しない。

第二百三十五条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第二百三十六条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項に次の一号を加える。

五百 その他内閣府令で定める事項

第二百三十六条第二項を次のように改める。

2 信託法第百八十九条(第二項及び第五項を除く。)(基準日)、第一百九十二条第五項を除く。)(受益者に対する通知等)、第一百九十七条

(第二項及び第五項を除く。)(「第百四十八条各号」を「第二百一条第一項各号」に改める。

第二百三十九条の見出し中「会社法等」を「信託法」に改め、同条第一項を次のように改め

る。

信託法第百九十三条(共有者による権利の行使)、第一百九十六条第二項(権利の推定等)、第一百九十九条(受益証券の発行された受益権の質入れ)、第二百条第一項(受益証券発行信託における受益権の質入れの対抗要件)、第二百一条第一項(質権に関する受益権の質入れ)、第二百条第一項(受益権の併合又は分割に係る受益権原簿の記載等)及び第二百八条(第七項を除く。)(受益証券不持出の申出)の規定は、特定目的信託の受益権について準用する。この場合において、同法第七百十九条第三項に「官報に公告しなければ」とあるのは「公

告しなければ」と、同項ただし書中「前項を第二百九十九条及び第二百条第一項中「受益証券発行」に改め、同項を同条第四項とし、同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の二項を加える。

3 招集者は、前項の書面による通知の发出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第二百四十三条第三項中「第二百四十二条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第二百四十五条の見出し中「書面」を「書面又は電磁的方法」に改め、同条第二項中「会社法第三百一十条第一項及び第二項 受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等」及び第三百十一条を「信託法第一百十条第一項及び第二項 受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等」、第二百五十三条第一項中「取締役並びに第百十六条 電磁的方法による議決権の行使」並びに第三項（書面による議決権の行使）四項に、「同法第三百一条第一項中「取締役は、第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九条第一項」を「信託法第一百十条第一項中「招集者は、前条第一項」に改め、「にあつては」の下に「招集者は」を、「招集」との下に「同条第二項中「前条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第一項中「招集者は、同法第三百一十条第一項第三号に掲げる事項」を削る。

第二百五十二条第一項を次のように改める。  
第二百五十三条第一項中「（第二号を除く。）及び「同項及び同条第二項中「書面又は電磁的記録」とあるのは「書面」とを削る。

第二百五十二条第二項を次のように改める。  
第二百四十六条第二項中「第七百三十六条第三項（代表社債権者の選任等）を「第七百九十三条（二以上の社債管理者がある場合の特則）」に改める。

第二百四十九条の見出し中「会社法」を「信託法及び会社法」に改め、同条第一項中「会社法」

を「信託法第一百十四条（議決権の代理行使）、第二百七十七条（議決権の不統一行使）、第二百八十三条（議決権の不統一行使）」に改める。

「終了」に改める。

第二百五十六条第二項中「及び信託法第四十条を「並びに信託法第三十六条（信託事務の処理の状況についての報告義務）、第三十八条（帳簿等の閲覧等の請求）及び第三十九条（他の受益者の氏名等の開示の請求）」に改める。

第二百五十七条第二項を次のように改める。  
第二百六十二条第一項及び第六項を除く。（受託者の辞任）、第二百六十二条（第五項を除く。）（信託に関する非訟事件の管轄）、

第二百六十三条（信託に関する非訟事件の手続の特例）及び第二百六十四条（最高裁判所規則）の規定は、前項の代表権利者の辞任について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百五十九条の見出し中「会社法」を「信託法及び会社法」に改め、同条第一項中「会社法第三百八十五条」を「信託法第四十四条（受益者による受託者の行為の差止め）及び第八十五条（受託者の責任等の特例）並びに会社法第三百八十五条」に改め、「特定目的信託契約」と、「監査役設置会社に著しい損害」とあるのは「信託財産に著しい損害」と、同法を「信託法第四十四条第一項中「信託行為」とあるのは「特定目的信託契約」と、会社法に改める。

第二百六十三条の見出しを「特定目的信託の変更を命ずる裁判」に改め、同条中「第二十三条」を「第二百五十二条（特別の事情による信託の変更を命ずる裁判）」に、「信託財産の管理方法」を「特定目的信託」に改める。

第二百六十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び「（第二号又は第四号）とあるのは「第二号」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第三項に次の二項を加える。

2 受託信託会社等が信託法第三十三条（公平主義）の規定に違反する行為を行い、又はこれを行うおそれがある場合において、これにより一部の受益証券の権利者に回復することができない損害を生ずるおそれがある場合においては、第二百四十条第一項の規定にかかるわらず、当該受益証券の権利者は、受託信託会社等に対し、その行為をやめるよう請求することができる。

第二百六十三条の見出しを「特定目的信託の変更を命ずる裁判」に改め、同条中「第二十三条」を「第二百五十二条（特別の事情による信託の変更を命ずる裁判）」に、「信託財産の管理方法」を「特定目的信託」に改める。

第二百六十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び「（第二号又は第四号）とあるのは「第二号」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第三項に次の二項を加える。

ただし、第一項の資料が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における次項において準用する会社法第四百四十二条第三

項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

第二百六十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「同項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の資料は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第二百六十七条第一項中「信託法第三十九条の書類(以下「帳簿等」という。)の閲覧若しくは謄写又は信託事務の処理について説明を求める」を「次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 信託法第三十七条第一項又は第五項の書類の閲覧又は謄写の請求  
二 信託法第三十七条第一項又は第五項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

三 信託事務の処理の状況についての報告の請求

第二百六十七条第三項第四号中「帳簿等の」を「第一項の規定による」に、「信託事務の処理に係る説明」を「報告」に、「利益をもつて」を「利益を得て」に改め、同項第五号中「当該特定目的信託若しくは他の信託の帳簿等の」を「第一項の規定による」に、「信託事務の処理に係る説明」を「報告」に、「利益をもつて」を「利益を得て」に改め、同項第六号中「閲覧」を「第一項の規定によ

る閲覧」に、「信託事務の処理に係る説明」を「報告」に改め、同条第四項中「第四十条」を「第三十条(信託事務の処理の状況についての報告義務)、第三十八条(帳簿等の閲覧等の請求)及び第三十九条(他の受益者の氏名等の開示の請求)」に改める。

第二百六十九条第一項第二号中「信託財産の管理方法」を「特定目的信託の変更」に、「定められた」を「命じられた」に改め、同条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第三項中「第二百四十二条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第一項を「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同項に次の一項を加える。

6 信託法第一百四十九条(第一項を除く。)(関係当事者の合意等)並びに第六章第二節(信託の併合)及び第三節(信託の分割)の規定は、特定目的信託については、適用しない。

第二百七十条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第二百七十二条第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第四項を次のように改める。

第二百七十二条第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第四項を次のように改める。

第二百七十二条第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 信託法第一百三十三条第四項から第八項まで(受益権取得請求)、第一百四条(受益権の価格の決定等)、第二百六十二条(第五項を除く。)(信託に関する非訟事件の管轄)、第二百六十三条规定(信託に関する非訟事件の手続の特例)及び第二百六十四条(最高裁判所規則)の規定は、第一項の受益権の買取りの請求について準用する。この場合において、同法第一百三条第四

項中「重要な信託の変更等」とあるのは「資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。)第二百六十九条第一項第一号の場合に限る。)の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更」と、「受益者」とあるのは「資産流動化法第二百七十二条第一項に規定する受益証券の権利者」と、同条第五項中「官報による公告」とあるのは「公告」と、同条第六項中「第一項又は第二項」とあるのは「資産流動化法第二百七十二条第一項」と、「受益権の内容」とあるのは「元本持分(種類の異なる受益権を定めた場合にあつては、受益権の種類及び種類ごとの元本持分)」と、同条第八項中「重要な信託の変更等」とあるのは「資産流動化法第二百六十九条第一項第一号の場合に限る。)の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第二百七十六条の見出し中「解除」を「終了」に改め、同条第一項中「の解除」を削り、「決議によるものとする」を「決議により、これを終了させることができる」に改め、同条に次の二項を加える。

第二百七十六条の見出し中「解除」を「終了」に改め、同条第一項中「の解除」を削り、「決議によるものとする」を「決議により、これを終了させることができる」に改め、同条に次の二項を加える。

3 信託法第一百六十四条(委託者及び受益者の合意等による信託の終了)の規定は、特定目的信託については、適用しない。

第二百七十七条の見出しを「(特定目的信託の終了)」に改める。

第二百七十八条第一号中「第五十六条规定する」を「第一百六十三条各号(信託の終了事由)に掲げる」に改め、同条第三号中「特定目的信託契約の解除」を「特定目的信託の終了」に改める。

第二百七十三条第一項中「受託信託会社等」の下に「及びその理事、取締役若しくは執行役又はこれらに准ずる者を加える。

第二百七十四条第一項中「承諾」を「同意」に改め、同条第三項中「第八条ノ三」を「第十条」に改

め、同条第五項中「会社法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)」を「信託法第二百六十二条(第五項を除く。)(信託に係る非訟事件の管轄)」に改める。

第二百七十九条第二項中「第二十二条」を「第二百七十五条第一項中「第五十五条第二項」を「第七十七条第二項」に、「受益者」とあるのは、「権利者集会」を「受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人。次項において同じ。)が前項の計算」とあるのは、「権利者集会が資産の流動化に関する法律第二百七十五条第一項の財産目録及び貸借対照表」に改め、同条第五項中「(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び「同項ただし書中「第二号又は第四号」とあるのは「第二号」とを削る。

三十一条(利益相反行為の制限)に改め、同条

第三項中「(第一号及び第二号に係る部分に限る。)」及び「(第二号又は第四号)とあるのは「第二号」とを削る。

第二百八十二条第二項を削る。

第二百八十二条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第三項を削る。

第二百八十五条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「固有財産により証券取引法第二条第八項第四号の行為を行つた」に改め、同項を同条とする。

第二百八十七条の見出しを「(不動産登記法に係る特例)」に改め、同条第一項中「第九十七条第一項」の下に「(信託の登記の記載事項)」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、「(信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する信託管理人をいう。)」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二百八十八条を次のように改める。

第二百八十八条 この法律の規定により特定目的信託に関する公報は、当該特定目的信託の受託信託会社等(受託信託会社等の任務の終了後新受託信託会社等の就任前にあつては、前受託信託会社等)における公報の方法(公報の期間を含む。)によりしなければならない。

第二百八十九条第一項第八号中「会社法第三百八十五条」を「信託法第四十四条」に改める。

第二百四十四条中「又は第二百八十八条第二項」

を削る。

第三百六十六条第一項第八号中「第二百六十四

条第二項若しくは第三項」を「第二百六十四条第三項若しくは第四項」に改め、同項第二十三号

中「第七百十一条第一項」を「第七百十四条第一項」に改め、同項第三十号中「又は第二百八十八

条第三項」を削る。

第三百十七条各号中「又は第二百八十八条第

二項」を「第二百八十五条第一項」に改め、同項

中「第二百二十二条第一項」を「第二百二十三

条第三項」を削る。

(資産の流動化に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第五十六条 施行日前に前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律(以下この条において「旧資産流動化法」という。)第二百二十五条

第一項の規定による届出がされた特定目的信託契約に基づく特定目的信託については、第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定目的信託については、その受託信託会社等は、旧資産流動化法第二百六十九条から第二百七十二条までの規定の例により、適用される法律を新法とする旨の特定目的信託契約の変更をして、これを新法信託とすることができる。

3 前項又は第三条の規定により新法信託とされた特定目的信託においては、新法信託とされる前に受託信託会社等が旧資産流動化法第二百七十七条法律第八十六号)第一百六十三条の規定による通知又は同条第四項の公告をした場合における当該通知又は公告がされた特定目的信託

契約の変更に係る受益権の買取りの手続については、なお従前の例による。

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正)

第五十七条 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のようによう

に改正する。

第八条の見出しを「(持分移転等の対抗要件)」に改め、同条中「記載した後でなければ」を「記載しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 出資者の持分が信託財産に属することは、その旨を出資者原簿に記載しなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)

第五十八条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の二項を加える。

3 出資者の持分については、当該持分が信託財産に属する旨を出資者原簿に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを研究機構その他の第三者に対抗することができない。

(中間法人法の一部改正)

第五十九条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第四項中「第二号イ」の下に「及びハ」を加える。

第八十七条第六項中「及び第八百七十六条」を「第八百七十六号及び第九百三十七条第一項

(第二号ニに係る部分に限る。)に改める。

第五十六条第二号中「信託管理人」の下に「及び受益者代理人」を加える。

第五十四条の見出しを「(信託管理人等の指定期」に改め、同条中「信託管理人」の下に「及び受益者代理人」を加える。

第五十八条中「から第二百二十二条まで」を

第八十八条第三項中「第二号ハ」を「第二号ホ」に改める。

(社債等の振替に関する法律の一一部改正)

第六十条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十二条」を「第二百二十二条・第三条」を「第二百二十二条第一項」に改める。

第二百二十二条第一項第二項並びに第十九条中「から第二百二十二条まで」を「第二百二十二条第一項」に改める。

第二百二十二条第一項第一項第二号並びに第二百二十二条第一項第一号に「(社債発行会社)」を「(社債発行会社)」とあり、及び「株式会社又は持分会社」に改め、「社債を発行した会社」とあるのは「振替機関」との下に「(社債発行会社)」を「(社債発行会社)」とあり、及び「株式会社又は持分会社」に改め、「社債を発行した会社」とあるのは「振替機関」との下に「(同法第九百四十条第一項第一号に掲げる部 分に限る。)中「この法律」とあるのは「社債等の振替に関する法律」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、同条第一号及び第三号中の「会社」とあるのは「振替機関」とを加える。

第五十四条の見出しを「(信託管理人等の指定期」に改め、同条中「信託管理人」の下に「及び受益者代理人」を加える。

第五十八条中「から第二百二十二条まで」を





び質権の目的である振替受益権の銘柄ごとの数	三 前号の加入者のために開設された第一号の振替受益権の振替を行うための口座
五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数	四 加入者ごとの第一号の振替受益権の数(次号に掲げるものを除く。)
六 第三号又は第四号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日	五 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である第一号の振替受益権の数
七 その他政令で定める事項	六 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び前号の数のうち信託財産であるものの数
八 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。	七 前条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項
九 前項第一号及び第二号に掲げる事項	八 第一号の振替受益権の総数その他の主務省令で定める事項
十 銘柄ごとの数	九 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替受益権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
十一 その他政令で定める事項	一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第七号までに掲げる事項の通知
十二 銘柄ごとの数	二 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
十三 その他政令で定める事項	三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所
十四 振替口座簿は、電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。)で作成することができる。(振替受益権の発生時の新規記載又は記録手続)	四 その他主務省令で定める事項
十五 第二百二十七条の五 特定の銘柄の振替受益権の発行者は、当該振替受益権が発生した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。	五 前項の受益者又は質権者が一定の日に開設された当該振替受益権の振替を行ったのを除く。)の開設の申出をしなければならない。
十六 一 当該振替受益権の銘柄	六 受託者が第一項の振替受益権に係る受益権のため開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。
十七 二 前号の振替受益権の受益者又は質権者である加入者の氏名又は名称	七 受託者が第一項の振替受益権の受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定め
	るものに通知しなければならない。
	一 受託者が一定の日における当該振替受益権の受益者(質権者があるときは、その質権の目的である受益権の受益者を除く。)及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨
	ハ 当該口座における前項第六号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
	二 当該口座における前項第七号に掲げる事項の記載又は記録
	ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録
	二 前号の受益者又は質権者のために開設された当該振替受益権の振替を行ったのを除く。)の開設した口座を除く。)を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨
	三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所
	四 その他主務省令で定める事項
	五 前項の規定は、同項第一号の一定の日において、当該受託者に対し、同号の受益者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。
	六 受託者が特定の銘柄の振替受益権を交付しようとする場合において、当該振替受益権の受益者又は質権者のため開設された振替受益権の振替を行った場合その他の主務省令で定める場合にあっては、当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。)は、次に掲げる事項を第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えた
	四 受託者が第一項の振替受益権に係る受益権のため開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。
	五 前項の規定は、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えた
	六 受託者が第一項の振替受益権の受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定め

# 官 報 (号外)

いて振替機関に同項の同意を与えるなければならない。

5 第一項に規定する場合において、受託者が

前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の受益者又は質権者から通知を受けた同項

第二号の口座(当該通知がないときは、当該受託者が開設の申出をした特別口座)を同条

第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

(振替手続)

第一百三十七条の七 特定の銘柄の振替受益権について、振替の申請があつた場合には、振替

機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座(顧客口座を除く)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替受益権の銘柄及び数

二 前項の加入者の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三 増加の記載又は記録がされるべき口座(顧客口座を除く。以下この条において「振

替先口座」という。)

四 振替先口座(機関口座を除く。)において增加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

五 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における措置を執らなければならない。

一 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の数(以下この条において「振替数」という。)についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、当該振替先口座の振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

六 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

七 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げて準用する。

八 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

九 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げて準用する。

十 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げて準用する。

十一 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げて準用する。

十二 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げて準用する。

十三 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げて準用する。

十四 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げて準用する。

十五 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げて準用する。

十六 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げて準用する。

十七 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げて準用する。

た事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知を受けた口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録

二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

六 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

七 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

八 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

九 特別口座に記載又は記録がされた振替受益権についての振替手続等に関する特例

第十 第百二十七条の八 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替受益権については、当該加入者又は当該振替受益権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、当該振替先口座の加入者の上位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録

二 特定の銘柄の振替受益権に係る第百二十七条の五第一項の通知又は振替の申請の前に信託の併合により消滅する信託の受益権を取得した者であつて受益権原簿に記載又は記録がされていないことを理由として信託の併合に際して当該受益権に代わる当該振替受益権の交付を受けることができなかつたものその他

三 の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替受益権についての

## 官報(号外)

記載又は記録がされた特別口座の加入者と共にして請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第二百二十七条の六  
第三項本文の申出

二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替受益権についての振替の申請

3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請(抹消手続)

第二百二十七条の九 特定の銘柄の振替受益権について、抹消の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口座を除く)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において「申請人」という。は、当該申請において

て、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替受益権の銘柄及び数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第二項第一号の数についての減少の記載又は記録

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替受益権の銘柄について、その直近下位機関に對し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

6 前項の規定は、同項第一号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、受益者又は質権者のために受益者代理人に對して振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合を除くほか、受益者又は質権者に対しても振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合を除くほか、

受益債権に係るすべての債務の支払をするのと引換えにその口座における当該振替受益権の銘柄についての当該支払に係る振替受益権の数と同数の抹消をその直近上位機関に対し申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、受益者又は質権者のために振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払を受けた受益者代理人が当該受益者又は当該質権者に対し当該支払を受けた額の支払をする場合について準用する。

(全部抹消手続)

第二百二十七条の十 特定の銘柄の振替受益権の発行者は、当該振替受益権についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、第二号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を得た振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該受益権の併合がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に對し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

二 当該振替受益権の銘柄

第二百二十七条の十一 特定の銘柄の振替受益権について信託の変更により受益権の併合をして申請する場合には、当該振替受益権の発行者は、当該受益権の併合がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に對し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項(この項において准用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(振替受益権の併合に関する記載又は記録手続)

第二百二十七条の十二 特定の銘柄の振替受益権の銘柄についての当該支払に係る振替受益権の数と同数の抹消をその直近上位機関に對し申請することを請求することができる。

4 前二項の規定は、第二項(この項において准用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

いて、当該振替受益権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

三 受益権の併合がその効力を生ずる日

四 当該発行者の口座(二以上あるときは、そのうちの一)

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替受益権の銘柄について、その直近下位機関に對し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日ににおいて、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替受益権についての記載又は記録がされている口座(機関口座及び顧客口座以外の口座)においては、当該口座の保有欄又は質権欄にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄に

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知

を受けた振替機関は、同項第三号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替受益権についての記載又は記録がされてい保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に減少比率をそれぞれ乗じた数についての減少の記載又は記録をしてなければならない。

4 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によって減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならぬ。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしてなければならない。

4 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしてなければならない。

5 振替機関等が第三項(前項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

6 第百二十七条の四第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として

規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならぬ。

(信託の併合により他の銘柄の振替受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続) 第百二十七条の十三 信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、受託者が信託の併合に際して振替受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、信託の併合がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしてなければならない。この場合において、第百二十七条の五及び第百二十七条の六の規定は、適用しない。

1 従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替受益権の銘柄

2 従前の信託の振替受益権の銘柄

3 次のイの総数の口の総数に対する割合(以下この条において「割当比率」という。)

4 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の

四 信託の併合がその効力を生ずる日

五 第一号の振替受益権の発行者の口座(二以上あるときは、そのうちの一)

六 第百二十七条の四第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として

る場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によって増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならぬ。

(信託の分割により他の銘柄の振替受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続)

準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

## 二 分割信託又は従前の信託の振替受益権の銘柄

三 次のイの総数の口の総数に対する割合(以下この条において「割当比率」という。)

イ 第一号の振替受益権の総数

ロ 前号の振替受益権の総数

四 信託の分割がその効力を生ずる日

五 第一号の振替受益権の発行者の口座(二以上あるときは、そのうちの一)

六 第百二十七条の四第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

七 第一号の振替受益権のうち当該信託の分割により新たに生ずるものその他主

割により新たに生ずるものとの総数その他の主

第一項第五号の口座の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄等に記載又は記録をしなければならぬ。振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならぬ。

(信託の分割により他の銘柄の振替受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第十一条第一項第六号に規定する分割信託をいう。以下この項において同じ。)の受益権が振替受益権である場合において受託者が吸収信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき、又は新規信託分割における従前の信託の受益権が振替受益権である場合において受託者が新規信託分割に際して振替受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、信託の分割がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合において、第一項第五号の口座の保有欄等に記載又は記録がされている保有欄等において、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この規定は、適用しない。

一分割信託又は従前の信託の受益者に対し

記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

## (振替受益権の質入れ)

第一百二十七条の十七 振替受益権の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(信託財産に属する振替受益権の対抗要件)

第一百二十七条の十八 振替受益権については、規定によって増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されること

なる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならぬ。

(信託財産に属する振替受益権の対抗要件)

第一百二十七条の十九 加入者は、その口座(口座管理機関の口座)にあっては、自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替受益権についての権利を適法に有するものと推定する。

(加入者の権利推定)

第二百二十七条の二十 振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座)にあっては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替受益権についての增加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替受益権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第百二十七条の二十一 前条の規定による振替受益権の取得によりすべての受益者の有する同条に規定する銘柄の振替受益権の総数が当該銘柄の振替受益権の総数(その受益債権に係るすべての債務の支払がされた振替受益権の数を除く。)を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の総数を超えるときは、振替機関は、その超過数(第一号の合計数から第二号の総数を控除した数をいふ。)に達するまで、当該銘柄の振替受益権を取得する義務を負う。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替受益権の数の合計数

2 前項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替受益権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替受益権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

4 前項に規定する振替受益権についての権利

は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替受益権について第三項の規定により免除の意思表示を行つたときは、直ちに、当該振替受益権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第百二十七条の二十二 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは

は、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数(第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいふ。)に相当する数の当該銘柄の振替受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替受益権の数の合計数

2 前項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替受益権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 前項第二号に規定する顧客口座における振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替受益権の数

2 前項第一号に規定する数は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に規定する数

2 前項第二号に規定する顧客口座における振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替受益権の数

2 前項第一号に規定する数は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に規定する数

2 前項第二号に規定する顧客口座における振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替受益権の数

2 前項第一号に規定する数は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に規定する数

2 前項第二号に規定する顧客口座における振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替受益権の数

2 前項第一号に規定する数は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に規定する数

同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替受益権を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替受益権を取得する義務を負う。

5 振替機関は、第一項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該免除の意思表示をした旨

二 当該免除の意思表示に係る振替受益権の銘柄及び数

3 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第一号に掲げる銘柄の振替受益権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第一号に掲げる数の減少の記載又は記録

2 前項の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

3 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

4 受益権の総数(当該振替機関の下位機関でありますがあるときは、当該下位機関について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する超過数に関する当該受

益者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

5 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

6 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

7 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

8 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

9 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

10 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

11 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

12 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

13 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

14 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

15 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)

「振替機関分割限数」という。)に関する部分について、発行者に対する抗議ができない。

一 当該受益者の有する当該銘柄の振替受益権の数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関にての同項に規定する口座管理機関分割限数を控除した数)のほか、第百二十七条

の二十一第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百二十七条の二十四 第二百二十七条の二十二第一項に規定する場合において、同項に規定する

する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、受益者(当該口座管理機関又はその下位機関が開設した

該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替受益権についての受

益権に規定する超過数に關する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がさ

れた振替受益権についての受

機関の下位機関であつて第二百二十七条の二十二第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替受益権についてのすべての受益者の口座管理機関分割限数の合計数を控除した数)
2 第二百二十七条の二十二第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する受益者に対して次に掲げる義務を負う。
一 前項の場合において、同項に規定する受益者の有する当該銘柄の振替受益権のうち、当該銘柄の振替受益権に規定する部分について、発行者の支払をする義務
一 当該受益者の有する当該銘柄の振替受益権のうち、当該銘柄の振替受益権に規定する部分について、発行者の代わつて受益債権に係る債務の支払をする義務
二 前号に掲げるもののほか、第二百二十七条の二十二第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務
（発行者が誤つて振替受益権の受益債権に係る債務の支払をした場合における取扱い）
第二百二十七条の二十五 発行者が第二百二十七条の二十三第一項又は前条第一項の規定により義務を負わないとした数についてした受益の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關する当該受益者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替受益権についての受益者に限る）の口座管理機関分割限数を控除した数）
二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替受益権についてのすべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数（当該口座管理

3 発行者は、第一項に規定する債務の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百二十七条の二十三第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による受益者の振替機関等に対する権利を取得する。

#### 第四節 信託法の特例

（受益権原簿の記載又は記録事項に関する信託法の特例）

第二百二十七条の二十六 振替受益権についての受益権原簿には、当該振替受益権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

（証明書の提示）

第二百二十七条の二十七 振替受益権の受益者が受益権の行使（受益債権の行使を除く。）をするには、第三項本文の規定により書面の交付を受けた上、発行者に当該書面を提示しなければならない。

第二百二十七条の二十九 信託の併合により消滅すべき受益権が振替受益権でない場合において、受託者が信託の併合に際して受益者に振替受益権を交付しようとするときは、信託の併合がその効力を生ずる日を第二百二十七条の六第一項第一号の一定の日として同項の通知をしなければならない。

第二百二十七条の三十 振替受益権に関する信託法の特例

第二百二十七条の二十九 信託の併合により消滅すべき受益権が振替受益権である場合において、受託者が信託の併合に際して受益者に振替受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、信託の併合がその効力を生ずる日を第二百二十七条の十第一項第二号の日として全部抹消の通知をしなければならない。

第二百二十七条の三十一 振替受益権に関する信託法の特例

は、この限りでない。

4 前項本文の規定により書面の交付を受けた受益者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることができない。

（受益権買取請求に関する信託法の特例）

第二百二十七条の二十八 振替受益権の受益者が振替受益権についての当該発行者の口座に振替先口座とする振替を当該発行者の直近上位機関に對して申請することを請求することができる。

（信託の併合に関する信託法の特例）

第二百二十七条の二十九 信託の併合により消滅すべき受益権が振替受益権でない場合において、受託者が信託の併合に際して受益者に振替受益権を交付しようとするときは、信託の併合がその効力を生ずる日を第二百二十七条の六第一項第一号の一定の日として同項の通知をしなければならない。

第二百二十七条の三十 振替受益権に関する信託法の特例



第一百二十七条の六第一項第一号	保有欄	について前条第一項の通知又は	について
第一百二十七条の七第三項第二号		当該口座の第百二十七条の四第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)	
第一百二十七条の八第二項	質権欄	当該口座の同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)	
第一百二十七条の二十一第一項	に係る第百二十七条の五第一項の通知又は	に係る第百二十七条の五第一項について振替受入簿に記載され、又は記録された合計数(当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る数及び合計数を	(振替受入簿の備付) 第四十二条 振替機関は、振替受入簿を備えなければならない。 (特例受益権に係る振替受入簿の記載又は記録事項)
第一百二十七条の二十一第二項	総数を	に係る第百二十七条の五第一項について振替受入簿に記載され、又は記録された合計数(当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る数及び合計数を	第四十三条 振替受入簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 一 特例受益権の銘柄(第百二十七条の四第三項第二号に規定する銘柄をいう。附則第二号において同じ。)及び数 二 特例受益権の番号 三 その他主務省令で定める事項
第一百二十七条の二十二第二項	発生、移転又は消滅	は記録を申請することができる。 2 前項の申請をする特例受益権の受益者(以下この条において「申請人」という。)は、当該特例受益権の発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、当該特例受益権の受益証券を添えて、申請人のためにその申出により開設された当該特例受益権の振替を行うための口座を示さなければならない。 3 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、直ちに、当該申請に係る特例受益権について、振替受入簿に附則第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。	2 第百二十七条の四第六項の規定は、振替受入簿について準用する。 (特例受益権に係る振替受入簿の閲覧等)
第一百二十七条の二十二第二項	により当該により当該口座における当該	4 振替機関は、前項の規定により振替受入簿に記載し、又は記録したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例受益権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならぬ。 一 当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 振替受入簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記載された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求 三 振替受入簿が記録されるときは、当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものである場合には、当該口座の第百二十七条の四第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該特例受益権の数の増加の記載又是記録	4 第百二十七条の二十五第一項 規定期により
第一百二十七条の二十二第二項	発生、移転又は消滅	は記録	第五百二十九条第二号 又は第二百三十八条第二項の規定により

第四十五条 特例受益権の受益者は、その有す	は記録	る特例受益権について、振替受入簿の記載又是記録を申請することができる。
		2 前項の申請をする特例受益権の受益者(以下この条において「申請人」という。)は、当該特例受益権の発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、当該特例受益権の受益証券を添えて、申請人のためにその申出により開設された当該特例受益権の振替を行うための口座を示さなければならない。
		3 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、直ちに、当該申請に係る特例受益権について、振替受入簿に附則第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
		4 振替機関は、前項の規定により振替受入簿に記載し、又は記録したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例受益権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならぬ。 一 当該特例受益権の発行者に対する振替受入簿に記載し、又は記録した旨の通知 二 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものである場合には、当該口座の第百二十七条の四第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該特例受益権の数の増加の記載又是記録

三 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて申請人の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該特例受益権の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する次に掲げる事項の通知

イ 当該特例受益権の銘柄及び数  
ロ 申請人の氏名又は名称

ハ 第二項の規定により示された口座

5 前項(第一号を除く。)の規定は、同項第三号(この項において準用する場合を含む。)の規定があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(受益証券の無効)

第四十六条 前条第二項の規定により振替機関に提出された受益証券は、同条第四項の規定により振替受入簿に記載され、又は記録された時において、無効とする。

(受益証券の発行の特例)

第四十七条 特例受益権について、附則第四十五条第一項の申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿の記載又は記録がされた場合であつて、当該特例受益権について第一百二十七条の九第一項の抹消の申請が行われているときは、当該特例受益権の受益者は、振替機関に対し、当該特例受益権に係る振替受入簿の記載又は記録の抹消の申請をすることができる。

2 振替機関は、前項の規定による抹消の申請を受けたときは、直ちに、当該申請に係る特例受益権について、振替受入簿の記載又は記録を抹消しなければならない。

3 振替機関は、前項の規定により振替受入簿の記載又は記録を抹消したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例受益権の発行者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 第二項の規定により振替受入簿の記載又は記録が抹消されたときは、当該記載又は記録に係る特例受益権の受益者は、第一百二十七条の三第一項の規定にかかわらず、当該特例受益権の発行者に対し、受益証券の発行を請求することができる。

(特例受益権の内容の公示)

第四十八条 発行者は、特例受益権について第十三条第一項の同意を振替機関に対し与えた場合には、直ちに、当該振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該同意に係る特例受益権の銘柄

二 当該特例受益権の総数その他の主務省令で定める事項

2 第百二十七条の三十二の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「同項第七号」とあるのは、「附則第四十八条第一項各号」と読み替えるものとする。

(特例受益権に係る発行者の同意に関する公告)

第四十九条 振替機関は、特例受益権について第一百三十三条第一項の発行者の同意を得た場合は、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(農林中央金庫法の一部改正)

第六十二条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第九項中「第九号」の下に「に掲げ

る業務並びに前項」を、「関しては」の下に「信託業法(平成十六年法律第百五十四号)」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、信託法(平成十八年法律第二号)第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務を行うことができる。

第七十二条第一項第四号中「平成十六年法律第二百五十四号」を削る。

第百五十四条第一項中「(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)」を削る。

第六十三条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五十八条中「第三十条第二項」を「第三十条第一項」に、「同条第三項を同条第二項」を「同条第二項を同条」に改める。

附則第五十九条中「第三十条第二項」を「第三十条第一項」に改める。

(独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正)

第六十六条 独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他の第三者に対抗することができない。

4 第六十五条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)の一部を次のよう改正する。

第六十五条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)の一部を次のよう改正する。

正) 第八条に次の二項を加える。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他の第三者に対抗することができない。

5 第八条に次の二項を加える。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他の第三者に対抗することができない。

6 第六十七条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

3 第三十四条第三項中「基づき信託された」を「基づく信託に係る」に改める。

4 第三十六条中「一部を」を「一部について、信託法(平成十八年法律第二号)第三条第一号に掲げる方法〔に〕、「(次条第一号において「信託会社等」という。)に信託する」を「との間で同号に規定する信託契約を締結するものに限る。第三十八条において同じ。)又は信託法第三条第三号に掲げる方法による信託(次条第一号及び

第三十八条において「特定信託」と総称する。)をするに改める。

第三十七条第一号中「信託会社等に信託し、当該信託」を「特定信託をし、当該特定信託」に改める。

第三十八条中「金銭債権を信託し」を「金銭債権について特定信託(信託法第三条第一号に掲げる方法によるものに限る。)をし」に、「当該信託を「当該特定信託」に改める。

(破産法の一部改正)

第六十八条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六十九条 外国倒産処理手続がある

目次中「第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則(第二百四十五条—第二百四十七条)」を「第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則(第二百四十四条の二—第二百四十四条の特則(第二百四十五条—第二百四十七条))」に改める。

第二条第一項中「相続財産」の下に「若しくは信託財産」を加え、同条第十一項中「状態」の下に「(信託財産の破産にあっては、受託者が、信託財産による支払能力を欠くために、信託財産責任負担債務(信託法(平成十八年法律第一号)第一条第九項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。)のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態)」を加え、同条第十四項中「相続財産」の下に「若しくは信託財産」を加える。

第十章の二 信託財産の破産に関する特則  
(信託財産に関する破産事件の管轄)  
第二百四十四条の二 信託財産についてのこの  
第二百四十四条の四 信託財産については、信

法律の規定による破産手続開始の申立ては、信託財産に属する財産又は受託者の住所が本国内にあるとき限り、することができる。

2 信託財産に関する破産事件は、受託者の住所地(受託者が数人ある場合にあっては、そのいずれかの住所地)を管轄する地方裁判所が管轄する。

3 前項の規定による管轄裁判所がないときは、信託財産に関する破産事件は、信託財産に属する財産の所在地(債権については、裁判上の請求をすることができる地)を管轄する地方裁判所が管轄する。

4 信託財産に関する破産事件に対する第五条第八項及び第九項並びに第七条第五号の規定の適用については、第五条第八項及び第九項

五号中「同条第一項又は第二項」とあるのは「第二百四十四条の二第二項又は第三項」とす

る。

5 前三项の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、信託財産に関する破産事件は、先に破産手続開始の申立てがあつた地方裁判所が管轄する。

(信託財産の破産手続開始の原因)  
第二百四十四条の三 信託財産に対する第十五条第一項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過(受託者が、信託財産責任負担債務につき、信託財産に属する財産をもつて完済することができない状態をいう。)」とする。

(破産財團の範囲)

第二百四十四条の五 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、破産手続開始の時において信託財産に属する一切の財産(日本国内にあるかどうかを問わない。)は、破産財團とする。

(受託者等の説明義務等)  
第二百四十四条の六 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、次に掲げる

託債権(信託法第二十一条第二項第二号に規定する信託債権をいう。次項第一号及び第二百四十四条の七において同じ。)を有する者又は受益者のほか、受託者又は信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは同法第百七

十条第一項の管理人(以下「受託者等」と総称する。)も、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 次の各号に掲げる者が信託財産について破産手続開始の申立てをするときは、それぞれ当該各号に定める事実を説明しなければならない。

3 前項の規定は、同項各号に掲げる者であつた者について準用する。

二 会計監査人(信託法第二百四十八条第一項又は第二項の会計監査人をいう。以下この章において同じ。)

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者であつた者について準用する。

3 第三十七条及び第三十八条の規定は、信託財産について破産手続開始の決定があつた場合における受託者等(個人である受託者等に限る。)について準用する。

4 第四十二条の規定は、信託財産について破産手続開始の決定があつた場合における受託者等について準用する。

2 前項の規定は、受託者等が一人であるとき、又は受託者等が数人ある場合において受託者等の全員が破産手続開始の申立てをしたときは、適用しない。

3 前項第二号の規定は、受託者等が一人であるとき、又は受託者等が数人ある場合において受託者等の全員が破産手続開始の申立てをしたときは、適用しない。

(信託債権者及び受益者の地位)

第二百四十四条の七 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、信託債権を有する者及び受益者は、受託者について破産手続開始の決定があつたときでも、破産手続開始の時において有する債権の全額について破産手続に参加することができる。

2 信託財産について破産手続開始の決定があつたときは、信託債権は、受益債権に優先する。

3 受益債権と約定劣後破産債権は、同順位とする。ただし、信託行為の定めにより、約定劣後破産債権が受益債権に優先するものとす

者は、破産管財人若しくは債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があつたときは、破産に関する必要な説明をしなければならない。

一 受託者等  
二 会計監査人(信託法第二百四十八条第一項又は第二項の会計監査人をいう。以下この章において同じ。)

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者であつた者について準用する。

項において準用する場合を含む。)の規定により受託者が有する権利は、信託財産についての破産手続との関係においては、金銭債権とみなす。

(固有財産等責任負担債務に係る債権者の地位)

第三百四十四条の九 信託財産について破産手続開始の決定があつたときは、固有財産等責任負担債務(信託法第二十二条第一項に規定する)の決定があつたときは、固有財産等責任負担債務をいう。)に係る債権を有する者は、破産債権者としてその権利を行使することができない。

(否認権に関する規定の適用関係等)

第三百四十四条の十 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、次に掲げ二節の規定の適用については、受託者等が信託財産に関する行為は、破産者がした行為とみなす。

2 前項に規定する場合における第三百六十二条第一項の規定の適用については、当該行為の相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当时、受託者等が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

3 第一項に規定する場合における第三百六十二条第一項第一号の規定の適用については、債権者が受託者等又は会計監査人であるときは、その債権者は、同号に掲げる行為の當時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと)を知っていたものと推定する。

4 第一項に規定する場合における第三百六十八条第二項の規定の適用については、当該行為の相手方が受託者等又は会計監査人であるとき

は、その相手方は、当該行為の当时、受託者等が同項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

損失のてん補又は原状の回復の請求権の査定について、それぞれ準用する。

(保全管理命令)

第三百四十四条の十二 信託財産について破産手続開始の申立てがあつた場合における第三章第二節の規定の適用については、第九十一条第一項中「債務者(法人である場合に限る。以下この節、第四十八条第四項及び第五十二条第二項において同じ。)の財産」とあり、並びに同項、第九十三条第一項及び第九十六条第二項中「債務者の財産」とあるのは、「信託財産に属する財産」とする。

4 第一項第二号の規定は、信託財産についての相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当时、受託者等が同項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

5 第一項第二号の規定は、信託財産についての相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当时、受託者等が同項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

「又は信託財産」を加え、同条に次の二項を加える。

第三百四十四条の十一 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、次に掲げ

(破産管財人の権限)

第三百四十四条の十一 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、次に掲げ

るものは、破産管財人がする。

一 信託法第二十七条第一項又は第二項の規定による取消権の行使

二 信託法第三十一条第五項の規定による追認

三 信託法第三十一条第六項又は第七項の規定による取消権の行使

四 信託法第三十二条第四項の規定による権利の行使

五 信託法第四十条又は第四十一条の規定による責任の追及

六 信託法第四十二条(同法第二百五十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による責任の免除

七 信託法第二百二十六条第一項、第二百二十八条第一項又は第二百五十四条第一項の規定による責任の追及

八 前項の規定は、保全管理人について準用する。

3 第一項に規定する場合における第三百六十二条第一項第一号の規定の適用については、債権者が受託者等又は会計監査人であるときは、その債権者は、同号に掲げる行為の当时、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと)を知っていたものと推定する。

3 第一項に規定する場合における第三百六十二条第一項第一号の規定の適用については、債権者が受託者等又は会計監査人であるときは、その債権者は、同号に掲げる行為の当时、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと)を知っていたものと推定する。

3 第一項に規定する場合における第三百六十二条第一項第一号の規定の適用については、債権者が受託者等又は会計監査人であるときは、その債権者は、同号に掲げる行為の当时、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと)を知っていたものと推定する。

う。)と読み替えるものとする。

第二百五十八条第四項中「相続財産」の下に「又は信託財産」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第一項第二号の規定は、信託財産についての相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当时、受託者等が同項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

第三百四十四条の十二 信託財産について破産手続開始の申立てがあつた場合における第三章第二節の規定の適用については、第九十一条第一項中「債務者(法人である場合に限る。以下この節、第四十八条第四項及び第五十二条第二項において同じ。)の財産」とあり、並びに同項、第九十三条第一項及び第九十六条第二項中「債務者の財産」とあるのは、「信託財産に属する財産」とする。

(信託財産に属する財産)

第三百四十四条の十二 信託財産について破産手続開始の申立てがあつた場合には、次に掲げ

るものは、破産管財人がする。

一 信託法第二十七条第一項又は第二項の規定による取消権の行使

二 信託法第三十一条第五項の規定による追認

三 信託法第三十一条第六項又は第七項の規定による取消権の行使

四 信託法第三十二条第四項の規定による権利の行使

五 信託法第四十条又は第四十一条の規定による責任の追及

六 信託法第四十二条(同法第二百五十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による責任の免除

七 信託法第二百二十六条第一項、第二百二十八条第一項又は第二百五十四条第一項の規定による責任の追及

八 前項の規定は、保全管理人について準用する。

3 第一項に規定する場合における第三百六十二条第一項第一号の規定の適用については、債権者が受託者等又は会計監査人であるときは、その債権者は、同号に掲げる行為の当时、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと)を知っていたものと推定する。

3 第一項に規定する場合における第三百六十二条第一項第一号の規定の適用については、債権者が受託者等又は会計監査人であるときは、その債権者は、同号に掲げる行為の当时、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと)を知っていたものと推定する。

きも、第一項前段に改め、同条第四項中「第九十六条」を「第九十六条第一項」に、「同項」を「第八十三条第二項」に改める。

第二百六十九条中「破産者が第四十一条」を「破産者(信託財産の破産にあつては、受託者等)が第四十一条(第二百四十四条の六第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百七十条中「相続財産に」を「相続財産に属する財産、信託財産の破産にあつては信託財産に、『相続財産』を「相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産」に改める。

(破産法の一部改正に伴う経過措置)  
第六十九条 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合における施行日前にされた行為の否認については、前条の規定による改正後の破産法(以下この条において「新破産法」という。)第二百四十四条の十第一項の規定により読み替えて適用する新破産法第六章第二節の規定は、適用しない。

2 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合においては、施行日前に破産債権者につき受託者に対する債務(信託財産に属する債権に係る債務に限る。以下この項において同じ。)の負担の原因が生じたときにおける破産債権者による相殺の禁止及び施行日前に受託者に対して債務を負担する者につき破産債権の取得の原因が生じたときにおける当該による相殺の禁止については、新破産法第七十七条及び第七十二条の規定は、適用しない。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)  
第七十条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を

改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一  
部を次のように改正する。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律目

次の改正規定中「改め、「第一百二十一條の下に

「・第一百二十二条の二」を加え、「・第一百二十三條を「一百二十三条の二」を「・第一百二十二条の二」を「一百二十二条の三」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第

百二十二条の改正規定中「第八十二条の項の」を「第八十五条第一項の項の」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第

百二十二条の見出し及び同条を改め、同条の次に一条を加える改正規定中「第一百二十二条の見出し中「投資信託又は外国投資信託の受益権」を

「投資信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「以下同じ」を加え、同条の表第七十八条第一

項の項中「口数」の下に「償還済み又は」を加え、同表第八十条第一項、第八十条第二項第一

号、第八十一条第一項及び第八十二条第二項第一

号、第六十五条第三項第五号の規定により当該振替新株予約権が信託財産に属する旨を

振替口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該新株予約権が信託財産に属すること

とを第三者に対抗することができない。

2 前項に規定する振替口座簿への記載又は

記録は、政令で定めるところにより行う。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第

六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百

二十四条中「第二百七十二条第一項から第三項まで」を「第二百七十二条の二第一項から第一

項まで」を加え、「並びに第六百九十四条第一

項」を「第六百九十四条第一項並びに第六百九

十五条の二第二項から第三項まで」に改める。

記録は、政令で定めるところにより行う。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第

六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百

三十三条第一項中「第二百三十二条第二号及び第三号」を「第二百三十二条第一項第二号及び第三号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第

六章の次に六章を加える改正規定中第二百七

三条を次のように改める。

(信託財産に属する振替株式についての対

抗要件)  
第一百四十二条 振替株式については、第一百二

十九条第三項第五号の規定により当該振替

株式が信託財産に属する旨を振替口座簿に

記載し、又は記録しなければ、当該株式が

信託財産に属することを第三者に対抗する  
ことができる。

第二百七条 振替新株予約権付社債について  
は、第一百九十四条第三項第五号の規定によ

り当該振替新株予約権付社債が信託財産に  
属する旨を振替口座簿に記載し、又は記録

しなれば、当該新株予約権付社債が信託  
財産に属することを第三者に対抗すること

ができる。

2 前項に規定する振替口座簿への記載又は

記録は、政令で定めるところにより行う。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第

六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百

二十二条の二第二項及び第二百二十二条第一

項」を「第二百二十二条第一項」を「第四十九条第一項」に改めることとする。

(信託財産に属する振替新株予約権について  
の対抗要件)

第二百七十六条 振替新株予約権については、

第一項の規定により行う。

2 前項に規定する振替新株予約権について  
の対抗要件)

第二百七十六条 第三百五十五条第五号の規定により当該振替新株予約権が信託財産に属する旨を

振替口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該新株予約権が信託財産に属すること

とを第三者に対抗することができない。

2 前項に規定する振替口座簿への記載又は

記録は、政令で定めるところにより行う。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第

六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百

三十三条第一項中「第二百三十二条第二号及び第三号」を「第二百三十二条第一項第二号及び第三号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第

六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百

三十六条第一項中「第二百三十二条第二号及び第三号」を「第二百三十二条第一項第二号及び第三号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第

六章の次に六章を加える改正規定中第二百七

三条を次のように改める。

(信託財産に属する振替株式についての対

抗要件)  
第一百四十二条 振替株式については、第一百二

十九条第三項第五号の規定により当該振替

株式が信託財産に属する旨を振替口座簿に

記載し、又は記録しなければ、当該株式が





下に「第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。」を加え、同項第十五号中「解除を「合意による終了」に改める。

第二十八条第一項中「法令及び信託の本旨に従い信託財産に係る」を「信託の本旨に従い、」に改め、「信託業務」の下に「その他の業務」を加え、同条第二項中「善良な」を「善良な」に、「信託業務」を「信託業務」に改め、同条第三項中「信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と」を「信託法第三十四条の規定に基づき信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産と」に改める。

第二十九条第二項中「信託契約」を「信託行為」に、「かつ、信託財産に損害を与えるおそれがない」を「又は当該取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面若しくは電磁的方法による受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。)の承認を得た場合(当該取引をすることができない旨の信託行為の定めがある場合を除く。)であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める」に改め、同項第二号中「一の信託の」に、「それ以外」を「他の信託」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第三者との間において信託財産のためにする取引であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの 第二十九条の次に次の二条を加える。  
(重要な信託の変更等)

第二十九条の二 信託会社は、重要な信託の変更(信託法第二百三十三条第一項各号に掲げる事項に係る信託の変更をいう。)又は信託の併合若

しくは信託の分割(以下この条において「重要な信託の変更等」という。)をしようとする場合には、これらが当該信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかである場合その他内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより公告し、又は受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この条において同じ。)に各別に催告しなければならない。

一 重要な信託の変更等をしようとする旨  
二 重要な信託の変更等に異議のある受益者は一定の期間内に異議を述べるべき旨  
三 その他内閣府令で定める事項

2 前項第二号の期間は、一月を下ることがで

きない。

3 第一項第二号の期間内に異議を述べた受益者(信託の受益権の個数が当該信託の受益権の総個数の二分の一を超えるとき(各受益権の内容が均等でない場合にあつては、当該信託の受益権の価格の額が同項の規定により定める事項を説明しなければならない。

4 第一項第二号の期間内に異議を述べた受益者(信託の受益権の価格の額が同項の規定により定める事項を説明しなければならない。

5 第一項の認可を受けて新設分割により設立する株式会社は、その成立の時に、第三条の五を加え、同条に次の二項を加える。

3 内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす  
4 第一項の認可を受けて新設分割により設立する株式会社は、その成立の時に、第三条の五を加え、同条に次の二項を加える。

5 第一項の認可を受けて新設分割により設立する株式会社は、その成立の時に、第三条の五を加え、同条に次の二項を加える。

受益権の価格の総額その他内閣府令で定めるものの二分の一を超える受益権を有する受信者の承認を得たとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、これらの場合に準する場合として内閣府令で定める場合に該当するとき。

5 一個の信託約款に基づいて、信託会社が多数の委託者との間に締結する信託契約にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。(以下この条において同じ。)に各別に催告の規定を適用する。

(費用等の償還又は前払の範囲等の説明)

第二十九条の三 信託会社は、受益者との間ににおいて、信託法第四十八条第五項(同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。)に規定する合意を行おうとするときは、当該合意に基づいて費用等(同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。)若しくは信託報酬の償還又は費用若しくは信託報酬の前払を受けることができる範囲その他内閣府令で定める事項を説明しなければならない。

第三十条第一項を削り、同条第二項中「以下この項において同じ」を削り、「信託法(大正十一年法律第六十二号)第三条第一項」を「信託法第十四条」に改め、同項後段を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「以下この項において同じ」を削り、「第三条第一項」を「第十四条」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とする。

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

5 第一項の認可を受けて合併により設立する

総理大臣の免許を受けたものとみなす。  
第三十七条第一項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第二項中「設立される」を「設立する」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第一項の認可を受けて新設分割により設立する株式会社は、その成立の時に、第三条の五を加え、同条に次の二項を加える。

3 内閣総理大臣による認可その他の処分に基づいて有していた権利義務を承継する。

4 第一項の規定は、会社分割により信託業の全部の承継をする信託会社又は合併により設立する信託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣総理大臣による認可その他の処分に基づいて有していた権利義務を承継する。

5 第一項の規定は、会社分割により信託業の全部の承継をする信託会社について準用する。

3 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要的限度において、当該信託会社から業務の委託を受けた者に対し当該信託会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を

命じ、又は当該職員に当該信託会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該信託会社の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前項の信託会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

第五十一条第一項中「第四十七条」を第五十一条第三項に、「同条」を同項に、「其ノ相続人又ハ」を「又ハ」に、「其ノ相続人、受益者又ハ」を「受益者又ハ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の場合」を「前項の場合」に、「第四十九条第一項」を「第六十二条第二項」に、「又ハ」を「又ハ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第五十条第三項中「第三項及び第四項」を「第五項及び第六項」に改める。

第二章第六節中第五十二条の前に次の二条を加える。

(信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託についての特例)

第五十条の二 信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をしようとする者は、当該信託の受益権を多数の者(政令で定める人数以上)の者をいう。第十項において同じ。が取得することができる場合として政令で定める場合には、内閣総理大臣の登録を受けなければならぬ。ただし、当該信託の受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められる場合として政令で定める場合は、この限りでない。

2 第七条第二項から第六項までの規定は、前

項の登録について準用する。

3 第一項の登録(前項において準用する第七条第三項の登録の更新を含む。第六項並びに第十二項の規定により読み替えて適用する第

四十五条第一項第三号及び第一百十一条第三号において同じ。)を受けようとする者(第六項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本金の額

三 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)の氏名

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の種類

六 前号の業務以外の業務を営むときは、その業務の種類

七 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行ふ営業所の名称

八 取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいすれかに該当する者のある会社

九 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

10 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自己信託登録簿に登録しなければならない。

11 第三項各号に掲げる事項

12 登録年月日及び登録番号

13 総覧に供しなければならない。

14 第一項の登録を受けた者が信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をしたとき(当該信託の受益権を多数の者が取得することができる場合として政令で定めるときに限る。)は、当該登録を受けた者以外の者であつて政令で定めるものに、内閣府令で定めることにより、当該信託財産に属する財産の状況その他の当該財産に関する事項を調査させなければならない。

5 前項第三号の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託の信託財産の種類

二 信託財産の管理又は処分の方法

三 信託財産の分別管理の方法

四 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の実施体制

五 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の一部を第三者に委託する場合には、委託する事務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続(第二十二条第三項各号に該当する事務を委託する場合を除く。)

六 信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制

七 その他内閣府令で定める事項

八 取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいすれかに該当する者のある会社

九 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

10 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自己信託登録簿に登録しなければならない。

11 第三項各号に掲げる事項

12 登録年月日及び登録番号

13 総覧に供しなければならない。

14 第一項の登録を受けた者が信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をしたとき(当該信託の受益権を多数の者が取得することができる場合として政令で定めるときに限る。)は、当該登録を受けた者以外の者であつて政令で定めるものに、内閣府令で定めることにより、当該信託財産に属する財産の状況その他の当該財産に関する事項を調査させなければならない。

五 人的構成に照らして、信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められない会社

六 第五条第二項第五号又は第六号に該当する会社

4 第一項の登録(前項において準用する第七条第三項の登録の更新を含む。第六項並びに第十二項の規定により読み替えて適用する第

四十五条第一項第三号及び第一百十一条第三号において同じ。)を受けようとする者(第六項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本金の額

三 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)の氏名

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の種類

六 前号の業務以外の業務を営むときは、その業務の種類

七 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行ふ営業所の名称

八 取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいすれかに該当する者のある会社

九 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

10 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自己信託登録簿に登録しなければならない。

11 第三項各号に掲げる事項

12 登録年月日及び登録番号

13 総覧に供しなければならない。

14 第一項の登録を受けた者が信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をしたとき(当該信託の受益権を多数の者が取得することができる場合として政令で定めるときに限る。)は、当該登録を受けた者以外の者であつて政令で定めるものに、内閣府令で定めることにより、当該信託財産に属する財産の状況その他の当該財産に関する事項を調査させなければならない。

15 その他の内閣府令で定める書類

16 載した書類

17 貸借対照表

18 その他内閣府令で定める書類

官 報 (号 外)

第三十三条	第二十八条第一項	その他の業務	業務	業務方法書	管理型信託会社登録簿	第八条第一項各号	第七条第三項の登録の更新
第三十二条	第二十二条第三項	その他の業務	業務	業務方法書	自己信託登録簿	第五十条の二第二項各号	第五十条の二第二項において準用する第七条第二項の登録の更新
第三十一条	第十二条第二項						
第三十条	第十三条第三項						
第二十九条	第二十条第一項						
第二十八条	第二十二条第一項						
第二十七条	第二十三条第一項						
第二十六条	第二十四条第一項						
第二十五条	第二十五条第一項						
第二十四条	第二十六条第一項						
第二十三条	第二十七条第一項						
第二十二条	第二十八条第一項						
第二十一条	第二十九条第一項						
第二十条	第二十条第一項						
第十九条	第二十二条第一項						
第十八条	第二十三条第一項						
第十七条	第二十四条第一項						
第十六条	第二十五条第一項						
第十五条	第二十六条第一項						
第十四条	第二十七条第一項						
第十三条	第二十八条第一項						
第十二条	第二十九条第一項						
第十一项	第二十条第一項						
第十项	第二十二条第一項						
第九项	第二十三条第一項						
第八项	第二十四条第一項						
第七项	第二十五条第一項						
第六项	第二十六条第一項						
第五项	第二十七条第一項						
第四项	第二十八条第一項						
第三项	第二十九条第一項						
第二项	第二十条第一項						
第一项	第二十二条第一項						





## 官 報 (号 外)

中「新株予約権原簿記載事項」とあるのは「新

株予約権原簿記載事項(当該新株予約権者の有する新株予約権が信託財産に属する旨を含む。)とする。

4 前三項の規定は、証券発行新株予約権及び証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

第三百十九条第三項中「株主」の下に「及び債権者」を加える。  
第三百三十一条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三百四十七条第二項中「及び第三百四十二条」を「第三百四十二条並びに第三百四十三条第一項及び第二項」に、「とする」を「と」、第三百四十三条第一項及び第二項中「株主総会」とあるのは「第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会」とする」に改める。

第四百六十一條第一項第七号中「第二百三十四条第四項」の下に「(第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四百六十二条第一項第五号イ及びロ中「第二百三十四条第四項後段」の下に「(第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項第二号」を「第二百三十四条第四項第二号」、「第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。」に改める。

第四百六十五条第一項第九号中「第二百三十四条第四項の」を「次のイ又はロに掲げる」に、「同項各号」を「当該イ又はロ」に改め、同号に次のように加える。

イ 第二百三十四条第四項 同条第一項各

号に定める者

口 第二百三十五条第二項において準用する第二百三十四条第四項 株主

第六百二十六条の見出し及び同条第一項中「払戻し」の下に「又は持分の払戻し」を加え、同

条第二項中「規定により」の下に「出資の払戻しのために」を加え、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定により持分の払戻しのために減少する資本金の額は、第六百三十五条第一項に規定する持分払戻額から持分の払戻しをする日における剩余金額を控除して得た額を超えてはならない。

第六百九十五条の次に次の二条を加える。  
(信託財産に属する社債についての対抗要件等)

第六百九十五条の二 社債については、当該社債が信託財産に属する旨を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該社債が信託財産に属することを株式会社その他の第三者に対抗することができない。

2 第六百八十二条第四号の社債権者は、その有する社債が信託財産に属するときは、株式会社に対し、その旨を社債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 社債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第六百八十二条第一項及び第六百九十五条第一項の規定の適用については、第六百八十二条第一項中「記録された社債原簿記載事項」とあるのは「記録された社債原簿記載事項(当該社債権者の有する社債

が信託財産に属する旨を含む。)」と、第六百九十五条第一項中「社債原簿記載事項」とあるのは「社債原簿記載事項(当該社債権者の有する社債が信託財産に属する旨を含む。)」とする。

4 前三項の規定は、社債券を発行する旨の定めがある社債については、適用しない。

第七百九十五条第二項第三号中「承継する」を「取得する」に改める。

第八百五十二条第三項中「の株式」を「若しくはその完全親会社の株式」に改める。

第八百六十八条第二項中「閲覧」の下に「瞻写」を加え、同項各号中「閲覧」の下に「若しくは超えてはならない。

第八百七十二条第四号中「第七百八十六条第二項」の下に「第七百八十八条第二項」を加える。  
第八百七十七条中「第八百四十条第二項」の下に「第八百四十二条第二項及び」を加える。

第八百七十八条第一項中「第八百四十条第二項」の下に「(第八百四十二条第二項(同法)に改め、「及び第二百八十八条第三項」を削る。)」を加える。

第八百七十七条第一項中「(第三百二十五条第二号)」を「又は第二項(これらの規定を第三百二十五条に改め、同条第二十一号中「第三百四十三条第二項」の下に「(第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を「株主総会」の下に「又は種類株主総会」を加え、「株主総会」の下に「第七百十一条第一項」を加え、同条第三十三号中「第七百十一条第一項」を「第七百十四条第一項」に改める。

第八百七十八条第一項中「(第三百四十七条第二項)」を「次条第二項第四号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

第九百三十七条第一項第二号ハ中「次条第二項第二号」を「次条第二項第四号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ イ又はロに掲げる裁判を取り消す裁判(次条第二項第二号に規定する裁判を除く。)

二 清算人又は代表清算人若しくは清算持分会社を代表する清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判(次条第二項第三号に規定する裁判を除く。)

号に規定する裁判を除く。)

第九百三十七条第一項第三号イ中「前号ハ」を「前号ホ」に改め、同条第二項中「あつた」を「確定した」に改める。

第九百三十八条第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 前号の裁判を取り消す裁判があつたとき。

三 特別清算開始後における清算人又は代表清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判があつたとき。

清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判があつたとき。

第九百四十三条第一号中「第四十八条の二第三項(同法第四十九条の十三第二項及び第三項並びに)」を「第四十八条の二第二項(同法)に改め、「及び第二百八十八条第三項」を削る。

第九百七十六条第十九号中「(第三百二十五条)」を「又は第二項(これらの規定を第三百二十五条に改め、同条第二十一号中「第三百四十三条第二項」の下に「(第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を「株主総会」の下に「又は種類株主総会」を加え、「株主総会」の下に「第七百十一条第一項」を「第七百十四条第一項」に改める。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

第七十八条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第十一項までを

一部ずつ繰り上げ、同条第十二項第二号ロ中

「特定短期社債」の下に「(新資産流動化法第二条

第八項に規定する特定短期社債をいう。ハにおいて同じ。)」を加え、同項を同条第十一項とし、同条中第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同

条第十六項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第九項第一号」

を「第八項第一号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十九項を第十八項とし、第二十

項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、同条第二十二項中「第十九項第一号」を「第

十八項第一号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第十八項」を「第十七

項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十

五項中「第十八項又は第二十二項」を「第十七項又は第二十一項」に改め、同項を同条第二十四

項とし、同条第二十六項中「第二十三項」を「第

二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第十九項第二号」を「第

十八項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第二十項」を「第十九

項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第十八項若しくは第二十一項」を

「第十七項若しくは第二十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二

十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「第三十項」を「第二十九

項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「第二十七項から第二十九項まで」を「第二十六項から第二十八項まで」に改め、同

項を同条第三十二項とする。

第二百三十二条第二十七項中「、第二百三十条

第二項」を削り、同条第二十八項中「第二百三十

条第十九項第一号」を「第二百三十条第十八項第一号」に改め、同条第三十項第一号中「第二百三

十条第十九項」を「第二百三十条第十八項」に改

める。

(郵政民営化法の一部改正)

第七十九条 郵政民営化法(平成十七年法律第九

十七号)の一部を次のように改正する。

第一百十条第一項第三号中「第十七号まで」の下

に「並びに第十一号第二号」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第八十条 施行日前にした行為及びこの法律の規

定によりなお従前の例によることとされる場合

における施行日以後にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十一条 この法律に定めるもののほか、この

法律の規定による法律の改正に伴い必要な経過

措置(第三条、第六条第一項、第十一条第二

項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第十三

十条第二項及び第五十六条第二項の規定による

新法信託への信託の変更に関し必要な経過措置

を含む。)は、政令で定める。

#### 附 則

この法律は、新信託法の施行の日から施行す

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

一 第九条(商法第七条の改正規定に限る。)

第二十五条(投資信託及び投資法人に関する

法律第二百五十五条の改正規定に

官 報 (号 外)

平成十八年十二月八日

参議院会議録第十八号(その二)

一〇四

第明治二十  
五年三月三  
日可認物便  
郵種三十一  
三十

(

発行所	二東京一 独立番都〇五 行政四号港區八 行政法人國立虎ノ門四 國立印丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 四四〇円)